県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する 調査特別委員会会議録(その15)

招集年月日時刻及び場所

平成17年10月14日(金) 午前9時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長 小林 実

副委員長 宮澤 敏文

委 員 平野成基

委 員 小池 清

委 員 服部宏昭

委 員 木 下 茂 人

委 員 石坂千穂

委 員 毛利栄子

委員 下村 恭

委員林 奉文

委員 鈴木 清

委 員 竹内久幸

委 員 宮澤宗弘

委 員 清水 洋

委員 髙見澤敏光

委 員 柳田清二

委 員 倉田竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

県経営戦略局長 松林憲治氏

元県経営戦略局政策促進チームリーダー 宮津雅 則氏

元県総務部長 小林公喜氏

元県経営戦略局参事 岡部英則氏

小 林 誠 一氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

開会時刻 午前9時30分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県下水 道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項並びに「下水道関係の働き掛けに関 する文書」に係る公文書公開請求に関する事項並びに県の事務等に対する知事後援会の関与 及び費用負担に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、尋問順に、県経営戦略局長松林憲治さん、元県経営戦略 局政策促進チームリーダー宮津雅則さん、元県総務部長小林公喜さん、元県経営戦略局参事 岡部英則さん、小林誠一さん、以上5名であります。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、県経営戦略局長松林憲治さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人松林憲治さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいと の申し出がありましたが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、証人松林憲治さんの入室を求めます。

[松林証人 入室・着席]

松林憲治証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださいますようお願いする次第でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の

規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

松林憲治証人、宣誓書の朗読を願います。

「 松林証人、宣誓書を朗読]

御着席願います。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、

議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう切に要望いたします。

これより松林憲治証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き服部委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を願うことにいたします。

まず松林憲治証人にお尋ねいたします。あなたは松林憲治さんですか。

松林証人 松林憲治でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

松林証人 経営戦略局長でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に服部委員から尋問させていただきます。 服部委員 松林証人、おはようございます。きょうは御苦労様でございます。それでは私の 方から、これまで総務委員会等で明らかになっている知事後援会費用負担による県職員や審 議会委員との会食を伴った会合に、松林証人が出席しているのは、何月何日、どこで何の目 的で開催されたのかを時系列的に、記録文書に基づきまして、あるいはまた委員会等の記録 に基づきましてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず2003年5月30日に、平成15年ですが、長野市のカサイライフで行われました会合に出席したことについてでございます。この会合に松林証人は出席されましたか。

松林証人 出席をしております。

服部委員 だれに呼ばれて出席されましたか。

松林証人 私の記憶では、だれに呼ばれたというのははっきりしておりません。

服部委員 この会合の目的は何であったでしょうか。その行われた目的について、お尋ねい たします。

松林証人 この5月30日の目的でございますけれども、大分ちょっと2年以上古くなりまして、私も手帳等メモを残しておりませんので、これについては定かには覚えておりませんが、世の中の社会情勢一般とか、それからあとそれに関しての県政の状況であるとか、そういうような話をした記憶がございます。

服部委員 飲食は伴いましたか。

松林証人伴っております。

服部委員 ほかにだれか出席されましたか。記録によりますと民間人 1 名いらっしゃったとこういうことでございますが、どなただかわかりましょうか。それからどういう理由でその民間人お一人の人が御出席になっていたのかおわかりでしょうか。

松林証人 私のほかには、以前、百条委員会の方へ提出させていただきました参加者のとお

りでございますが。ただ民間人については、私は具体的にどういった方なのか、ちょっと覚えておりません。

服部委員 そうしますと、田中知事、田山重晴氏、岡部英則氏、宮津雅則氏が招集されたというふうに記録にありますが、それはそれでよろしいわけですね。

松林証人 それでよろしいと思います。

服部委員 次にお尋ねいたします。支払いはだれが行ったかわかりますか。

松林証人 これは、私は支払いをやっておりませんし、どなたがやられたのかちょっと私は わかりません。

服部委員 あとで私どもが知ったのは、しなやか会の経費により支払われたというふうに言われておりますが、このことは知っておりましたか。

松林証人 この時点では、私は存じ上げておりませんでした。

服部委員 それはしなやか会で支払っていただいたということは、いつおわかりになったでしょうか。またそれはどういう経路でおわかりになったでしょうか。それからもし御存知でしたら、そのしなやか会で支払ったその手続とか、そういうことはだれが行ったのか、どういう手続で支払われたものなのか、松林証人がわかる範囲で結構ですが、わかっておりましたらお答え願いたいと思います。

松林証人 いつわかったかということでございますが。これについては、私の記憶では16年度の総務委員会において、岡部英則氏の方からいわゆるメモが総務委員会の方に提出になったあと、確かこれについて総務委員会でも話題になったということでそのあとですので、平成17年の総務委員会以降だというふうに記憶しております。

服部委員 ありがとうございました。それから翌日、5月30日にそういう会合がございまして、翌日の5月31日、松林証人から知事へ「昨日はごちそうになりました」というメールが送られているという記録がございますが、これは記憶にございますか、覚えがございますか。松林証人 そのメールはどういうメールなのか、ちょっと私は今、記憶にございません。

服部委員 わかりました。後ほど会費分については、松林証人の個人分につきましては、返却したのですか。それで返却したとしましたら、いついくら返却したのですか。また、そういうもし返却したとなれば、それを証明するものがございますか。

松林証人 この5月30日の件につきましては、総額が5万5,721円、ここに提出させていただいたとおりでございますが。これをこの人数の6人で割って、割った結果が9,286.8円ということで切り上げて9,287円分を、これにつきまして今年の、平成17年4月4日に返還をしております。ちなみにあとから出てきております岡部メモに記されたもののうち、私が参加したもの、こういったものを、これについては全部で4件ございますけれども、その4件一

括、平成17年4月4日に返却をしているということでございます。

小林委員長 今の尋問の中で、証明するものという質問がございますが、お答えください。 松林証人 これは現金書留でこのしなやか会さんの方に返還をしておりますので、その返還 の写しというものは保存してございます。

服部委員 ありがとうございました。次にまいりますが、2003年、平成15年でございますが、6月9日に長野市のやはりカサイライフで会合が持たれております。この件につきまして、同じようなことを聞かせていただきますが、よろしくお願いしたいと思います。この会合に出席されましたか。出席されたとしましたら、だれに呼ばれて出席したのでしょうか。

松林証人 これは、私は出席しております。どなたに呼ばれたかということでございますけれども、これも先ほどの5月30日の件と同様に、ちょっと定かに覚えておりません。

服部委員 続いてですが、この会合のやはり目的はどういうことで行われたでしょうか。アルコールを含む飲食は伴ったのでしょうか。

松林証人 この目的については、私の記憶では、先ほどの5月30日のケースとほぼ同じような社会情勢、その当時の社会情勢、それからあと県政の状況というような記憶はございます。 それから飲食については、伴っております。

服部委員 ほかにだれが出席されましたでしょうか。

松林証人 これも先日百条委員会の方に提出させていただいた名簿の、これは全部で8人でございます。

服部委員 そうしますと、記録でわかっている範囲では、田中知事、小林公喜氏、岡部英則 氏、それから宮津雅則氏ということでよろしいですか、その確認と、8人ということでござ いますので、民間人3人いらっしゃったというふうに記録にはございますが、その民間人は それはどなたでしょうか。またどういう理由で出席されたのか。また民間人につきまして、 だれが来ていただくようにお願いしていただいたんでしょうか、この点について。

松林証人 県職員については、今、服部委員おっしゃったとおりで間違いないと思います。 それから民間人3名につきましては、これもちょっと私は、記憶は定かではございません。 それからあと、どなたが呼ばれたかということでございますけれども、これについてもちょっとそこら辺も覚えておりません。

服部委員 支払いはだれが行ったか、わかっているでしょうか。

松林証人 支払いについては、私はやっておりませんが、どなたがやられたかというのはわかりません。

服部委員 しなやか会の経費により支払われたということはわかっていたでしょうか、そのときは。それから後ほどわかったならいつごろわかったのでしょうか。

松林証人 これにつきましても5月30日のときのケースということで、岡部英則氏の総務委員会に提出されたメモの中に、一括して先ほどの5月30日のものと示されたということで、そのあと、しなやか会の方から支払っていたというのはそのあとわかったということでございますので、今年の総務委員会ですから2月のころとこのように記憶がございます。

服部委員 後ほど会費については返却をしたケースがございますが、先ほども4件一緒に4月4日というようなお話がございましたが。会費の返却につきまして、時期、もう一度時期といついくら返却したのか、また証明するものがあるかどうか、これについてお尋ねします。松林証人 これにつきましては、総額が7万2,153円でございまして、8人ということで1人当たり9,019.1円ということで切り上げて9,020円を、先ほどの5月30日のものと一緒に一括して、今年の4月4日に現金書留で返還をしてございます。

服部委員 では次に2003年、平成15年でございますが、7月26日、六本木の北海園ですか、 行われました本人確認情報保護審議会委員との会合につきまして、尋問させていただきたい と思います。この会合に出席されましたか。

松林証人 出席をしております。

服部委員だれに呼ばれて出席したかわかりますか。

松林証人 これは、ちょっと私も直接どういう形でこの会合に参加、出席したかということ については、定かに覚えておりません。

服部委員 この会合は何の目的で行われたか、お答えください。

松林証人 本人確認情報保護審議会の委員4名が出席しておりますので、私の記憶では確か 住基ネットの総務省との公開討論会がこのあと控えていたということで、その打ち合わせが 目的ではなかろうかというふうに記憶をしております。

服部委員 アルコールを含む飲食は伴ったのでしょうか。

松林証人(伴ってございます。

服部委員 住基ネットのお話がございましたが、ほかにだれが出席されましたか、御存知で すか。

松林証人 本人確認情報保護審議会の委員 4 名、それとここに提出させていただいております3 名、合わせて7 名でございます。

服部委員 そうしますと、本人確認情報保護審議会委員4人ということですが、その4人に つきまして、覚えていらっしゃいましたらその4人がどなたであったかということを。

松林証人 審議会のこの出席の4名は、確か総務省との意見交換会に出席する予定であった 委員さんであったような気がしております。具体的には、出席者である清水さん、ちょっと 下の名前は私は失念してしまいまして申しわけありません、審議会委員の清水さん、それか ら櫻井さん、それから吉田さん、それから佐藤さんと、この確か4名が総務省との意見交換 会に出席しておりましたので、その4名だと思います。

服部委員 そうしますと県側の方ですね、田中知事、岡部英則氏とあなたということで確認 はしておきますが、よろしいですね。

松林証人 そのとおりでございます。

服部委員 また続いてですが、その費用の支払いですが、支払いはだれがおこなったのかわかりますか。

松林証人 これは私はしていないということは確かでございます。どなたがやられたかは、 ちょっと私はわかりません。

服部委員 前の質問と同じですが、しなやか会の経費により支払われたということがあとで わかったようになってまいりますが、それはいつわかったでしょうか。

松林証人 このケースにつきましては、確か昨年の、16年度の6月の総務委員会で確か話題になったというふうに記憶をしております。ですからそのあと、しなやか会さんから支払われたということを知ったということでございます。

服部委員 松林証人の会費の、そのうちの会費の分については返却しましたか。

松林証人 これは平成16年7月16日に返還をしてございます。

服部委員 おいくら返却したのでしょうか。

松林証人 これも総額につきましては、百条委員会の方に提出させていただいた金額を人数の7名で割った金額が7,268.1円でございまして、切り上げて7,269円分を返却させていただいております。

服部委員 証明するものはありますか。

松林証人 これも先ほどと同様、現金書留で返却をしておりまして、その写しは保存してございます。

服部委員 それから委員さんも返却しておりますけれども、その委員さんの返却については 知っておりますか。

松林証人 これは私が返還をしたのは、これはあくまで個人として返還をさせていただいておりますので、ほかの方、県職員も含めて、岡部英則氏も含めてほかの方が返還したかどうかは、私は知りません。

小林委員長 尋問の途中でありますが、ここで先の大戦における長野県の戦没者に対しまして、1分間の黙祷を捧げたいと思います。全員の御起立をお願いいたします。黙祷願います。 (全員黙祷)

引き続き尋問を続けます。

服部委員 続いてお願いをしたいと思います。2003年、平成15年でございますが、8月5日 に四ツ谷今井屋花月において行われました本人確認情報保護審議会委員さんとの会合について、尋問させていただきたいと思います。この会合に出席されましたか。

松林証人 出席してございます。

服部委員だれに呼ばれて出席されましたか。

松林証人 これも先ほどと同様、だれからというのは、直接は記憶にございません。

服部委員 この会合の目的は何であったでしょうか。

松林証人 8月5日でございますので、これは、先ほどちょっと申し上げました総務省との 公開討論会が夕方から確か開かれて、終わったのが確か大分遅くなって終わったという記憶 がございます。その討論会に出席された本人確認情報保護審議会の委員さんと夕食を兼ねな がら、メインは夕食であったというふうに考えております。

服部委員アルコールを含む飲食は伴ったのでしょうか。

松林証人 伴っておりました。

服部委員 ほかにだれが出席されたのでしょうか。

松林証人 これも百条委員会の方に提出させていただいた名簿のとおりでございます。本人確認情報保護審議会の委員4名と、県側4名ということでございます。

服部委員 そうしますと県の方は、田中知事、宮尾弘行氏、岡部英則氏と御本人ということでよろしいか確認します。それから本人確認情報保護審議会委員4名というのはどなたでしょうか。

松林証人 まず県側はおっしゃるとおりだと思います。それから本人確認情報保護審議会の 4人のメンバーは、先ほど同じだったというふうに記憶しております。

服部委員 支払いはだれが行ったかわかっていますか。

松林証人 これは支払いを私はやっておりませんで、どなたが支払いを具体的にされたかは 存じ上げておりません。

服部委員 しなやか会の経費により支払われたことは、いつ知ったのでしょうか。

松林証人 この8月5日の件も、先ほどの7月26日の件と同様、昨年度の総務委員会、6月 議会の総務委員会だったという記憶がございます。そこでこのお話が出てまいりまして、し なやか会さんの方から支払われていたという事実をその時点で存じ上げたということでご ざいます。

服部委員 会費分につきましては返却をしたのでしょうか。

松林証人 これについては、総額の7万1,850円を出席者である8人で割った1人当たりの金額8,981.2円を切り上げて8,982円を、先ほどの7月26日の分と合わせて、昨年の、平成16年

7月16日に返還をしてございます。

服部委員 その証明するものはございますか。

松林証人 これにつきましても先ほどの7月26日の件と同様、現金書留で合わせて返還をしてございますので、その写しはとってございます。

服部委員 他の委員、あるいはまた県の皆さんもいらっしゃいますが、その返却をしたかは知っておりますか。

松林証人 これにつきましては、私個人の立場ということで返還をしてございますので、ほかの方が返還されたか否かについては存じ上げません。

服部委員 ありがとうございました。続きまして平成15年8月7日、長野市内のカサイライフにおいて行われた会合について、尋問させていただきます。まずこの会合にやはり出席されましたか。

松林証人 出席をしてございます。

服部委員だれに呼ばれて出席されましたか。

松林証人 これも私は直接どなたに呼ばれたかというのは、定かでないということでございます。

服部委員やはりこの会合の目的は何で行われたのでしょうか。

松林証人 これは5月30日、6月9日とほぼ同様な目的だったような気がいたしますけれども。ただ、そこに確か住基ネットに関する8月5日、その2日ばかり前の総務省との意見交換会についても話題にのったような記憶がございます。

服部委員やはリアルコールを含む飲食は伴ったのでしょうか。

松林証人(伴ってございました。

服部委員 ほかにだれが出席されたのでしょうか。

松林証人 8月7日につきましては、出席者は先ほど申し上げました百条委員会の方に提出させていただいております7人、県職員を含む7人でございます。

服部委員 そうしますと県職員の方は、その提出された記録によりますと、田中康夫知事、 岡部英則氏、宮津雅則氏でよろしいでしょうか。

松林証人 それでよろしいと思います。

服部委員 民間人3人御出席のようですが、それはどなたでしょうか。それからその民間人 を出席するように依頼した人はどなたでしょうか。

松林証人 民間人3人というのが、実は記録の訂正ということで、この平成17年10月12日付で長野県知事から議長あてに訂正の文書を差し上げてございまして、これは民間人が4人ということで。これにつきましては、既に最初に提出させていただきました知事後援会の会食

代負担についてという細かい内訳を書いたものが、お手元の方にお届けさせていただいていると思いますけれども。それの方が正しいということで、これは民間人4名でございます。この民間人4名につきましては、どなたかというのはちょっと私は存じ上げておりません。服部委員 わかりました。そのやはり支払いはだれが行ったかわかっておりますか。

松林証人 これにつきましても、私は支払いはやっておりませんで、どなたがなされたのか存じ上げておりません。

服部委員 やはりしなやか会でお支払いになったということで、あとでわかったわけですが。 このことを知ったのはいつでしょうか。

松林証人 これにつきましては、最初の5月30日のケース、それから6月9日のケースと、その時点のものと合わせて岡部英則氏の方から総務委員会に提出したメモのあと、このしなやか会さんから払われているということを確認させていただいたということでございますので、平成17年の2月以降ということだというふうに思います。

服部委員 この会費につきましては、返却をしたのでしょうか。

松林証人 この8月7日、6万9,704円でございますが、8人出席ということで、1人当たり8,713円、これはきっぱり割り切れておりますが。この8,713円を返却させていただいたということでございます。

服部委員 いつ返却したのでしょうか。それから証明するものはございますか。

松林証人 これにつきましても、先ほどの5月30日、6月9日のものと合わせて、平成17年4月4日に返還をさせていただいております。またこれも現金書留でございますので、その写しは保存してございます。

服部委員 次に2003年、平成15年8月12日。長野市内のカサイライフにおいて行われた会合 ということでございますが。ちょっと定かでもないわけですが、これについて、尋問させていただきたいと思います。行われたこの月日は、8月12日に行われていると資料がございますが、記録文がありますが、これはそういうことでよろしいでしょうか。

松林証人 これも8月12日というのが、確か岡部英則氏のメモに8月12日というのが記載されていたというふうに記憶してございますが。確認をする段階で、8月12日において、このカサイライフというところは、この日は休日、休店だったということで、これは開かれていないということでございます。

服部委員 そうしますと、8月13日にやはりカサイライフで、あるいはまた場所も違うかもしれませんが、行われたという事実はございますか、8月13日。

松林証人 8月13日については行われております。

服部委員 13日はよろしいですね。そうしますと、13日でこの会合にやはり出席されたわけ

ですね。

松林証人 これについては、出席をしてございます。

服部委員だれに呼ばれて出席されたのでしょうか。

松林証人 私の記憶では、どなたからというのは直接覚えておりません。

服部委員やはりこの会合の目的は何だったでしょうか。

松林証人 これについては、既に提出させていただいております記録のとおり、本人確認情報保護審議会の委員3名が出席されておりますので、住基ネット関係の打ち合わせだったような気がしております。

服部委員 ちょっとその場所ですが、場所はどこだかお答えいただけますか。場所、もう一度、カサイライフが12日というふうに私は聞きましたけれども、違うと言いますので。

松林証人 これについては、うちの方で確認したところ、カサイライフではなくてダルドージュという店であったというふうに考えております。

服部委員 ダルドージュでよろしいですね。それから出席されたのは、記録文書では田中知 事、岡部英則氏と、県側はそうですね。それを確認します。それと本人確認情報保護審議会 の委員3名出席ということですが、その3名のお名前をわかりましたら挙げてください。

松林証人 私の記憶ではこの3名というのは、先ほどの総務省との意見交換会に出席された 4名の委員のうち、櫻井さんがいらっしゃらなかったという記憶でございます。

服部委員 それから民間人3名出席されたというふうに記録にございますが、わかりましたらどなたですか、お願いしたいと思います。

松林証人 民間人につきましては、ちょっと私は覚えておりません。

服部委員 次に支払いはどういうふうに行われたか、だれが支払ったのかわかりますか。

松林証人 これにつきましては、支払事務は私は行っておりませんで、どなたが支払いをされたかというのは存じ上げておりません。

服部委員 しなやか会の経費により支払われたことは、知ったのはいつですか。

松林証人 この8月13日につきましても、岡部英則氏のメモの中で、総務委員会の方に提出されたそのメモの中に一括してあったということで、確認を同じようにさせていただいた結果、知ったのは平成17年の昨年度の確か総務委員会のときに、しなやか会さんの方から支払われていたという事実を確認したような記憶がございます。

服部委員 会費分につきましては返却したのでしょうか。

松林証人 これにつきましては、5月30日、6月9日、それから8月7日、それから8月13日、これ一括して平成17年4月4日に現金書留で返却をさせていただいております。

服部委員 証明するものはございますか。すみません、いくらかということと、その証明す

るもの。

松林証人 総額は既に提出させていただいている記録のとおり6万3,472円でございまして、 出席者が9名、1人当たり7,052.4円、切り上げて7,053円を先ほど申し上げました平成17年 4月4日に現金書留で返却させていただいているところでございます。またその写しは保存 してございます。

服部委員 ありがとうございました。続きまして平成15年、2003年8月28日に東京六本木の御膳房において、県出資外郭団体見直し専門委員会の皆さんとの会合について、尋問させていただきたいと思います。この会合にやはり出席されましたか。

松林証人 出席をしてございます。

服部委員 だれに呼ばれて出席されましたか。

松林証人 これについては、確か当時経営戦略局長でありました小林公喜さんと一緒に出席 した記憶がございますので、直接どなたからというのは、そこら辺は定かではないんですが、 小林公喜氏とともに出席したという記憶はございます。

服部委員やはりこの会合は何の目的で行われたのでしょうか。

松林証人 この会合は、出席した委員さんが外郭団体見直し専門委員会の委員さんお二人と 県職員ということでございましたので、目的は外郭団体の見直しに関する一般的な話し合い という記憶がございます。ただ、私はこのときはまだ情報政策課長当時でございまして、経 営戦略局に移ったのは平成15年9月1日付で移っていますので、内示はいただいておりまし たけれども、そういった顔合わせみたいな要素が主であったような気がしております。

服部委員 アルコールを含む飲食は伴ったのでしょうか。

松林証人(伴っておりました。

服部委員 小林当時の経営戦略局長が出席のお名前にありましたが、ほかにだれが出席されたのかお願いします。

松林証人 これにつきましては、外郭団体の見直し委員会の委員長でありました、亡くなられた故小倉昌男氏と、それから委員のお一人であります醍醐委員、それから小林公喜氏と私、それから知事という5人でございます。

服部委員 ありがとうございました。支払いはだれが行ったかわかりますか。

松林証人 これにつきましても、私は支払事務をやっておりませんので、どなたが支払事務 をやられたのか、これは定かではございません。

服部委員 しなやか会で支払ったという事実がありますけれども、このことをいつ知ったのでしょうか。

松林証人 これにつきましても、これは確か平成16年度、昨年度の醍醐委員さんがほかの関

係の調査委員会の関係で返還をされたということに基づいて、この会食に、先ほど申し上げました醍醐委員が出席されたということで、そのころ、平成16年6月から7月ぐらいに確認をさせていただいて、しなやか会さんの方から払われているということを知ったというように記憶しております。

服部委員 会費につきましては、返却したのでしょうか。

松林証人 これにつきましては、総額12万2,430円を人数割り、5人で割った1人当たり2万4,486円を平成16年7月9日に返還をしてございます。

服部委員 証明するものはございますか。

松林証人 これにつきましても現金書留で返還をさせていただきましたので、その写しは保存してございます。

服部委員 ありがとうございました。次に平成16年になりますが、3月17日に行われました 県出資外郭団体見直し専門委員会との会合が行われたようになっております。これにつきま して、松林証人はこの会合につきましては御存知だったでしょうか。

松林証人 これにつきましては存じておりません。外郭団体とおっしゃいましたけど、「長野県」調査委員会の間違いでなかろうかと思うんですが。私はこれには出席しておりませんし、存じ上げておりません。

服部委員 すみません、調査委員会でございました。わかりました。続きまして、2003年、 平成15年9月21日にホテル国際21で人事に関する会合が行われたと言われておりますけれ ども、これについて、この会議に証人は出席していますか。

松林証人 出席してございます。

服部委員 この会合には、ほかにだれが出席したでしょうか。

松林証人 私の記憶では、ちょっと定かではないんですが、岡部英則氏、それから宮津雅則氏、小林公喜氏は出席していたのか、いなかったのか、ちょっと私はそこらのところは名前が委員会で挙げられたこともあったと思うんですが、そこの点は定かでございません。それと知事と私と。この4人は確実だというふうに記憶がございます。

服部委員 この会合は、だれから言われて出席したのでしょうか。

松林証人 これもちょっと私、どなたから直接話があったかという点については、定かでは ございません。

服部委員 この会合の目的は何であったでしょうか。

松林証人 目的については、ちょっと私も定かではないんですが。いろいろその当時の県政の課題、それからあと社会情勢、その中に具体的ではございませんけれども、秋の人事というようなものも話題の中に入っていたような記憶はございます。

服部委員なぜホテルでの会合を行ったのかわかりますか。

松林証人 私はホテルを予約した者ではございませんので、その点はちょっと定かでございません。

服部委員 支払いはどのように行ったか、御存知だったでしょうか。

松林証人 支払いに関しても私は支払事務をやっておりませんでしたので、タッチしておりませんでしたので、どのように支払われたかは存じ上げておりません。

服部委員 そうしますと、知事後援会が費用を負担していたことを知っておりましたでしょうか。

松林証人 これについては、この当時は存じ上げておりませんで、これにつきましても総務 委員会でお話が、確か今年度の総務委員会でこの話題がのって、それでそのあと確認をさせ ていただいたとこういう経過だと思います。

服部委員 そうしますとそれを、この会議が公務性が非常にあると言われておりますけれど も、その公務につきましてはどういうふうに考えていらっしゃったでしょうか。

松林証人 これも確か総務委員会でいろいろ公務性について議論がされたと思いますが。 100%公務であったかというふうに言われますと、ちょっとそこら辺の点は、一般の社会情勢についてのお話とかあったような記憶もございますので、100%公務であったというふうにはとらえられないのではないかという記憶がございます。

服部委員 続きまして、2003年、平成15年9月22日、23日、24日に長野市内のナガノアベニューで行われた会合について、時系列的にお聞きしたいと思います。この会合に出席しましたか。

松林証人 すみません、9月22日と、もう一度申しわけありません、24日と25日でございますか。

服部委員 22日、23日、24日。

松林証人 22日につきましては、出席を一部、夕方だったと思いますが、出席した記憶はございます。それから24日は、朝一で確か1時間少々出席した記憶がございます。

服部委員 今、22日は答えていただきましたが、23日、24日につきましては、どのようだったでしょうか。

松林証人 今、22日と24日を申し上げました。23日については、出席しておりません。

服部委員 ほかにだれが出席されましたか。

松林証人 22日は、ちょっと私もそのピンポイント的に参加させていただいたので、全体として何人出席したかというのは、私個人は定かではございません。

服部委員 知事は出席されておりましたでしょうか。それはいつだったでしょうか。3 日間。

松林証人 私が出たのは22日と24日、22日は先ほど言いました夕方少し、それから24日は午前中少々ということで、知事が出席されていたのは、私の記憶では、ちょっと定かではないんでございます。

服部委員 この会合は、非常に公務性を言われております。公務性についてはどういう認識がございますか、この会合の。

松林証人 これはメインが秋の人事についてということだというふうに記憶しておりますが。 その当時、人事につきましては、当時経営戦略局長でありました小林公喜氏が中心になって やっておりましたので、私はそのピンポイント的な形で携わらせていただいたということで ございまして。公務性に関しては、これは人事作業ということでございますので、これは公 務性はあったというふうに認識をしております。

服部委員 ありがとうございます。では公務性ということですが、ホテルを使ってこの人事を行ったということになりますね、そういうことになりますが。その公務性でホテルをなぜ使ったのかわかりますか、どういう理由でしょうか。

松林証人 私は先ほど言いました9月1日から主に広報と行革の担当の参事ということで経 営戦略局にまいりまして、人事については直接作業をしておりませんで、その点については、 なぜホテルを使ったかという理由については、私は存じ上げておりません。

服部委員 もう一度同じようなことかもしれませんが、どなたに指示されてホテルを使うようになったか、聞いたことなり何かございますか。

松林証人 私は、そこら辺は聞いておりません。

小林委員長 松林証人に申し上げますが、だれから指示がされていたかという部分につきましては、ほとんど記憶にないというお返事でございますが、できるだけ冷静に思い出して証言をいただければと思います。

服部委員 ホテル代はだれが支払ったのかわかりましたか。

松林証人 これは今年の総務委員会で、その費用負担がしなやか会さんの方から支払われた というのが、総務委員会の過程でわかったということだというふうに認識をしております。 服部委員 なぜ県費でなくて、知事後援会しなやか会が支払ったということをどういうふう に思いますか。

松林証人 これについては、先ほど言いました公務ということでございます。ただ、なぜしなやか会さんの方からの費用で支払われたかということにつきましては、これは知事みずから記者会見でもおっしゃっておりましたけれども、できるだけ税金を、財政状況が厳しい折できるだけ財政負担を、税金を要するに使わない方法で行うと、行いたいというふうに聞いております。

服部委員 それで知事後援会しなやか会で支払ったということですが、これにつきまして、 だれの指示でこういう知事後援会で支払ったということをわかっておりますか。

松林証人 これについては、先ほど申し上げましたとおり、私はほとんどそういったメイン 作業に携わっておりませんで、また支払いについても携わっておりませんでした。したがいまして、どなたがどういう手続で支払われたかということについては存じ上げておりません。 服部委員 その後、総務委員会等でいろいろ議論がございまして、この問題につきまして、今後は県が、その後県が支払ったということになるわけでございますが。なぜあとになって 県が支払うようになったのか、その理由について述べてください。

松林証人 これについては、先ほど申し上げました人事作業ということで行ったわけでございまして、これは純然たる公務ということでございまして、したがって公務について公費で支払ったとこういうことだというふうに記憶しております。

服部委員 それでは次に進みたいと思いますが。2005年、今年でございますが。1月25日、27日、29日、長野市内にあるホテルサンルート東口で行われました、予算査定準備のため見積書を持ち込み精査を手伝ったとされる件でございますが、これについてお尋ねをしたいと思います。この会合に出席をされましたか。

松林証人 出席をしてございます。

服部委員 この1月25日、27日、29日とございますけれども、出席したのはこのうちの何日 と何日、全部でも構いませんが、そしてまた何時ごろから何時ごろまでとか詳しく、記憶に ございましたらお答えください。

松林証人 これについては、ちょっと私はそういう資料、何時から何時までという資料については持ち合わせてございませんで、具体的に何時から何時までということは申し上げられませんけれども。いずれも時間外と言いますか、勤務時間の終了したあと、こういった見積書の作業と言いますか、勉強会と言いますか、こういったものをいたした記憶はございます。服部委員 ほかにだれが出席されましたか。

松林証人 これにつきましては、昨年度の政策促進チームリーダーであります阿部精一チームリーダー、それから林コモンズ・地域政策チームリーダー、それから小林公喜前総務部長、それから武田信州ブランドチームリーダーと、それから知事だったという記憶がございます。ただ、すべてそれでフルのメンバーだったかどうかは、ちょっと私は定かではございません。服部委員 知事は御出席されたでしょうか。それはいつでしょうか。

松林証人 知事はいずれも3日間、1月25日、27日、29日、出席されたというふうに記憶してございます。

服部委員 この人事の仕事は、公務性についてはどういう認識でしょうか。

松林証人 これは人事ではございませんで、予算の見積書の査定で、いわゆる勉強会という ふうに称されているものでございまして。これは平成、それ以前も田中知事が長野市のマンションにお住まいだったときも、そこでこういった予算の見積書の勉強会が行われたという ことは事実としてあったというふうに聞いております。

服部委員 すみません、見積書の件でございました。わかりました。そうしますと、このホテルをどうして利用になったのか、使用したのか、その理由についてお答えください。

松林証人 これは知事がここにお泊まりになったということで、そこでやらせていただいたということだというふうに思います。

服部委員 このホテル代についてでございますが、だれが支払ったのかわかりますか。

松林証人 これは知事の方でお支払いをしているというふうに聞いております。

服部委員 つまり県費でなく後援会などで支払ったということでしょうか。

松林証人 これについては、公費は出ておりません。

服部委員 その支払いにつきましても、詳しい状況につきまして、県費でないということですから、知事個人か後援会かということを聞きたかったんでございますが、それについてお答えください。

松林証人 それについては、私の方では存じ上げておりません。

服部委員 以上で私の方からは時系列的にお尋ねをいたしました。証人については、どうもありがとうございました。

木下委員 御苦労様です。では私の方から引き続いてお伺いをしたいと思いますけれども。こういう全般的に、きょうお尋ねした全般にわたる問題でございますけれども。これについて、支払いを担当していないからわからないということでしたけれども、支払いの担当者というのは、それぞれ決まっているわけですね。中身によって担当者が違うとすればあれですし、大体みんなこういう問題については担当者が決まっているとすれば、その担当者を教えていただきたいと思いますが。

松林証人 これは先ほど来御説明をさせていただいておりますけれども、どなたがそのやったのかということについては、私は存じ上げておりません。

木下委員 そうすると、だれから呼ばれたかもわからない、だれの指示で開催したかもわからない、支払いの担当者もわからないとこういうこと、全般的に今までお聞きしますとそういうことのように受け取りますけれども、そういうことですか。

松林証人 私の記憶するところでは、そういうことでございます。

木下委員 県においては、こういうふうに食事をしたり、物を買ったり、いわゆる債務が発生する場合に、支出負担の決裁をとってやるわけですけれども。そういうことが行われてい

るかどうかということは、確認してないわけですか。松林証人としての立場では。

松林証人 これは先ほど来申し上げているとおり、公務という性格のものではないものが大 半でございまして、そういった普通のこの公務として公費を支払いするときの支出とは、ま たこれ異なる性格のものではないかと、このように考えているところでございます。

木下委員 ホテルなんかは、100%公務ではないけれども公務の性格が強いというニュアンス のことも先ほど証言されておりましたけれども。要するにこういうことをやる場合に、そう いう書類の整理をしていたか、いないかということ。

松林証人 先ほどの公務であるホテルについては、これについては、当時そういった庶務を、 庶務と言いますか会計を主にやられたと思われる、書類を百条委員会の方にも提出させてい ただいていると思いますけれども、宮津雅則氏のサインのある領収書は提出させていただい たところでございますので、そこは宮津氏がサインをしているということは、宮津氏が会計 なり金額の確認をしたものではなかろうかというふうに、これは推測はされると思います。 木下委員 こういう関連について、記録の提出を求めたわけです。それで、その記録に基づ きまして、きょう尋問したことは、整理をされたことが主要でございますけれども。こうい う記録については、県庁の方には文書として残っておりますか。

松林証人 これは記録として、公費で払われたものについては、当然書類はそれぞれ手続的に決裁をとってやるシステムでございますけれども。これは当初公費で支払いをしていなかったということでございますので、これはその当時の書類というものはないのではないかと、このように、これは私の推測でございますが。当時私はこの件については直接携わっておりませんでしたので、人事作業については携わっておりませんでしたので。公費できちんと払われているものについては、当然これは公文書というものが存在すると思いますけれども、その当時は公費で支払われていなかったわけでございますので、そこら辺は公文書というものは残っていないのではないかというふうに思われます。

木下委員 先ほど申し上げましたように、この資料は、きょう尋問した資料の多くは、皆様の方から、この委員会から要求して提出された記録に基づいてつくったものなんです。だから記録があるから、こういう記録を出していただいたわけでしょう。ですからその記録が保存されているはずだと思うので、そのことをお聞きしているわけです。その記録がどういう形で文書として保存されているか、そのことをお聞きしているわけなんです。記録があるから出てきたわけでしょう。

松林証人 その記録というものは、ホテルのいわゆる領収書だというふうに思われます。これは、ホテルの領収書については、宮津雅則氏のサインがございますけれども、それは結果的に支払いをされておりますしなやか会さんの方に残っていたというものだというふうに

認識をしております。

木下委員 領収書ではなくて、第2回、第3回に提出をいただきました資料の第3回については、資料11-1とか、そういう内容についてまとめてあるわけなんですが。それが、そういうことがあるからこの出席者やそういうことがわかるわけなんですよ。金額もわかるわけなんです。そういうものに基づいているんですけれども、そういう記録は、だから記録があるから出てきたわけでしょう。それがどのように文書として県庁の方では整理をされているかということをお聞きしているわけです。

松林証人 資料11 - 1 というのは、ちょっと私、今手持ちに持ってきておりませんので、できればお示しをいただければ、見させていただければお答え、場合によればできるかもしれません。

木下委員 それはこんな膨大な資料ですからここへは持ってきておりません。書面ですか。 資料をお見せしてよろしゅうございますか。

小林委員長 ただいま証人の御請求もありました資料をお見せください。

(証人 記録閲覧)

松林証人 この資料11を見させていただいて、これは平成16年9月29日に作成したものでございまして、先ほどのホテルの件につきましては、この中には15年9月というのはなかったというふうに思われますので、その当時書類が残っていれば、こういったこのリストに上ってきたというふうに思われますけれども。この9月、議員おっしゃられました9月22日、23日、24日の件については、この一覧の中には載っておりませんので、書類は存在しなかったというふうに思われます。

木下委員 要は、もう時間がないからこの問題については、次の機会に待ちたいと思うんですけれども。これは、そういう記録が出せるということは、県にそういう記録があるから出せるはずだと思うので、そのことをどういうふうに文書に整理されているかということを聞きたかったんです。それを見れば、会議の目的とか、そういうことはわかるはずだとこういうふうに思ったからです。

それではちょっと違う尋問を申し上げますけれども。返還をしておりますけれども、なぜ 返還をしたか、そのことについて、その理由をお聞きしたいと思います。

松林証人 これにつきましては、総務委員会でもその点についてお答えをしておりますけれども。いわゆる国家公務員の倫理規程に規定する利害関係人には当たらないということで、この国家公務員の倫理規程には抵触はしないということでございます。ただし、公務員の本来持つ公平性であるとか、中立性というものから見た場合に、県民から誤解を受けるような可能性のある行為については、極力自粛をしていくという考えのもとに、個人として返還を

させていただいたということでございます。

木下委員 そうすると誤解の中身は、公平性・中立性ということでやったわけですか。それに誤解を受けてはいけないとこういうことですか。

松林証人 一般的にこういった会費で本来行うべきものが、ほかのところの経費で出されたということが事実として明らかになった段階では、やはりこれは公務員という職の公平性から見て、これは県民から見て誤解を招く可能性のある行為ではないかということで、そういったおそれのある行為については、極力自粛するために返還をさせていただいたということでございます。

木下委員 もう1点だけ、先ほど来いろいろ記憶にないということですけれども。いつも飲食をしたときに、いつだれがいくらどのように払ったかということを全然むとんちゃくで、お酒を飲んだり食ったりして、そのまま放ったらかしているとこういう状況なんですか。この場合についてだけそういうことなんですか。

松林証人 これについては、当然自己負担をしていくという前提で考えたわけでございますけれども。結果的にその支払い、個人としての支払いが延びてしまっていたということでございます。

木下委員 大変思いがけない御答弁だったんですけれども。私の方は以上で終わらせていた だきます。

小林委員長 尋問の途中でありますが、1時間半近くなってまいりました。ここで10分間、休憩をしたいと思います。再開は11時10分とします。それでは松林証人、どうぞ御退席されて結構です。

休憩時刻 午前10時57分 再開時刻 午前11時11分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

石坂委員 それでは証人に1点だけお伺いしたいと思います。先ほど服部委員の尋問の中で 時系列的にお伺いをいたしました中で、ホテルでの人事作業を除いては、最初からいわゆる 割り勘で飲食をやっていただいていれば、いわゆる私的な打ち合わせ、懇談に類するものと 思います。そういう意味では、私たちの感覚から言いますと、この支払いは、自分が飲食を したのであるのでいくらかかったのかな、いくら払わなければならないのかなという、それ が通常と思いますけれども。そういう意味で先ほど最後の木下委員の質問で、当然自己負担 するものだが支払いが延びてしまったという御証言でした。それで松林証人は、そうします と御自分が参加しながら、御自分の飲食費をお支払いにならない、そういう会合に回を重ね て御出席された中で、その支払いの請求があとからあると。あったときに払おうと、そうい うことだったんでしょうか、そのことだけお伺いしたいと思います。

松林証人 これの件については、平成15年5月30日が初めで8月28日まで、かなり3カ月の間に、短期間の間でいろいろな会合が持たれたということで。これについては、いずれ当然私の方にも請求が来るということを、私は予想していたところでございます。

石坂委員 お忙しかったとは思いますが、長期にわたってお支払いをされない、あのときもあのときも払っていないなという事実に対し、どこかの時点で、はっきり何月とおわかりにならなければ大体でも結構ですが、それはどうなっているのかとか、どこへ払うのかとか、そういう問い合わせはされた事実はあるのでしょうか。

松林証人 そういう問い合わせはいたしておりませんでした。

柳田委員 御苦労様でございます。2003年、平成15年8月7日、長野市内のカサイライフにおいての会合について、お聞きしたいと思います。当初百条委員会に出された資料では、この部分に関して訂正がなされているわけですけれども、訂正されたこの業務に関して経営戦略局長としてかかわりをお持ちになっていらっしゃるんですか。

松林証人 ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、8月7日のその訂正というのはどの部分でございますか。

柳田委員 民間人の人数の部分です。

松林証人 これにつきましては、既にそちらの方に提出させていただいております、資料で言いますと、番号で言いますと、提出月日8月3日、1-32という提出資料がございます。これの方の8月7日のところ、2ページ目になりますけれどもごらんいただきたいと思いますが。ここの民間人4名が正しいということでございまして、もう一つの13-1の、8月12日に出させていただいた13-1の方が、これはこちらの方の記載ミスだったということでございます。

柳田委員 記載ミスということを経営戦略局長として認識されていたということですか。

松林証人 これが、私が認識をしたのが、今回改めてそちらの方から請求がございました10 月6日請求分の記録の中で、もう一度精査する中で発見をしたということでございます。

柳田委員 発見をしたというのは、松林証人が発見をしたんですか。

松林証人 私が発見をいたしましたが、それぞれ突合していったときに明らかに4と3という数字が異なっていたということでございます。

柳田委員 その中で、この民間人がどなたであったかということは、松林証人は記憶がないということでございましたけれども。現状はどなたが参加していたかはわかるんでしょうか。

松林証人 これにつきましては、先ほど服部委員のところでお答えしたとおりでございます。 柳田委員 記憶がないにもかかわらず、人数だけ変更が可能であるということをわかりやす く説明してください。

松林証人 これは出席者が全部で8人ということでございましたので、そこからはっきり出席をされているという方を除いたものが4名であったということで、これはこの書類を作成した部署も、これは転記ミスであるとこういうことでございます。

柳田委員 当初この尋問のときに、松林証人、最初は7名とお話しになられていますけれども、8名の訂正と考えてよろしいですか。

松林証人 申しわけございません、8月7日は8名でございます。

柳田委員 ちょっと整理して、その部分だけ聞かせていただきたいんですけれども。この8 人であるという認識は、いつ認識ができたのでしょうか、松林証人は。

松林証人 これは、先ほど申し上げました、委員会の方にも出させていただいた資料の別紙 1 - 32のこれを作成したのが平成17年3月24日ということで、これを、もともとこのもとと なるのは、先ほど申し上げました岡部メモをもとに我々の方で精査をさせていただいた中で、それぞれの会合ごとに会費、それから出席者を割り出していったとこういうことでございます。

柳田委員 ということは、書留でこれを送られていらっしゃいますけれども、御自身の金額を割り出してやっていらっしゃいますけれども。この際には8人という認識であったということでいいんでしょうか。

松林証人 8人というのは、この3月24日のこれを作成したときに8人という認識がございましたので、それに基づいて、先ほど申し上げました6万9,704円を8人で割った8,713円を返却させていただいたとこういうことでございます。

柳田委員 松林証人の、いずれ請求が来るであろうと思って認識して、ただそういうことの 自分での自発的な動きはされなかったとあります。しかし、実際に指摘されてから常に後手 後手に回られるんですけれども、自分自身で最初のものが出たときにほかにはないのかと、 自分自身が費用負担していない飲食について、自分は支払わなければならない会合というの はほかにもあったわけなんですが。そういうものに関して精査をする、それに対して問い合 わせをするという行為は行わなかったんですか。

松林証人 問い合わせ等については、もともとこの会合について、私はメモ等残しておりませんしたので、それぞれどの日にどういった会合が持たれたかというのは定かではなかったということもございまして、これについては問い合わせをしていなかったということでございます。

倉田委員 御苦労様でございます。最初に、先ほど服部委員が尋問をいたしました2005年の1月25日、27日、29日、長野市内のホテルサンルートの尋問に対して、このホテル代はだれが支払ったのかという尋問に対して、松林証人は知事の方で支払ったとお答えをいただきましたけれども。この知事の方で支払ったというのは、言ってみれば知事本人なのか、知事後援会なのかということは、どういう認識をされた上で先ほど答弁されたのか、もう一回お願いいたします。

松林証人 そこの点は、知事本人か、それ以外の支払いかということについては、定かではないということでございます。

倉田委員 それでは、私は先ほどの発言を聞いておりまして、知事の方で払ったという認識をされていたんではないかなという思いがしましたけれども。ちょっとこれ、先ほど服部委員が尋問した際に、5月31日に松林証人から田中康夫さんあてのメールがございますので、ぜひこれ本人に見ていただきたいと思いますが、よろしいですか。

小林委員長本人に見てもらってください。

(証人 記録閲覧)

倉田委員 これは松林証人が田中康夫様あてに送ったメールですね。

松林証人 これはFrom松林から田中知事あてに出されているものでございますので、おそらく私が、ちょっとまだ全部見てございませんが、私が出したものと思われます。

倉田委員 先ほども服部委員が尋問の中で、その一番、田中康夫様の下に「昨夜はごちそうになりました」という文言があります。これはやっぱり今、証人がみずから出したものだというふうに認知された上でいうと、このことは一体、私はどういうふうに理解するかと言いますと、昨日、5月30日の夜、最初のカサイライフで行われた会合、このことに対して、言ってみれば田中知事にお礼のごあいさつではないかとこういう認識をするんですけれども、松林証人の認識はどうでしょうか。

松林証人 これのものは、当然これは30日、前日の30日は知事も御出席なさっていらっしゃいますので、これについて、これはありがとうございましたという意味の一般的な御礼の私は意味で書かせていただいたというふうに、今この文書を見て認識をしているところでございます。

倉田委員 この「昨夜はごちそうになりました」という文言は、基本的に田中知事が支払ったという前提の中で初めて「ごちそうさまでした」という言葉が出てくるんだけれども、そういう認識ではございませんか。

松林証人 そういう認識ではございませんで、これについては、先ほど申し上げましたとおり、いずれ私の方へ請求が回ってきて、これについては割り勘で支払うとこういう認識のも

とでおりましたので、これはあくまでこのときの一番の、知事がこの中では一番上司に当たりますので、これは上司に対しての一つの御礼のあいさつとこういう認識で私はこの文書を書いたということでございます。

倉田委員 これ以上尋問いたしません。ただ基本的なところだけあとお聞きをしておきますと、今回、百条委員会に出された記録や証言を見ますと、改めて思いますことは、各種開催されてきました会合の公費負担、会費制による個人負担、そしてあるいは会費制でも県職員は自己負担、それから知事後援会負担と。そのときどきの会合によって支払いが違うわけなんですけれども。何をもってその判断をされてきたのか、証人がわかる範囲で説明をいただきたいと思います。

松林証人 御質問の趣旨をもう一度確認させていただきますが、それぞれこの資料の、平成16年9月29日のこの資料に基づいて御質問ということで理解してよろしいでしょうか。これについては、経営戦略局の秘書広報チームでそれぞれ会合の累計別を行っているわけでございますが。この区別というのは、要するに公費でやる場合には当然相手方のお名前もこれは公開になります。そういうことで、相手方のこれはしたがって了解、そういったものを前提に公費というものは使われていたということと、それからあと会議等での弁当のようなもの、こういったもの。それからあと、ここは、したがって公費で出るものは、先ほど申し上げましたような基準で支払われていたというふうに、私は認識をしております。

倉田委員 そうすると、相手先の名前が出るもの等は公費で支払ったと。あるいは会費制による個人負担もある意味では明確になるわけですけれども。そういう点では、相手側に知られたくない、相手側が知られたくない、あるいは全体的に知られたくないものを、後援会の費用負担で払ったとこういう理解でよろしいですか。

松林証人 これは、公費で支払うということは当然これはそれなりの公益性と言いますか、 そういったものが当然要求されるわけでございまして。当然その、そういったものを公費で 支払った場合には、結果として相手方の名前も公開されるということでございますので、そ れは相手方の方で、こちらがいくら公費で支払うべきものであるというふうに認識した場合 でも、相手方がそういうものを望まなければこれは割り勘というような形、公費以外の形で の費用負担になるというふうに考えております。

倉田委員 それではあと2点だけお伺いしますけれども。一つは、証人にお伺いしますけれども、過去において私も総務委員会のときもそうだったんですけれども、ほかには一切これ以上ないと、この飲食を伴う会合に参加することはないというふうに証人もおっしゃってまいりましたけれども。今後、新たなこうした事例はほかにもうないということで確認してよろしいですか。

松林証人 これもそれぞれ記憶の中でいろいろ調査をしたり、それからいろいろな我々が失念していた中で出てきたものがあとから出てまいりましたので、その時点においてはおそらくこれが最後であろうというふうに認識をしていたのはございました。今の時点において、これについてほかにないのかということについては、私もメモをとってあればそれぞれチェックができるわけでございますが。100%、もうこれ以外にあり得ないということは、断言はちょっとできませんけれども、おそらく私の記憶している中では、これがすべてではなかろうかとこういうことでございます。

倉田委員 現段階ではこれがすべてではなかろうかと、こういう判断でよろしいですね。

松林証人 現段階では、私の記憶ではそういうことだというふうに認識をしております。

倉田委員 それでは最後でございますけれども、平成17年6月15日に、このホテル問題に対しまして、長野県としての見解というのが出されております。公職選挙法第199条の5の第1項においてという云々で、これは確か総務委員会の席上出されたというふうに認識しておりますけれども。これは、改めて確認しますけれども、あのときの長野県の見解として、6月15日に出された見解は県の公式見解とこういう理解でよろしいですね。

松林証人 6月15日の文書というのは、ちょっとできれば具体的にお示しいただけばありが たいんでございますが。

小林委員長 ではお見せください。

(証人 記録閲覧)

松林証人 これについては、総務委員会で秘書広報の方から出させていただいた文書でございます。それから田中知事の名前で委員会に提出させていただきましたので、これは長野県の見解として考えてよろしいと思います。

倉田委員 この見解を公式見解として発表するに当たって、公式見解とするに当たって、松 葉弁護士に法的な側面を相談されましたか。

松林証人 具体的に、私は松葉さんにこの件について確認をとったかどうかは、ちょっと記憶ございません。

倉田委員 以上で尋問を終わります。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

以上で松林憲治証人に対する尋問は終了いたしました。松林憲治証人におかれましては、 お忙しい中、お越しいただきまことにありがとうございました。御退席されて結構でござい ます。ありがとうございました。

[松林証人 退席]

引き続き尋問を開始いたします。次に、元県経営戦略局政策促進チームリーダー宮津雅則さんから証言を求めます。

なお、証人の宣誓及び証言中のカメラによる撮影については、証人の後方からお願いをいたします。報道の皆様に特段の御配慮をお願いし、以上申し上げましたように証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくよう、改めてお願いする次第であります。

これより、証人宮津雅則さんの入室を求めます。

[宮津証人 入室・着席]

宮津雅則証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御 出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し 上げます。調査のために御協力くださるようお願いする次第であります。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係者も含め、全員の御起立をお願いいたします。

宮津雅則証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[宮津雅則証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構でありますが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより宮津雅則証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続いて竹内委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにしております。

まず私の方からお尋ねいたします。あなたは宮津雅則さんですか。

宮津証人 間違いありません。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

宮津証人 現在は長野県企画局政策評価課課長を務めております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に竹内委員から尋問させていただきます。 竹内委員 御苦労様です。これまでの総務委員会、あるいは今回提出されました記録文書、 そして私どもの調査によりまして明らかになった事柄につきまして、時系列的に尋問をして まいりますので、その都度お答えをいただきたいというふうに思います。

まず2003年5月30日に、これ平成15年ですけれども、長野市のカサイライフで行われた会 合の件ですが、この会合に出席されましたか。

宮津証人 初めにすみません、このことはきょうお話ししようと思ったんですけれども。少し話す前に、これは別に私は契約弁護士に話したわけでも、経営戦略局からあったわけではございません。その点も含めて。今のお話というのは、実は私の認識としては、公務に属さない部分だと思っています。県の事務に属さない部分だと思っています。一方、この委員会というのは、私は県の事務に関することを調べる委員会だと思ってきょうまいっております。実はそこのところに、私も実はきょうここでお話しする前にぜひ確認したかったのは、この県の事務に関することを調べている委員会において、県の事務に関しない公務外のことを聞かれた際に、私自身どのようにお答えしたらいいのか、つまりこれ、先ほども言いましたけれども、いろいろな方にこれかかわってくる話だと思っているんですけれども。その中身が県の事務にかかわらないことだと思っているんです。それについて、県の事務にかかわるこ

とを調べている委員会から問われた場合に、どのようにお答えしたらいいのか、もしこれ見解がもしあるのであれば、お聞かせいただいてから今の部分をお答えしたいと思っているんですけれども。

小林委員長 宮津証人のただいまの発言についてでありますが、事実を私どもは解明するの みでございますので、事実関係についてのみ自分の知り得る限りのことを簡潔にお答えいた だければ結構だと思っております。よろしゅうございますか。

宮津証人 ちょっと5月30日という日付に関しては、今私の手元で確認できませんけれども。 カサイライフという名前ではなくて、多分ちょっと違った名前の店だったと思いますけれど も、そこで知事が主催する会議があって出席したことはあると思います。

竹内委員 カサイライフというのは会社名で、実際 (まる)というお店だと思いますけれ ども。それで知事の会合ということですけれども、だれに呼ばれて出席されましたか。

宮津証人 これは田中康夫知事であると思います。

竹内委員 どういう形で知事に呼ばれましたでしょうか。

宮津証人 多分、当時私は経営戦略局にいましたので、口頭でと思います。

竹内委員 当時の県の役職は何でしたか。

宮津証人 経営戦略局の多分当時政策チームですね、政策チームの企画員であったと思います。

竹内委員 この会合の目的は何で行われたのでしょうか。

宮津証人 これは私の理解する範囲でよろしいですね。知事から特に何をする話はなかったと思いますので。私の理解する範囲では、田中知事が、そのときにだれがいたか私もよく覚えていないんですけれども、要するに知事の方から当時そこに呼ばれた方々といろいろなさまざまなことを話し合いたい、話し合いたいというか、意見を聞きたり、知事自身の意見もそこで意見交換したいという趣旨だと思います。

竹内委員 この会合は、アルコールを伴う飲食があったんでしょうか。

宮津証人はい、あったと思います。

竹内委員 ほかに当日出席された方を具体的にお願いしたいと思います。

宮津証人 5月30日という日付のものがどういったものだったか、つまびらかに思い出せないんですけれども。私以外の方がどなただったか、ちょっと今すぐに答えられません。

竹内委員 県の方から提出されました記録によりますと、当日、田中知事、田山重晴企画局 長、岡部英則まちづくり支援室長、松林憲治情報政策課長と宮津さん、あと民間人1人とこ ういうことになっていますけれども、いかがでしょうか。

宮津証人 私の認識としては、多分それで間違いないと思います。

竹内委員 このうち民間人1人というのは記憶にございませんでしょうか。

私自身の認識としては県の事務ということではなかったと思っていますので、そこは私、そのお答えをすべきではないかなと思っているんですけれども。それは間違っていますか。 竹内委員 今回は知事後援会の費用負担の問題になっておりますが、一連の経緯の中で、これを時系列に並べてみますと、例えば下水道に対する働き掛けとか、いろいろな課題がかかわってくるということになるわけです。それで私どもとして、その真実をただしていくには、基本的にでは、例えばの話ですけれども、そこのところに知事後援会の幹部がいたかとか、そういうことも関係してきますし、あるいは他の方がいた場合でも、実質的に県政の舞台と

宮津証人
その部分が実は先ほど私が初めにした話でございまして。つまりこれ要するに、

宮津証人 明らかに知事後援会の幹部、私が知っているのはこのお一人ですけれども、その方ではありません。

いうものがどういうところで決まっていたのかということにも関連してくるとこういうこ

竹内委員 それから、支払いについてはだれが行ったのか、わかりますか。

とでございますので、御理解いただきたいと思います。

宮津証人 実は、私自身はしていませんというのは事実ですけれども。当時の私の認識では、 あとから送られてくるというふうに思っておりました。

竹内委員 それでほかにも関連してくるわけですけれども、ほかのこれからお聞きします会合の件も関連してくるわけですけれども。言ってみれば払うときに、通常でいきますと社会常識的には、会計のときにはきょうは割り勘であるとか、あしたまた請求するからとか、後日請求するからきょうは私が持ちますという会話が、当然その場面場面であると思うんですけれども。どんな状況なのか、覚えはございますか。

宮津証人 当時の事情をお話ししますと、私が多分知事から呼ばれてだれそれを呼ぶようにと言われて、言われてやったと思っています。それは間違いないと思っています。ですので、私自身がその帰り際か何かに、知事にでなくて、そこの店の人に聞いたときに、あとから知事さんの方に送りますよというお話があったと思っています。

竹内委員 それでしなやか会の、結果的に経費により支払われていたということになっておりますが。それを知ったのはいつでしょうか。

宮津証人 私の今記憶している範囲では、この関係が県議会で議題になったのはいつごろでしたか、今年の春か2月かそのころでしたか。そのころではなかったかなと思っています。 竹内委員 それであとから知事から請求が行きますよということでございますけれども、と思っていたということでございますけれども。結果的に請求が来なかったわけですけれども、来ないことに対して何らかのその後やりとりがあったのかどうか。 宮津証人 そこは私、これは職業人であり社会人であるというところからみて、非常に反省 すべき点だと思っていますけれども。そう言われて、あとから要は田中知事さんの方に送る よと言われたあとに、その確認なりそれをしなかったということはありまして、そこは、私 は十分にこれは一人の社会人として、これは公務員、社会人として反省すべき点だと思っています。

竹内委員 それから会費分について、その後返却されましたか。

宮津証人 日付は私ちょっと今確認できないですけれども、返却したと思っています。

竹内委員 いくら返却されましたか。

宮津証人 金額はちょっと覚えていません、申しわけないです。

竹内委員 返却したことを証明する書類、証拠等はございますか。

宮津証人 現金書留で私は送りましたので、家に帰ってその現金書留を送ったときの写しというんですか、そういったものはあると思いますが。

竹内委員 それで先ほど松林氏の証言によりますと、個々現金書留で送ったというふうに言われておりますが。お互いにそうした対象になる方が一緒にまとめて送ったということではなくて、個々に送ったということでよろしゅうございますか。

宮津証人 これも初めの私の話とつながるんですけれども、これ個々人が私も判断するべき 問題だと思っていましたので、私個人の判断で個人から送りました。

竹内委員 それでは次に2003年、平成15年6月9日に長野市のカサイライフ、いわゆる (まる)で行われた会合について、同じことを尋問いたしたいと思います。まずこの会合に出席されましたでしょうか。

宮津証人 それも私自身が今、手元でいつ幾日と確認はできないですけれども。前に経営戦略局の方にお話ししてあるのがありますので、そこに私の名前があるのであればそれは間違いないと思います。

竹内委員 このときだれに呼ばれて出席されましたでしょうか。

宮津証人 これも、全部そうですけれども、田中知事に呼ばれまして行きました。

竹内委員 どんな方法で呼ばれましたでしょうか。

宮津証人 同様に、これは多分その当時私は知事のそばにいましたので、口頭でと思います。

竹内委員 この会合は何の目的で行われましたでしょうか。

宮津証人 それももし事前に行っている資料があれば、大体その名前がわかれば、どういったことかというのがわかるかと思いますけれども。

竹内委員 そうすると名前については、一緒にいた方については記憶がないということですか。

宮津証人 すみません、事前に私、この関係については、経営戦略局の方にお話ししてある と思うので、その名前では間違いないと思いますけれども。

竹内委員 そうしますと、提出されました記録ですと、宮津政策チーム企画員、松林情報政策課長、岡部英則まちづくり支援室長、小林公喜経営戦略局長、そして田中知事と。そして他に民間人3名ということでございますけれども。それに間違いございませんか。

宮津証人 間違いないと思います。

竹内委員 同じくこの民間人3名については、記憶にございますか。

宮津証人 先ほどの理由とダブるんですけれども、私としては、これ公務に関することでは ない話ですので、私自身がお話しするべきではないと思っています。

小林委員長 私の方から確認しておきますが、知ってはいるが証言はできないとこういう意味でよろしゅうございますか。

宮津証人 これ、私ども公務員ですので、この委員会で公務に関する事項を聞かれた際には、 私は正直にお話しするべきと思っています。ところが今のお話、民間の方のお話ですよね、 公務員ではございません。しかもこの委員会は、県の事務に関することを調べる委員会と私 は伺っております。そのときに、この委員会でそのような方のお名前を私がお話しするべき かどうかという部分について、もし見解をお伺いした上で、私が納得すればお話ししたいと 思いますけれども、そこら辺いかがなものかと思っているんですけれども。

竹内委員 先ほども申し上げていますように、一連の働き掛けの経緯とか、そういう部類も 関連してきますので、そういう方がいらっしゃったのかどうか。先ほどは明確にお答えいた だいていますので、その点をはっきりさせていただきたいという趣旨です。

宮津証人 わかりました。今回、この委員会でお調べになっているような、下水道事業に関するですとか、それから県の事業に関する方ではなかったと思っています。

竹内委員 この会合については、アルコールを含む飲食は伴いましたか。

宮津証人はい、そのとおりです。

竹内委員 支払いはだれが行いましたか。

宮津証人 これも先ほどと同様でして、その場での支払いはしていないと思います。

竹内委員 それは先ほどと同じように、あとから知事の方へ請求が行きますよとこういうことでよろしいんでしょうか。

宮津証人 そのとおりです。

竹内委員 それからしなやか会の経費により結果的に支払われたということが判明したわけ でございますけれども、このことを知ったのはいつですか。

宮津証人 これも先ほどのとおりでございまして、私がはっきりとそれを確認したのは、今

年の、ちょっと日付等はわからないですけれども、県議会でそのことが話題になったころだと思っています。

竹内委員 会費分については、返却されましたか。

宮津証人 これも同様でございまして、先ほどのとおり現金書留の方で払っているはずです。

竹内委員いついくら返却されたのか、記憶はございますか。

宮津証人 先ほどのことに加えますと、その県議会でそのことが話題になりまして、その後、 経営戦略局で調べました。そのあとだと思います。

竹内委員 これも返却することを証明する証拠、書類等はございますか。

宮津証人 先ほどと同様でございまして、現金書留で送っておりますので、それがあるかなと思います。

竹内委員 次に2003年、平成15年8月7日、長野市内のカサイライフ、先ほどの (まる) というお店ですけれども、において行われた会合につきまして、順次尋問させていただきま す。この会合に宮津証人は出席されましたか。

宮津証人 これも先ほどと同様でございまして、事前に経営戦略局の方にそのときのお話は してあると思うので、そこに名前があれば私は出席していると思います。

竹内委員だれに呼ばれて出席されましたか。

宮津証人 同様でして、これも田中知事の方からだったと思っています。

竹内委員 どのような方法で呼ばれましたか。

宮津証人 これも同様でして、当時近くにいましたので口頭だと思います。

竹内委員 一連の会合のときの知事に呼ばれている状況について、直接言われたということですけれども。普通はどれどれこういうことがあるので出席してよというような流れだと思うんですが。その例えば会合の目的とか、そういうものについて、具体的な話があって呼ばれたのか、あるいは強制的なものなのか、断ることができるのか、その点については雰囲気的に思い出していかがでしょうか。

宮津証人 私に限って言いますと、私自身は知事から、要はきょうは、多分その2、3日前とかではなくて、その日とかその前の日が多かったと思うんですけれども。今夜少しいろいろ話を聞きたいので、この人とこの人とこの人を呼んでくれと言われて、私の方から連絡した覚えがありますし、そのときに私も出席してくれと言われたかなと思っています。

竹内委員 そうしますと、その都度、自分が出席した以外の、例えばいろいろなのがあるんですけれども、そういうこともまとめて連絡したりする立場であったということで。そういうことで、それからあと当然呼ぶ以上はこういうことをやるよと、こういう目的だよというようなことで、対応する立場にあったということでよろしゅうございますか。

宮津証人 個別に、具体的にこういう要件でという話があったとは思っていないんですけれ ども。要はそれぞれの人を、この人とこの人をという話は私に知事からありまして、その方 に連絡して集まるようにしたということは事実だと思います。

竹内委員 この8月7日のこの会合の目的は何でしたか。

宮津証人 8月7日という時期を考えますと、多分そのとき住基ネットの関係でいろいろ、例えば総務省との関係ですとかがあった時期ですから、主な話はその話だったかなと思います。住基ネットの関係かなと思います。

竹内委員 アルコールを含む飲食を伴った会合ということでよろしゅうございますか。 宮津証人 そのとおりです。

竹内委員 他にだれが出席されましたか。先ほどと同じように、記憶はございませんでしょうか。

宮津証人 これもすみません同様でして、既に経営戦略局を通じてお名前を出してあると思いますので、それに間違いないと思います。

竹内委員 ということになりますと、提出されました記録によりますと、田中知事、岡部氏、 松林氏、宮津氏、ほかに民間人4名ということになっておりますけれども。これでよろしゅ うございますか。それとほかに民間人4名につきましては、先ほどのように働き掛け等の経 緯に関する方はいたのか、いないのか、その点について。

宮津証人 私、要するにその人で間違いないですし、それから同様にやはり今回の働き掛けに関して、その件に対して何か事業をやっているとか、そういった関係の方はいらっしゃらなかったと記憶しております。

竹内委員 これも同じことをお聞きしますけれども、支払いはだれが行ったのですか。

宮津証人 先ほどと同様でございまして、その場での支払いはなかったかなと思っています。 竹内委員 あとから知事の方から請求が行きますよという同じ形態でよろしいですか。何か その場によってそれぞれ会場が違うと思うんですよね。だから率直に記憶をたどってお願い します。

宮津証人 先ほど私、知事から請求がありますよではなくて、店の方が知事さんの方に請求 書を送りますよと言っていたということです。

竹内委員 8月7日も同じような形態で支払いに関する処理が行われたとこういうことでよるしゅうございますか。

宮津証人 そのとおりです。

竹内委員 それで、宮津証人が一連の仕事上からも他の会合についても設定というか、知事から言われてそれぞれ連絡をしていたということですので、当然会費の支払い等についても、

何か参加者から、翌日とか後日問い合わせがあってもおかしくない事例だと思うんですけれども、その点は何か問い合わせがあったんでしょうか。

宮津証人 私、これも私も、実はこれ不明を恥じるところですけれども。先ほどのようにその店の方からはそういうお話がございました。確かにあとで知事にその辺をどうしたらいいんでしょうかとか、ちゃんとやればよかったかなと思っていますし、それからただ、その場にいた方からは、どうするんだということを強く言われたということはあまりなかったなと思っているんですけど。

竹内委員 しなやか会の経費によりまた支払われていたということについては、いつごろ知られたんでしょうか。

宮津証人 これも先ほどと同様でして、このことが県議会の中でいろいろ話になったころか なと思っています。

竹内委員 会費分につきまして、返却されましたか。

宮津証人 これも同様ですけれども、経営戦略局で調べたあとに現金書留にて送付しております。

竹内委員 いくらか、あるいは証明するものはあるか、改めて確認したいと思います。

宮津証人 これも同様でございまして、まとめてそれは送付したと思っていますので、現金書留で送っていますので、日付については、経営戦略局で確認したあと。また証明するものと言われますと、要は現金書留で送ったものが、ちょっと探す必要があるかもしれませんけれども、あると思います。

竹内委員 次に進みます。2003年、平成15年8月26日、これ岡部メモのというか、証言で、いわゆる知事と軽井沢のホテルブレストンコートで田中知事と懇談した折に、一緒に獄中日記でも書こうよと言われた場面ですけれども。ここには宮津証人は出席されておりますでしょうか。

宮津証人 実はそこの部分というのは、私、その日付ははっきり覚えていないんですけれども。確かその軽井沢で知事に呼ばれて、何か、多分それは私の記憶では、岡部さんと松林さんと3人かなと思っていますけれども、呼ばれて一緒に昼食をとったことはあると思っています。

竹内委員 岡部さんと松林さんと田中知事と宮津さんということでよろしゅうございますか。 宮津証人 先ほどと違ってこれ1回限り、その場というのは、私はほかになかったと思うん ですけれども。要はその3人と田中知事だったなと思っています。

竹内委員 そのときは昼食ということでよろしゅうございますか。

宮津証人はい、そうですね、多分お昼だったと思います。

竹内委員 そのときに飲食を伴いましたか。ワインとか、そういうものが伴ったかどうか。 宮津証人 食事をしたことはあると思うんですけれども、そこにワインがあったかどうか、 ちょっと私それは記憶があいまいです、すみません。

竹内委員 この会合の目的は何ですか。

宮津証人 確か当時、私の記憶の範囲でいうと、住基ネットの侵入実験というんですか、その実験をどこでやるのかと、どの市町村にお願いしてやるのかということが話題になっていまして、それがどうなっているのかという部分、どの町でやるのかとか、そういう部分について、田中知事の方から話をしてほしいということで、松林さん、岡部さんが呼ばれて、そしてその場に私も呼ばれたというふうに思っていますけれども。

竹内委員 この経費、支払いにつきましては、どのように行われていますか。

宮津証人 これは、私自身、要はこれも田中知事の方でこれは僕が持つよと言ったのか、ちょっとわからないですけれども、私自身は払っていないです。

竹内委員 これについては、返却した記憶はございますか。

宮津証人 ありません。

竹内委員 それでは次にホテルの人事異動について、尋問させていただきます。まず2003年、 平成15年9月21日にホテル国際21で人事に関する会合があったと言われておりますが、この 会議には宮津証人は出席しておりますか。

宮津証人 ちょっと確認したいんですけど、9月21日、日曜日ですかね。ちょっと私、実は多分それ日曜日の夜だと思うんですけれども、日曜日の夜に田中知事に呼ばれまして、これ多分国際21の地下だと思うんですけれども。その部屋を知事がとってあるので、そこへ来るようにと言われて、当時、田中知事と私と、それからこのときは岡部さん、それから小林経営戦略局長、当時ですね。それから松林さんが呼ばれたかなと思っています。ただ、そのときに人事の話だったかどうかと言われますと、その人事の話以外にもたくさん話があってと思っていますけれども。

竹内委員 この会合に他にだれが出席されたというのは、今お答え、証言をいただいたということにさせていただきます。これは、もう一度確認しますけれども、だれから言われてどういう趣旨で集まってくれとこういうことだったんでしょうか。

宮津証人 これも先ほど来と同様、田中知事からということなんですけれども。中身について、要は、私、その中身をつまびらかに覚えているというよりは、そのメンバーは覚えています。そのメンバーを考えますと、当時小林局長は人事のことをやっていました。それから松林さんと岡部さんは住基ネットの関係でしたので、それらが中心なんですけれども、必ずしも私、そこにとどまる話ではなかったかなと思っていますけれども。

竹内委員 このホテル利用に当たっては、なぜホテルで行われたのか。そうしたホテルでやってくれという指示があったのかどうか、いかがでしょうか。

宮津証人 私自身、なぜかという部分は承知していません。つまりこれは田中知事の方から、 どこかと言われてそこですという経緯だったかなと思っているんで、なぜそこかというのは、 私自身の中では答えられません。

竹内委員 この席ではアルコールを伴う飲食等はあったんでしょうか。

宮津証人 実は当日、私の記憶に間違いなければ、当日、実は田中知事と一緒の別な夕食の 席がありました。その国際へ行く前にですね、あって。それが終わってから出かけまして、 だったので飲食という形ではなかったと考えています。

竹内委員 支払いについては、どなたが行われたんでしょうか。

宮津証人 これは、私はしていないですし、多分田中知事の方でと思っていますけれども。

竹内委員 この会議を、先ほどいろいろと言われていましたけれども、もう一度尋問いたしますが。公務と思われておりますでしょうか。

宮津証人 いえ、考えておりません。

竹内委員 その理由をもう一度尋問させていただきます。

宮津証人 一つには、これは日曜日の夜だったと思いますね。公務時間外であります。それから、特に田中知事の方からこの事務をやろうとか、このことをやろうという話ではなくて、たまたまいろいろな話を聞きたいよということだと思っていますので、これが私自身の認識として公務だったとは思っていません。

竹内委員 これまでの岡部氏の証言によりますと、総務委員会等での証言によりますと、当日、人事に関するメモが渡されたというふうに言われておりますけれども、そういう記憶は ございませんか。

宮津証人 すみません、私はそのようなメモがあったとは思っていません。

竹内委員 続きまして2003年、平成15年9月22日、9月23日、24日に長野市内のナガノアベニューで行われました県職員の人事に関することにつきまして、尋問をさせていただきます。この会合に出席しておられますか。

宮津証人 多分作業を行ったのは全部の日ではないんですけれども、作業を行ったときに、 私、それは作業に携わっております。

竹内委員 出席したのは何日と、具体的に何日か。また何時から何時ごろまでか、記憶にございますか。

宮津証人 いまの3日間、多分休みを挟んでいると思うんですね。私は初日に関しては、ほぼすべての時間と。ほぼすべての時間と言いますと朝から夕方までと思っていますし、それ

から3日目についても、これは多分朝から午後まで、お昼ぐらいまではかかったかなと思っていますけれども。

竹内委員 ほかに出席されておられた方はどなたとどなたか、いかがでしょうか。

宮津証人 これ出席というのではなくて、事務作業をしていましたので、私の方からは作業をしていた人間というふうに言うんですけれども。当時、小林経営戦略局長が指揮をとられていまして、それから私と、それから当時人事活性化チームでしたか、ちょっと名前があれですけれども、その人事担当をしている企画員が1人来ておりました。

竹内委員 作業ということは、公務という認識で行われたということでよろしゅうございますか。

宮津証人 そのとおりです。

竹内委員 それでは、なぜホテルを使って人事を行うようになったのか、その理由についてはいかがでしょうか。

宮津証人 私、当時政策チームの人間でしたから、人事を扱う人間ではありません。いつとはちょっと覚えていないんですけれども、多分田中知事と小林局長が一緒の場だったかなと思うんですけど呼ばれまして、人事作業をやってくれと言われて、そういう命を受けてその作業に携わったかなと思っています。

なぜホテルかという話ですけれども、そのときに多分、ちょっと私も細かい部分まで覚えていないんですけれども、これは少し中で伏せておきたいという話で、中でやるとどうも最近、当時ですね、当時いろいろ情報が漏れるので中でやらないようにしたいというようなことが、これは田中知事からだったのか、小林局長だったのか、ちょっと覚えていないですけれども、そういう話があったかなと思っています。

竹内委員 総務委員会での論議を通じて、小林公喜さんなどからも明らかになっているのは、 副知事のことや、情報が漏れるからというような話もございましたが。その辺の経緯につい て、もう少し知っている範囲で詳しく証言をいただけないでしょうか。

宮津証人 少しでは話しますと、その副知事云々というお話は、当時あとから、要するに小林局長がその後体調を崩されて入院されてしまうんですけれども、あとから小林局長の方から、当時、副知事と随分と言い争った経緯もあるという話を聞いています。ですので、私が今記憶をたどってみますと、この9月の段階で私にその副知事云々というお話はなかったかなと思っております。

ただ言われたのは、要はこれ前回のこの場でもお話ししたと思うんですけれども、当時そのメールがだれかに、送っていないだれかに、第三者に情報が漏れているとか、それから同じように人事の情報も漏れるからというようなお話があって、そういうお話の中で、では通

常の県庁内ではなくて別なところでというようなお話があったのかなと思っています。

竹内委員 ホテルを使っての人事作業、これは、ですからだれに指示されてそういうことに なったのか、御存知でしょうか。

宮津証人 ちょっと先ほどの話の中とダブるんですけれども、私が呼ばれたときに、その小 林局長と知事が一緒だったのかどうかというのは、多分そうだったかなと思っているんです けれども、その場で出た話かなと思っていまして。特にどちらからというのは、私の中では 記憶にないです。

竹内委員 その話になったのは、ですから9月21日のときにそういう話が出たということでよろしゅうございますか。

宮津証人 21日というのはさっきのあれですね、そのホテルの話ですよね。私は、要はこれ後ほど聞かれるかと思っているんですけれども、私自身がそのホテルに電話をしたと思っています。それは間違いないと思っているんですけれども。多分私の記憶の中では、ホテルを探したときということと今の話というのは、今のホテルでやる云々という話というのは、ほぼ同時期かなと思っています。とすると、ホテルで決まってその場でやろうと、ホテルというのは21日の会議ですね。21日の会議でそうなったというよりは、もう少し前でなかったのかなと思っているんですけれどもね。

竹内委員 わかりました。それから、この人事の作業に、いろいろ報告するとかを含めましてそうなると思うんですけれども、ナガノアベニューの方に知事も直接顔を出したことはございますか。それは幾日かも含めてお願いします。

宮津証人 私の記憶の範囲でいうと、作業が終わったところ、多分作業自体が初めの日でほ ぼ終わって、2日目は休んだかなと思うんですけれども。その3日目のときに、朝、午前中 だったか知事が見えて、どうなりましたかということを聞きに来たかなと思っています。

竹内委員 それで、ホテル代については、だれが支払いになったんでしょうか。

宮津証人 これ、私も総務委員会の中でもお答えしているんですけれども、私も払ってない ですし、要はどなたがということではなかったかなと思っています。

竹内委員 今回、提出されました記録の中に、宮津氏のサインの入った領収書というか、サインのあった請求書、それから領収書でしたか、これが記録として出されておりますけれども。それは宮津氏が支払った、事務手続にかかわったということではないということですか。宮津証人 いや、そういうことを言っているのではなくて、私も、要するに私の名前が、署名が入ったものがあるということは、どなたかから聞いたことがあるんですが。私自身がその署名をしたかどうかというふうにちょっと確認したいんで、もしそれが、もしお手元にあれば見せていただければ、少し記憶がよみがえるかなと思うんですけれども。

小林委員長 手元にございますか。ではお見せください。

(証人 記録閲覧)

宮津証人 実は、今、領収書控えというものと請求書控えというものを見せていただいているんですけれども、これ確かに私の、署名欄に私の名前はあるんですが、これ自分で書いたものは自分の字ですからわかりますけれども、これは私が書いた字ではないですよ。

私が申し上げたいのは、何て言うんですか、私自身が事務に携わったのは間違いないんで、この事務手続について、事務担当者として、要は公費で払うべきものが払えなかったという部分で、私自身が事務担当者としてしっかりしていなかったという部分で責めを負うのは間違いないと思っています。それはもう私も総務委員会でも申し上げましたし、それは私も申しわけないと思っています。

ただ、この領収書控えというんですか、について、この字は私の字ではないので、その手続が、領収書がどこからどう行ったことについて、私がこのサインしたのではないということは、これはもう間違いないのではないかなと思いますが。

竹内委員 そこにしなやかな長野県をはぐくむ会、支払いは松本事務所へ請求、いろいろ書いてあります、最後のところに宮津氏の携帯電話番号も入っていますよね。その携帯電話番号は宮津氏個人のものと間違いないですか。

宮津証人 すみません、携帯番号というのはちょっと私わからないんですが。わかりました、この携帯番号は私の番号です。 当時の公用携帯ですね。

竹内委員 そうしますと、自分でサインされたものではないということになりますと、それではその宮津氏の携帯番号を含めて、具体的にどなたが、ですから実際にやっていた人の中でしかいないと思うんですよね。だからどなたがやられたのか、その点についてはいかがでしょうか。

宮津証人 さっき申し上げたように私自身が事務手続をしたので、私自身が何らかのそこにかかわったことは間違いないと思っています。それはもういいと思っています。具体的にこの書類がどういうふうに、どこからだれに送られて、だれから最終的に後援会ですか、に送られたかなんですけれども。私自身、今ここで、これも総務委員会でも言ったんですけれども、どういう手続だったんですよということをはっきり申し上げるだけの記憶がないんですよ。ただいくつか、私自身として、いいですか、私自身の考えでいいですか。いくつかの考えられる話としては、田中知事から、要はここに送るようにホテルに言えと言われたのか、それとももしくは、要はあとから、これを見るとそういうことはないと思うんだけれども、あとから送られてきて知事に渡したのか、どちらかだと思っていたんですけれども。必ず間違いなくこうでしたということを、今ここで申し上げるだけ、間違いない記憶がないですね。

竹内委員 わかりました。それでは、今、だれから指示されたかという話もちょっと少し出ましたけれども。だれに指示されて結果的にこういう処理が行われたのか、行ったのかということについてはいかがですか。

宮津証人 これは、私、このしなやか会なり知事の後援会の支払いですから、田中康夫知事なりが判断してなり、指示があったものと考えています。

竹内委員 知事から直接言われたという記憶はございませんか。指示されたという記憶はご ざいませんか。

宮津証人 そこが先ほどの話とダブるんですけれども、間違いなくそうでしたということを言えるだけの今記憶がないので、要は知事から、このホテルに私が電話して、こちらへ送るように言ったのか、それとも違った手続なのかという部分について、申しわけないけれども私ここで、必ずこうでしたということを言えるだけの今記憶がないです。

竹内委員 その記録によりますと、そのサインはともかくとして、おそらくこのホテルから しなやか会の方に請求が行ったとこういうことだろうと思うんですけれども。宮津氏の認識 については、その辺の実際のやりとりについてはどんな認識でおられますか。

宮津証人 私、実はこんなことを言うとまた何か言われそうですけれども、私がこの金額というものについて、16万円何がしという部分について、今回のいろいろ議題になってからその金額を見て、初めてこのくらいだったのかなと思ったことをよく覚えているんですよ。ですので、もしかしたら私が知事から言われて、そのままこちらへ送るようにと言われてホテルに言ったのかもしれないし、それとももしかしたらあとから私の方に全部もらって、請求書ももらってそのまま知事に渡したのかもしれないし、その辺、すみません、どちらだったのかという部分については、私、今ここで証言するだけの記憶がない部分です。

竹内委員 わかりました。それで、また確認いたしますが、なぜ県費でなく知事後援会が支払ったというふうに認識しておられますか。

宮津証人 これ先ほども申し上げましたけれども、この作業に私が携わるときに、要はこれについてはだれにも言わないで、私がやることについてもだれにも言わないようにと言われていました。それから多分その人事の中でも、要は携わる人間というものを非常に限定していたと思います。そういう意味の中で、要は通常の手続では支払えなかったのかなと思っております。

竹内委員 庁内ではできず外でやられたと。だれにも言わないようにと言われたと。だれに も言わないようにと言われたのは、どなたから言われたんですか。

宮津証人 これについては、最初のところの私に依頼があった部分に戻るんですけれども。 田中知事と小林局長が一緒の席だったのか、それとも小林局長からか、だけなのか、ちょっ と覚えがないですけれども、そのお二人のどちらかからかなと思っています。

竹内委員 最後になりますけれども、県の重要な人事に関する公務という認識でおられたということです。公務について、その会場費を政治団体が負担するということですね。政治団体が負担するということについて、言ってみれば人事に対する政治団体の介入とか、当時総務委員会で論議になりましたけれども。それは政治資金規正法あるいは公職選挙法あるいは職員の地方公務員法等に照らして、何か、そのことの行為そのものに対して、何か疑問を感じるというようなことはありませんでしたでしょうか。

宮津証人 私自身、この事務の手続をしていましたから、事務の手続なり、事務の内容について、何かその知事の後援会から何らかの働き掛けがあったことはありません。これは間違いなく言えます。ですので、その内容に関して、そういったことを言われることはないと思っているんですが。ただやはり、これが知事後援会から支払われたことによって、対外から見たときに非常にやはり、本来であれば公務として県が支払うべきであったことについて、そうなったことについては、非常にやはり、県としての信頼を失うべき行為だったなと思っています。その部分、私自身、当時、その事務手続に携わっていたわけですから、私自身がその事務手続をしっかりしていればそういったことは防げたという部分もこれはあるわけですから、これは非常に私も反省しておりまして。私自身の、その部分の責めを負うのであれば、それは仕方ないかなと思っていますし、やはり私自身、その当時は企画員ですけど今は管理職であります。管理職の立場として、こういったことが二度とないようにということは肝に銘じたいと思っています。

竹内委員 それでこの代金は、その後県から事実上、処理の仕方はともかくとしまして、事実上しなやか会の方に返還されているわけです。その返還されたことは、なぜ返還されたというふうに、今の話とダブる部分があるかと思いますけれども、認識しておられますか。 宮津証人 これは私の認識というのは、これは明らかに公務であったことは間違いないですから、普通の形に戻していただいたのかなと思っています。

竹内委員 先ほどの松林証人のときに、一連の知事後援会負担にかかわる会合に出席した件について、一連のことは、会計処理というのは、先ほどもちょっとお話に出ましたけれども、宮津氏がやられたというふうに推測できるというふうに言っているわけですけれども。先ほど来そういうことだなというふうに、私、先ほど来の話を聞いていて思うんですけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

宮津証人 そこは事務処理という部分ですよね。私が携わっていると思っています。

竹内委員 最後になりますけれども、一連のことをお聞きしてきたわけですけれども。いわゆる知事後援会が負担しての会合への出席、懇親会ですね、出席。それからホテルに関する

人事利用というようなことですが。こうしたことの事実は、ほかには宮津氏が出席されたものはございませんか。

宮津証人 実は私自身は、これ田中知事、先ほども軽井沢での話がありましたけれども、当時、田中知事と食事したりということはほかにもあったと思っています。確かに自分でも払うようにはしていたつもりなんですけれども、すべてそれを自分で払い切ったかなと言われると、ちょっと自信がない部分が実はあります。

今回の問題も、実は私自身もそれは大変にうかつだった部分というのは反省しなければいけないんですけれども。要は、知事の後援会が負担したということはあとから知った事実でございまして、ですので全く全部、当時、田中知事といろいろ食事したりしたことを、自分自身で支払ったのか、それともそれは知事があとから、知事の方でしなやか会の方で支払うようにしたのかという部分について、すべて自信を持って、ないですということを実は申し上げられないのが実情でございまして。今の話、私の個人の認識としては、そのようにないように努めているつもりですけれども、間違いなくそうですかと言われると、若干自信がない部分があることは事実です。

竹内委員 すべてないですということは言い切れないということですが。他にも、では具体的に、今記憶にある中で具体的にほかに、今まで出た以外に自分で他にもそういうことがあったという記憶はございますか。

宮津証人 具体的に日付を言われてというと、私も手元にないんですけれども。私が言えるのは、田中知事と食事したことはほかにもありますし、夜、飲食、お酒というんですか、というのもあったと思います。そのときに要は自分自身が支払ったか、支払わないかということが定かでない部分はありますが、ただそれが、今回の場合のように果たして全部後援会が支払ったのかどうかについては、これ確認するすべが私にもないので、何とも今は言いようがない部分であります。

竹内委員 これで本当に最後にしますけれども。これまで時系列等でいろいろと見てきまして、いろいろな負担のあり方、また過去に出た、秘書広報チームから出されました、それぞれ各種審議会委員との会食を伴う会合の費用負担者の分類ですね。そうしますと、会費制でやられているもの、あるいは公費でやられているもの、会費制であっても職員の皆さん方は個人が負担しているもの、そしてしなやか会が負担しているもの、それぞれ三者三様あって、何が判断基準なのかということがよくわからない、私どもとして。当時、先ほど宮津氏は、当時会計を、そうしたものを言ってみれば仕切っているような立場にあったということですので、その点の区分というものは当然考えながらやられていたと思うんですけれども。その点については、何か明確な対応、あるいは基準というものがあったのかどうか、そこを最後

に尋問させていただきます。

宮津証人 私が言われるそのとき、その当時でいいんですね、当時の話をしますと、田中知事から言われてこうしなさいという話があったという部分であって、その中で田中知事の方から、これは公費でやるようにしようとかいう話は記憶にないんですよね。ですので、田中知事の方の御判断の中で、先ほどのような話は、だれそれを呼んでくださいというお話があったので、そこの部分については私の中で、当然、今は当時の立場を離れて一人の公務員として言われれば、これは公費でやるべきものでしょうとか、それはあるんですけれども。ただ当時のことを考えまして、当時の中で、これは公費ですよとか、これは違いますよという判断基準が、今言われた中であったかと言われると、これは、私は田中知事の方から言われたことでやっていたということになるのかなと思っていますけれども。

小林委員長 ここで宮津証人の尋問は1時間を経過したわけでありますが、宮津証人が午後 1時30分から抜けられない公務があるということでございます。したがいまして、それらを かんがみ、もう若干お願い、お昼の時間でございますがそうしてまいりたいと思います。休憩をとりますとそのことに差し障りが出てまいりますので、大変昼食の時間もあるでしょうが、御協力をお願いしたいと思います。それではほかにございますか。いいですか。

(「なし」という声あり)

以上で宮津雅則証人に対する尋問は終了しました。宮津雅則証人におかれましては、お忙 しい中、再度お越しいただきまして、まことにありがとうございました。私からも厚く御礼 を申し上げます。どうぞ御退席されて結構でございます。

[宮津証人 退席]

それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午後12時36分 再開時刻 午後1時31分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、元県総務部長小林公喜さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人小林公喜さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいと の申し出がありましたが、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。 これより、証人小林公喜さんの入室を求めます。

[小林公喜証人 入室・着席]

小林公喜証人におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、再度、当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしましてお礼申し上げます。今後とも調査のために御協力くださいますようお願いする次第でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係者も含め、全員、御起立願います。

小林公喜証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

「 小林公喜証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席を願います。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、

また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、 こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際には起立して発言を 願います。

これより小林公喜証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き清水委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を願うことになっております。

まず小林公喜証人にお尋ねいたします。あなたは小林公喜さんですか。

小林(公)証人 間違いありません。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

小林(公)証人 職業は無職です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に清水委員から尋問させていただきます。 清水委員 どうも御苦労様でございます。それでは尋問をさせていただきたいと思います。 初めに平成15年6月9日、長野市のカサイライフ、これは会社の名前でありまして、店の名 前は (まる)というところでございます。ここの会合についてお聞きしたいと思いますが、 まずこの会合に出席なさいましたでしょうか。

小林 (公)証人 日にちまでは記憶がございませんが、これらのメンバーの場合に出席した 記憶はあります。

清水委員
それでは、この会合はどなたに呼ばれて行ったものでございますか。

小林(公)証人 当時の政策秘書室の政策促進グループの宮津企画員からメモをもらいまして、何月何日何時からどこどこで会合を持つので、知事の方からも局長も出るようにと言われているので出てくださいと、こういうメモをもらって行きました。

清水委員 記述について再確認をさせていただきますが、今、知事とおっしゃいましたけれ ども、知事という名前があったということでよろしいんでしょうか。

小林(公)証人 知事という名前を聞いた記憶はあります。

清水委員 それでは、この会合の目的は何だったのでありましょうか。

小林 (公)証人 メモをもらってそのまま会場へ行きましたので、目的、そして参集者等、全く事前には知らされていませんでした。

清水委員 では行かれたわけでありますので、行かれて会合の内容についてはいかがでしょうか。

小林(公)証人 その (まる)というところへ行きましたのが、私の記憶では数回ございますので、その数回ある中で、今、尋問を受けました6月9日の席で必ずこの話が出たのかどうかというところまでは、はっきり記憶はないわけでございますが。ただメンバーが民間

人の方が含まれておりましたので、民間人の方が含まれた席で話題になったということとすれば、知事の理念、あるいは知事の政策、いろいろなお話があったと思いますが。私の記憶の中で残っておりますのは、住基ネットの侵入実験、または泰阜村への住所移転、この2つが頭の中にはっきりと残っておるんですけれども。それ以外いろいろあったと思いますが、そこまでは記憶に残っておりません。

清水委員 確かに前のことですので、それは承知しました。今、住基ネットとおっしゃいましたが、住基ネットのどんな話をされたか、覚えている範囲で結構ですがお教えいただけますか。

小林(公)証人 住基ネットの関係のつきましては、当時、岡部参事、また松林参事等が9月1日から担当していたんでございますけれども、中身については私もあまり承知していないものですから、専門的なことはお答えもできませんし記憶にもないんですが。記憶の中ではいわゆる市町村のインターネットとの接続をやめさせるとか、それから侵入実験をいくつかの町村にやってみたいということ、それから国の方へ委託しています自治何とかセンターですか、そこのいわゆるシステムの検証というんですか、そういうような、とにかくメインは市町村への侵入実験、これをやりたいと。そしてこのことにつきましては、8月15日に記者会見で発表したいと。こんなような意味のことをいろいろな話の中で、つなげて考えてみればそのようなことをおっしゃっていたのではないかなというふうに記憶があるんですけれども。それが6月9日だったのかどうなのか、その辺がちょっと定かではございません。清水委員 わかりました。それでは、6月9日、若干日はあるんでしょうが、お聞きしたいんですが。その6月9日と思われる日であります、記憶によるんでしょうからあれですが。このときアルコールを含む飲食だったでしょうか。

小林(公)証人 アルコールを含む飲食だったというふうに記憶しております。

清水委員 先ほどちょっと触れられましたが、この会合に限定ができるかどうかわかりませんが、証人がこの会合だと思われるこの6月9日の当日、参加された方をもう一度おっしゃっていただきたいんですが。

小林(公)証人 田中康夫長野県知事、それから岡部当時のまちづくり支援室長、岡部英則 さんですか。それから松林憲治情報政策課長、それから政策グループの宮津企画員、それと 私。そのほかに民間人の方が3名いらっしゃったというふうに記憶しております。

清水委員 民間人の方というのは、ここで言っていただくことはできますでしょうか。

小林(公)証人 これはちょっと私の方から、失礼とは存じますが、御判断というか、お尋ねをしたいわけですが。その民間人の3名の方のプライバシーにかかわることでありますし、また傍聴人の方がたくさんおりますけれども、この席で証言をするということについて、問

題がなければ証言をいたしますが、その辺について教えていただければと思います。 小林委員長 議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩時刻 午後1時55分再開時刻 午後2時00分

小林委員長 それでは休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。先刻の小林証人の御発言に対しましては、小林証人の御判断にお任せをするということでございますので、証人の御 判断で証言をしていただくということでございますので、御了承願います。

清水委員 では改めてお聞きいたしますけど、ここに出席されていた方、民間人、御判断の中でお名前が言えるのか、言えないのかはともかくですけれども、範囲でおっしゃっていただければ幸いでありますが、いかがでしょうか。

小林(公)証人 本日のこの席では、やはり3人の方のお名前を申し上げることは、私としてはできないというふうに考えております。しかしながら、この委員会の調査・審議等の過程で当然必要なものであれば、後日、私の方から文書をもって委員長あてにお出しするとこういうことでよろしいでしょうか。

清水委員 はい、結構であります。では進めさせていただきます。ではこの会の支払いはだれが行ったか、御案内でしょうか。

小林(公)証人 承知しておりません。

清水委員 これはあとでわかることですが、しなやか会の経費によって支払われたということになっておりますけれども。それはいつお知りになりましたでしょうか。

小林(公)証人 東京大学の教授の醍醐聰教授が、外郭団体の見直し専門委員会の関係でいるいろと御発言をなされ、その席で東京の六本木における飲食代分を知事の後援会が負担をしているという話が出ました。これが16年の夏ごろだったと思うんですけれども。そのあとある方の資料提供で、この千歳町におけます (まる)における県職員を含む会食が知事の後援会から支払われていたという報道があって、初めてその知事の後援会でそのときの分が支払われているんだということを承知いたしましたので、16年度の後半だというふうに記憶しております。

清水委員 それではお聞きしますけど、この会費分は返却したのでありましょうか。

小林(公)証人 これは経営戦略局の方で調査をしていただきまして、私の分ということで 15年6月9日の会食代の総額がわかりましたということで、これを人頭分で割りまして、私 は経営戦略局の方から話がありましたので17年3月31日に支払ってございます。 清水委員 それではお聞きしますが、いくら返されましたでしょうか。

小林(公)証人 9,020円でございます。

清水委員
それを証明するものはお持ちでありますでしょうか。

小林(公)証人 保存しております。

清水委員 一応参考にお聞きしますが、どういう形で持っておられますか。

小林(公)証人 郵便局への払い込みの領収印を押したもの、現物を持っております。

清水委員 それではこの6月9日、会議の全体の話としてお聞きしたいんでありますが、これは、証人は公務性のある会合だったというふうに御判断なさいますでしょうか。

小林(公)証人 非常に難しい判断だと思います。私ども県職員の立場にしてみれば、違った分野の方々といろいろ意見交換をするということは、大変自分の勉強にもなりますし、いろいろな考え方があるということは非常に参考になりましたが、飲食を伴ってそういうような場で果たしてやるところへ職員として出たことが、知事から話があったから公務だと、単純にそういうふうにするわけにはいかないんではないかとこんなふうに考えております。

清水委員 わかりました。では続きまして平成15年8月28日、東京六本木、御膳房というんですか、場所は。ここで県出資外郭団体見直し専門委員会との会合を持たれていると思うんですが、この会合には出席なさいましたでしょうか。

小林(公)証人 出席しました。

清水委員では、これはだれに呼ばれて出席をされたのでありましょうか。

小林(公)証人 はっきりその点ところは記憶にないわけですが、知事または松林当時の参事、どちらかに言われたということです。

清水委員 口頭でありますでしょうか、メモまたはメール等でありますでしょうか。

小林(公)証人 記憶では口頭だったというふうに思います。

清水委員(ではこの会合の目的は何だったんでありましょうか。)

小林(公)証人 外郭団体の見直し専門委員会の委員長をされておりますヤマト財団の小倉 先生、そして非常にいろいろな考えを持って熱心に特にやっていただきました東大の醍醐聰 教授、この2人に、非常に安い報酬でものすごい時間をかけ御苦労をいただいていることに 対する、知事としての感謝と、それから特にこのお二人は、外郭団体の廃止に伴って一番危 惧されていたことがプロパー職員の処遇の問題であります。プロパー職員のその処遇につい て、お二人の意見をまた具体的にお聞きしたいと。そんなような意味もあったのではないか と。直接これ知事から聞いてはおりません。私の推測でございますが、そういうようなこと であったのではないかと思います。

それから私がはっきり聞いておりますのは、松林憲治情報政策課長が9月1日付で経営戦

略局の行革担当の参事に任命されますので、これからは松林が中心になって進めるということのあいさつ、紹介、これもその会食の理由の一つにあったのではないかと。はっきりと聞いているのは、その松林の紹介とお礼というような程度のことしか聞いておりませんが、行ったその場の雰囲気というか、そういう話の端々から先ほど申し上げましたようなことで開催をされたのではないかというふうに思っております。

清水委員 それでは、ここに出席されたメンバーをもう一度お尋ねいたしたいんですが、おっしゃっていただけますか。

小林(公)証人 小倉昌男さん、お亡くなりになってしまいましたけど。それから醍醐聰さん、それから田中康夫長野県知事、松林憲治情報政策課長、小林公喜経営戦略局長の5名と記憶しております。

清水委員 この席ではアルコールを当然含む飲食だったというふうに解釈していますが、それでよろしいでしょうか。

小林(公)証人 アルコールは出されていたという記憶があります。

清水委員ではお聞きしますが、これは公務性のある会合だったという解釈ですか。

小林(公)証人 当日、私は県庁で仕事をいたしまして、新幹線に乗って行ったんですが、 道に迷ったりいろいろしまして、かなり遅れてその会場へ着きました。もう宴席、宴会が始 まって1時間以上経過していたと思います。そうした話の中で、先ほど知事等から直接目的 を聞いていなかったんですが、外郭団体の見直し委員会が最終的に答申をする過程において、 そのプロパー職員の問題とか、いろいろな団体の問題点、こういうものをふだん忙しい知事 と情報交換をする機会がありませんでしたから、そういう意味ではこの会合は公務性があっ たのではないかというふうに私は感じております。

清水委員
それでは支払いはだれが行ったか、御案内でしょうか。

小林(公)証人 支払いはだれが行ったか、全く承知しておりません。と申しますのは、最終の新幹線に間に合わなくなりまして、急遽タクシーを呼んで松林課長と2人でタクシーに乗り込んでしまったものですから、最後の支払いまで残っていませんでしたので承知しておりません。

清水委員 後日になるんですが、これがしなやか会の経費によって支払われたということになるんですが、それはいつお知りになりましたでしょうか。

小林(公)証人 醍醐聰教授の新聞報道で初めて知りました。

清水委員 先ほどもそうだったんでありますが、仮に醍醐さんの話がなければ、そのまま失 念したままだったということでよろしいんでしょうか。

小林(公)証人 そのとおりです。

清水委員 それでは当日の会費については、その後どのようにされたかお聞かせ願いたいと 思います。

小林(公)証人 最終的な取りまとめまで、私、療養休暇を10月15日からとってしまったんですけれども。その後の専門委員会の過程の中で、やはり一番問題になったのがプロパー職員の問題ということで、県としての考え方をはっきりとして出すんだというようなことで、かなりこれはおそらく報告書を私ははっきり見ていないし、記憶にありませんが、これは県としてのプロパー職員の処遇のいわゆる考え方というものを1ページ起こして、ちゃんと考え方を示したとこういうふうに記憶しておりますので、このお二人との会食という部分でそれなりの仕事に対する効果というものはあったのではないかというふうに感じております。清水委員 それではこのときに出た経費、いわゆる飲食代ですね。これは、小林証人はお返しになったのでありましょうか。

小林(公)証人 返還をいたしました。

清水委員 では返還をされたということですが、なぜ返還をされたか、教えていただけますか。

小林(公)証人 県費負担であればまさに公務イコール公費の支出ということになりますが、しなやか会の、後援会の負担ということになりますと、県職員の立場として、やはり県民の皆様に疑惑を持たれたり、信用を失うような行為というものはすべきではないと。私も41年間勤める中で、やっぱり飲食というものは会費で、自分の飲んだ分は自分で負担するんだとこういう主義でやってきておりましたので、結果としてそれがわかった場合には、当然返還をするんではないかというふうに思いまして。またその際、その話を松林にもお話ししましたところ、松林も返すということで、私は松林の分もいただきまして2人分を合わせて振り込んでございます。

清水委員 2人分を振り込んだということでありますが、いくらかおわかりでしょうか。 小林(公)証人 2人分で4万8,972円、1人分が2万4,486円でございます。

清水委員 ちょっとすみません、ちょっと今聞き漏らしました。2人分で4万8,972円を振り 込んだ。ではそれを証明するものはございますか。

小林(公)証人 手元に保存しております。

清水委員 その金額は2人分合わせて4万8,972円でしたか、この金額の領収ないし振込通知 票ということでよろしいでしょうか。

小林(公)証人 そのとおりでございます。

清水委員 先ほどこれは、小林証人は公務性があるとおっしゃいましたので、本来は県が払う、しなやか会に県が払うべきものかと思うんですが、いかがでしょうか。

小林(公)証人 公務性があれば県費で支払ってもよろしいというふうに思っております。 清水委員 お返しになったのはしなやか会にお返しになったわけでありますが、それは間違 いないですね。

小林(公)証人 しなやか会へ振り込みました。

清水委員 ではちょっと次のことでお聞きしたいと思いますが。こういったしなやか会の、 知事後援会であるしなやか会の経費をもって飲食を伴うような会合をしたことが、ほかにも いくつか事例があろうかと思いますが、記憶にある範囲でお話しいただけますでしょうか。 小林(公)証人 しなやか会で負担をしてもらって飲んだというふうにはっきりいたしまし たのは、清水委員からお尋ねのありました先ほどの6月9日の分と、今の東京の分でござい ます。それ以外に、会食自体は数回、 (まる)という場でやったことはございますが、し なやか会の後援会負担ということがはっきり、私が承知いたしましたのはその2件でござい ます。

清水委員 証人は長い間県の職員を務められて御退職なさったわけでありますが、今、振り返ってみて、県職員として、最終的にお金は返したんでありますけれども、一政治団体の費用で飲食をしたことについては、どのように思われておられるでしょうか。

小林(公)証人 好ましいことではないというふうに思っております。

清水委員 ではもう一つお聞きしますが、最終的にはお金は返したわけでありますが、お金は返したということで、それはすべて精算されたと解釈されていますでしょうか。

小林(公)証人 お金を返したということで、その部分についての経済的というか経費の負担は済んでおりますが、やはりそうしたことを教訓として、今後、後援会あるいは関係の業者と、非常に公務員の立場というのは中立・公正でやらなければならないわけですから、そうした方々との会食代というものを負担してもらうということは、厳に慎むということで自分の戒めにして行動をしてきたつもりでございます。

清水委員 次に平成15年9月21日、ホテル国際21での人事にかかわる会合について、お尋ねをいたしたいと思いますが、小林証人はこの会議に出席していますでしょうか。

小林(公)証人 記憶にございません。

清水委員 では同年9月22日、23日、24日、長野市内のナガノアベニューで県職員の人事が 行われたと言われておりますが、この会合には出席していますでしょうか。

小林(公)証人 自分が責任者として出席をしております。

清水委員 3日間挙げさせていただきましたが、3日間とも出られておりますでしょうか。 小林(公)証人 メール等の記録から申し上げますと、9月22日と9月24日、2日間だった というふうに記憶しています。中の23日には荷物というか、関係書類をそこに置いておいて いただいたのではないかと。作業をしたのは22日、24日でございます。

清水委員ではこの会議には、ほかにどなたか出席なさっておりましたでしょうか。

小林(公)証人 常時その席に出席をいたしましたのは、私と、当時の人事グループの企画員、これは名前まではいいですか、グループの企画員1名でございます。時折、席をはずしたりしましたけれども、実質的に私どもと同じような時間帯いてくれたのが宮津企画員。それから時間外に御苦労様ということで顔を出してくれたのが、岡部参事、松林参事でございます。この2日間の作業は、私とその人事グループの企画員、それから宮津の3人でございます。それからあと作業を進める上で、ときに応じて人事グループの課長補佐、あるいは人事グループの係員に書類を持ってきてもらうように頼んで届けてもらったことはありますが、作業には参加させておりません。

清水委員 それでは田中知事はいかがでしたでしょうか。

小林(公)証人 9月24日に来ていただきまして、24日に私の方から人事案を御説明申し上げてありますので、24日には来ていただきました。

清水委員 その折、話した内容について、記憶のある範囲でお話しいただけますでしょうか。 小林(公)証人 知事に話しましたのは、あくまでも人事異動案そのものでございます。 人事異動案そのものでございまして、ですから個々の職員のプライバシーにかかわることでございますので、人事全般と、10月に行う人事全般ということの話をいたしました。

清水委員 では、それは人事ということでございますので、当然証人は公務という解釈であったということでよろしいでしょうか。

小林(公)証人 公務ということで解釈をしております。

清水委員 それでは、なぜその公務をホテルでやったか、お話しいただけますでしょうか。 小林(公)証人 大きくは、ホテルの、外でやった理由というのは2つ考えられます。最初、 知事から指示がありましたのは、最初に私に特命で今回の人事はやってくれという指示がありました。 具体的には異動の発令日を10月10日と考えているというお話がありました。 10月10日に発令をするということになりますと、これまでの人事のルールでは、係長以下の職員につきましては、2週間前に内示をするということが職員組合との申し合わせ事項でございますので、9月26日には係長以下の職員に内示しなければならない。それから課長補佐級以上の職員につきましては、10月3日に内示をしなければならない。そうしますと、ホテルで22日、23日、24日、この3日間の段階で知事の了解をとれるような人事異動案を組みませんと、26日の内示に間に合わないわけでございます。

県庁の庁内、例えば人事作業を行います3階の旧301号室でやっておりますと、その部屋へ入ったこと自体で人事をやっているということがわかりますし、電話がかかってくる、また

来訪するというんですか、ちょっとでも話を聞いてくれということで、ひっきりなしに電話 や尋ねてきたりする人がいまして、作業に専念することができなかったと。日数があればいいんですけれども、短期間のうちに案を詰めなければいけないということだと、これはわからないところへこもるしかないのかなというのが大きな理由の1点でございます。

それからもう1点は、人事の情報がどうも事前に漏れていると。非常に部下職員を、これは上に立つ者として非常に恥ずかしいことですし、自分のそうした力の至らないということにもつながりますが、職員を信用できないような、そうした職場の状態であったわけでございまして。ましてや人事を担当する職員すらも信用できないと、悪く言えばですが。そうしますと、その人事の目的が、経営戦略局を中心とした人事を組むということが一つの目的でした。経営戦略局が15年4月にスタートいたしましたけれども、それぞれ意欲を持って職員は来たんですが、なかなか思うように動かないというようなことから、経営戦略局をよりよくするために組織を強化しようという一つの考え方があったものですから、これは絶対漏れてはいけないと。漏れますとせっかく意欲があって抜擢された職員がわずか半年で動いてしまうわけです。それが事前にわかりますと、また仕事に対する意欲もなくなってしまうというようなことから、絶対これは隠さなければいけないなと。こういうことで、情報漏れを防ぐと。こういうことが2つの大きな理由で、そのためには外でわからないようにやらなければいけないのかなと。

それからまた知事から指示がありましたのは、経営戦略局をよりよくするためだから、岡部、松林両参事の意見も聞いて新しい体制を組んでほしいとこういうお話もありましたので、 先ほど申し上げたメンバーで作業をしたわけでございます。

清水委員 今、情報が漏れるというような2点理由をお聞かせいただいたんでありますが。 ではホテルでやれという話があったんですか、それともホテルでやって情報を漏らさないようにしようという話だったのですか、どちらですか。

小林(公)証人 公的な、県の施設以外の場所で作業をするのが一番いいから、場所を探してくれということで、私が宮津企画員に指示をしたと。その結果、宮津が探してきたところがホテルナガノアベニューですか、ここをとれたという連絡が来たわけです。

清水委員 では具体的にどなたが指示をして、県庁外、いわゆる県施設外でやれという話に なったのでありましょうか。

小林(公)証人 私でございます。

清水委員ではそのホテルの使用料はどなたが払ったか御案内でしょうか。

小林(公)証人 その時点では承知をしておりませんでした。

清水委員 ではホテルの予約等々を含めて、先ほどお話がございましたが、もう一度お聞き

しますが、ホテルの予約等々を含めてどなたにお話をしたんでありましょうか。

小林(公)証人 宮津企画員でございます。

清水委員 ではそのあと実はしなやか会で費用を負担しているということになるんですが、 それはいつお知りになりましたでしょうか。

小林(公)証人 これも報道されて初めて知りました。

清水委員 ではお聞きいたしますが、県費ではなく後援会が支払ったと思われるんでありますけれども、このことについてはどのようにお考えになったのでしょうか。

小林 (公)証人 これはまさに県の事務でございますので、後援会が払うということはあってはならないことだと。当然県費で負担すべきであるというふうに思っております。

清水委員 実はその後、この人事の中で、当時の下水道課の職員も異動になりますが、そのことについての人事案の原案というんですか、素案というんですか、それはどなたがお話しになられたか、またはどういうアイデアから出てきたのでありましょうか。

小林(公)証人 下水道課の職員の異動の関係につきましては、その9月の作業をする時点ではなくて、9月ですか8月かよくわかりませんが、大分前に知事の方から話がございました。1年6カ月もたちますし、田附課長のよりやりやすい体制強化をするために、職員の異動を考えてくれという話は知事からありました。具体的な案をつくったのは宮津です。

清水委員 ありがとうございました。ではちょっと今のところですが、大事なところでお聞きしたいのですが、いつごろ知事からそういう御指示というか、示唆があったか、もう一度お話をお聞きしたいんですが。

小林(公)証人 8月末から9月の中旬にかけてだと思うんですが、日の特定につきましては、もしかすれば私が個人的に持って使っておりました人事関係のメモという大学ノートがあるんですけれども、それを家へ帰って見て、知事に言われたときには銀行のメモ用紙にぱぱっと書いてくるんですが、それではどこかへ紛失してしまうと困るものですから、人事は人事メモというので私が個人で大学ノートに書いておりましたから、そこにひょっとすれば日付があると思うんですが。もしそこに日付が書いてあれば、先ほどの民間人の方の氏名の書面での御報告とあわせて、記しをしておきたいと。わからなければそれで御勘弁をいただければと思います。

清水委員 わかりました。それについてはまた委員長に諮りまして、公式な記録として請求するか、皆さんにお諮りいただきたいというふうに思っております。今、もう一つお聞きしますが、その人事案については、宮津さんが行ったと先ほどおっしゃいましたが、確認をさせていただきたいと思いますが。

小林(公)証人 宮津企画員が原案をつくりまして、私が説明を受けて、私もそれで同意を

し、その話を宮津の方から当時の小市土木部長にもお話をし、すべて了解をしていますとい うことを、了解というかお話をしてありますという状況で24日に知事に説明をいたしました。 清水委員 宮津さんはその人事についてアイデアを出す立場にいたんでしょうか。

小林(公)証人 宮津企画員につきましては、非常に優秀な職員でありまして、経営戦略局 以前の政策秘書室から在職をしておりまして、非常に知事の業務にも理解を示しておりまし て。下水道の関係も経営戦略局の中に下水道関係の団体があったり、その仕事にも関与をし ておりましたので、宮津企画員の考えというものは、我々事務方よりも、事務方ではありま すけれども宮津企画員の日常の業務を通じた判断というのは、これは適正なのかなとこうい うふうに考えまして、やってもらいました。

清水委員 県の組織ですので、若干我々には理解しがたいところがあるんですが、直接人事担当ではない者が人事の担当である小林証人に、こういうアイデアはいかがですかということを示すことは正常なことなんでありますか。

小林(公)証人 正常とは言えないというふうに思います。しかしながら、15年の10月の異動につきましては、これはやむを得ない状況ではなかったのかなと。私一人ですべての職員の異動案をつくるということは、実質不可能でございます。ですから私がどこへ動かすとか、どこでどうだとか、そういう判断はしましたけれども、主として作業要員として、宮津、そして人事グループの企画員、これは、いわゆる作業要員というのはパソコンで資料を打ったり、そういう作業要員として手伝っていただいたということでございます。

清水委員 わかりました。では2005年1月25日、27日、29日、今年ですね。1月25日、27日、29日、長野市内にあるホテルサンルート東口で行われたとされる、予算査定準備のために見積書を持ち込む精査を行ったとされておりますが、このことについてお聞きしたいんですが、この会合には小林証人は出席しておられましたでしょうか。

小林(公)証人 出席しております。

清水委員 出席したのは、これ複数の日にちにまたがるんですが、何日と何日、また時間はいつごろか、御記憶にあったらお答え願いたいと思います。

小林 (公)証人 3日間すべて出席をしていると思います。時間は夕方から、その日の作業が終わる時間帯まですべておりました。

清水委員 この会議にはどなたが出席されていたんでありましょうか。

小林 (公)証人 主に経営戦略局のチームリーダーが、局長とチームリーダーを中心として そこへは出席をしていたというふうに記憶しております。

清水委員 では主になされていた作業、仕事について、お話しいただけますか。

小林 (公) 証人 17年度の各部局から財政当局へ出されました予算の見積書、これをすべて

1ページからめくりまして、事業の精査をしたというふうに記憶しております。

清水委員 いわゆる公務と判断できますが、いかがでしょうか。

小林(公)証人 公務というふうに、まさに公務というふうに理解しております。

清水委員 それではなぜこのホテルを使ってその公務を行ったか、お話しいただけますでしょうか。

小林(公)証人 これも人事の15年9月のときの作業と似ているのかもしれませんが、これにつきましては、その場所で何のためにやってどうだからということは、私は何も聞いておりません。ただ参加してくれと言われて、参加しただけでございますが。推測では知事査定を前にして、やっぱり集中して見るために、そうした独立の部屋を借りてやったのではないかというふうに推測をしております。

清水委員 田中知事以前の時代も含めまして、いわゆるこういった査定の前の集中勉強会と 言いますか、こういったものをホテルでやるということはあったんでありましょうか。

小林(公)証人 私が財政課に在職しました8年間並びに、その後、いわゆる予算にかかわる期間通じて、記憶にはやったことは一度もないというふうに思います。

清水委員 それではこのホテル使用料、ホテル代はどなたが払ったか、御案内でしょうか。 小林(公)証人 私は言われてそこのメンバーの1人として参加しただけでございますので、 支払いの関係については、全く承知をしておりません。

清水委員 今の話ですと、結構多人数でやったことになりますが、どういう部屋でやられたんでしょうか。

小林(公)証人 3日間やりましたが、3日間のうち2日間は、サンルートのホテルの2階の西側、通りに面した和室の部屋が2日間使ったと思います。そして1日は、その部屋があいていなくて、南側の洋間というんですか、会議室というんですか、会議室でやったというふうに記憶しています。

清水委員 知事の部屋でやったという記憶はないわけですね。

小林(公)証人 知事の部屋では全くありません。ものすごい書類の量ですし、人数で分担して見ましたので、かなり大きな部屋が必要ということで、いずれも和室の会議室と洋室の会議室1日、合わせて3日使ったということです。

清水委員 先ほどお聞きをいたしました知事後援会で支払われたと思われる飲食については、 ほかにはないのではないかというふうにおっしゃいましたが、もう一度確認しますが、本当 にそれでよろしいでしょうか。

小林 (公)証人 私が確認する手だてがないものですから、そのように申し上げたわけでございます。

清水委員 では、実はこの調査を行うに当たりまして、これ総務委員会の内容があったものですから、話があったものですから、もちろんそれで実際にしなやか会の関係を調べられたというふうに思うんですけれども。その折、知事から何か特別な指示、または調査命令はありましたでしょうか。

小林(公)証人 経営戦略局が、問題が表に出まして調べたときは、私は総務部長をしておりましたので、全く何の話も私のところへは来ておりません。経営戦略局がすべてやり、書類もつくり提出をしたということでございます。

清水委員 では総務部長であるならばお聞きしたいのでありますが、政治資金規正法と公職 選挙法のいわゆる資金の関係ですね。この届け出は総務部の方に、選挙係の方に上がってくるかと思うんですが。そのことについては、問い合わせはございませんでしたでしょうか。 小林(公)証人 問い合わせはありませんでした。ただ1点、私どもが返しました会費の返還分、これをどういう収入科目で充てたらいいのかとこういう照会は選挙係へ来ていたというふうに、市町村課長から聞いております。

清水委員 ちょっと落としてしまいましたので、ちょっと戻らせていただいて、1問だけお聞きします。先ほどの平成15年9月22日、23日、24日のナガノアベニューでの話に戻らせていただきますが、1点だけお聞きします。小林証人はホテルの領収書、または請求書等にサインをされた記憶はございますか。

小林(公)証人 ありません。

清水委員 結構です。以上です。

小林委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」という声あり)

それでは以上で小林公喜証人に対する尋問は終了いたしました。小林公喜証人におかれまして、お忙しい中、再度お越しをいただきまして、まことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[小林公喜証人 退席]

次に、元県経営戦略局参事岡部英則さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人岡部英則さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいと の申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、証人岡部英則さんの入室を求めます。

[岡部証人 入室・着席]

岡部英則証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御 出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く お礼申し上げますとともに、調査のために御協力をいただきますようにお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係者も含め、全員の御起立をお願いいたします。

岡部英則証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

「 岡部英則証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、 また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こ ちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して御発言願います。

これより岡部英則証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、引き続きまして柳田委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を行うこと にいたしております。

まず私の方から岡部英則証人にお尋ねをいたします。あなたは岡部英則さんですか。 岡部証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

岡部証人 現在の役職は、障害福祉課参事ということです。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に柳田委員から尋問させていただきます。柳田委員 御苦労様でございます。2003年、平成15年5月30日に長野市内カサイライフで行われた会合について、尋問をさせていただきます。岡部証人はこの会合に出席をされましたか。

岡部証人 出席しております。

柳田委員だれに呼ばれて出席をすることになりましたか。

岡部証人 その日の午後ぐらいだったと思いますけれども、知事秘書の北原さんから、きょうはあけておくようにということで、知事が話をしたいということで連絡をいただいて、県庁で待っておりました。

柳田委員 県庁で待っていて、それで場所なんかもそのあと北原さんから細かく聞いてその 場所に行くことになるのでしょうか。

岡部証人 ちょっと記憶なんですけれども、多分そのとき知事は松本の分室かなんかで仕事をされていたと思います。それで帰ってくるところで電話をいただきまして、カサイライフというか、スナック (まる)に来るようにということで連絡を受けたのが7時ちょっとくらいだったと思います。

柳田委員 この会合は何の目的で行われたものですか。

岡部証人 目的って、私自身ははっきりとこういう目的があるということで呼ばれたわけではありません。行って話を聞いているところでは、そのとき問題になっていた住基ネットの委員さんとの、市町村課と委員さんとの間の行き違いですか、そのような話が中心になって話をされておりました。あとは県のいろいろなことに関する意見交換みたいなものだったというふうに記憶しております。

柳田委員 飲食を伴うものであったのか、アルコールの有無も含めてお話しいただきたいと 思います。 岡部証人 先ほど申し上げましたが、スナックということでありますので、お酒は出ておりました。

柳田委員 岡部証人のほかに出席をされた方はどなたですか。

岡部証人 田山局長と松林当時の情報政策課長、それと私と宮津。ほかに何名か民間の方というかがいらっしゃったと思います。

柳田委員 民間人1名となっておりますけれども、これはだれですか。

岡部証人 私の記憶では民間の方が3人ほどいらっしゃったのかなと思います。

柳田委員 その3名の方、お話しいただけますでしょうか。

岡部証人 お名前についてはちょっとこの場では避けさせていただければなと思います。

柳田委員 わかりました。この場合、支払いはだれが行ったかは御存知でいらっしゃいますか。

岡部証人 申しわけありません、そのとき支払いはだれがやったのかということは、承知は しておりませんでした。

柳田委員 しなやか会の経費により支払われたということは、いつ御存知になりましたか。 岡部証人 これは9月22日だったと思いますけれども、ナガノアベニューで人事案を作成し、 そのとき私は住基ネットの方でその日一日はちょっと決裁の方で忙しかったんですけれど も。お昼に一度行きまして、もう一度夕方に若干お手伝いをするということでホテルの方へ 行きました。ホテルでの作業が終わって、多分9時ごろだったと思いますけれども、フロン トの方で支払いをする際、担当の者がこの支払いは、請求はしなやか会でお願いしますとい うような話がありました。私も、今までのものもありますので、ちょっと心配になっていた ものですから、では今までのものもしなやか会なのかということで確認したところ、そうじ ゃないかということで、では今までのものもしなやか会なのかなということで、そのとき初 めて知りました。

柳田委員 わかりました。このときの会費分に関しては、返却という形はいつされたんでしょうか。

岡部証人 住基ネットの委員さんたちと東京で行ったもの、このものにつきましては、北海園と今井屋という2点のものがありますが、そのものにつきましては、金額が出たということで前の宮尾部長さん、リハビリテーションセンターの次長さんですけれども、を通じて金額を言われましたので、その分について返還をいたしました。

柳田委員 その宮尾さんに金額を聞いてお返しになったと。その方法はどういう方法で返却をされましたか。

岡部証人 平成16年7月16日付の現金書留でしなやかな信州をはぐくむ会の方へ送りました。

柳田委員 それを証明するようなものは残っていますか。

岡部証人 平成16年11月1日付で、私から平成15年7月26日及び平成15年8月5日の会食会の会費として1万6,251円が、平成16年7月16日付で現金書留で送付されてきましたという、しなやか会の会長さんのお名前での通知をいただいております。

柳田委員 わかりました。違う会合に入りたいと思います。平成15年、2003年でございますが、6月9日、同じくカサイライフで行われた、店舗名は (まる)でございますけれども、この会合に岡部証人は出席をされましたでしょうか。

岡部証人 間違いなく出席しております。

柳田委員 だれに呼ばれて出席をされましたか。

岡部証人 これは知事からメールが来て、行ったというふうに記憶しております。

柳田委員 知事からのメールは、お手元に残っていますでしょうか。

岡部証人 手元にはありません。

柳田委員 この会合はどんな話がされて、何の目的で集められた会合であったという認識で あったのですか。

岡部証人 そのとき住基ネットの委員会から、多分報告が出され、その報告のときに市町村課長の西泉さんが委員さんたちと、委員の言うような形での住基ネットの離脱は市町村の自治を侵すものだというようなことを会合で述べられたときのあとかなというふうに思っています。その住基ネットの委員さんたちの活動というのが、このままではうまくいかないんではないかというようなことで、ではどうするんだというようなことが話し合われたというふうに記憶しております。

柳田委員 これもアルコールを含む会合であったでしょうか。

岡部証人 はい、御指摘のとおりです。

柳田委員 出席された方をお答えいただきたいと思います。

岡部証人 田山局長と松林情報政策課長、私と宮津。あと民間の方が2名か3名か、ちょっとそこら辺は記憶が確かでないですが、出席をされました。

柳田委員 支払いはだれが行ったかわかりますか。

岡部証人 承知しておりません。

柳田委員 しなやか会の経費によって支払われたことを知ったのは、先ほどとちょっと重複 するかもしれませんが、いつ知ったのかもう一度、すみません恐縮です。

岡部証人 先ほど申し上げましたように9月22日、人事案を作成していたナガノアベニューの支払いの際に、今までのものはすべてしなやか会の負担だということを聞いたということであります。

柳田委員 ちょっと脱線しますけれども、9月22日、人事でナガノアベニュー、こちらの方で聞いたというお話でございます。それ以前もしなやか会だったのかということを、岡部証人が確認されるとこういう御証言ですが。どなたにそれは聞いた話なんですか。

岡部証人 そのときに支払いをした者は宮津企画員ということです。

柳田委員 宮津企画員からはどういった説明をされましたか。

岡部証人 フロントのところへ行って、きょうの支払いということで、支払いは、あて先は、 請求はしなやか会でお願いしますということで、フロントの方に話をされていました。

柳田委員 宮津氏がホテルナガノアベニューの社員に対して、そのホテルの方に対して、あて先を指定した、請求先を指定したということでいいですか。

岡部証人 はい、そのとおりです。

柳田委員 それを耳にされた岡部証人は何てお話しになりましたか。

岡部証人 人事異動ということですので、当然会議室を使えということは、ホテルを使えということは、知事からの指示ということでそのホテルを使いましたので、当然支払いは公費と、会議室を使うということで公費ということで私自身は考えておりました。それがしなやか会ということで指示があったものですから、では今までのものもどうなのかということで確認をしたということです。

柳田委員 すると宮津氏はそれ以前の支払いのことについてもお答えになったのか、その辺をお教えください。

岡部証人 今までのものも全部そうだったのということを聞きましたら、そうだということで、しなやか会なのかなという。そのあと、しなやか会のこの収支報告書が出た段階で、私の記憶しているものと一致するような場所が出ているものですから、しなやか会の支払いだったのかなということで、自分とすれば確認したというような感じです。

柳田委員 今の、宮津氏が以前のものもしなやか会で負担をしていたということを知らされた、というふうにお聞きになった。その以前のものというのは、どの会合を指しているか、 そのときはわからなかったのですか。

岡部証人 私自身とすれば今まで、先ほど御指摘のあったようなところに対しても全然支払 いはしておりませんので、大体宮津も一緒に、東京のものを除いては宮津も一緒に行ってい ますので、私自身とすれば全部知事が負担したものということを含めて、今までのものはと いうふうに聞いた、自分とすればそういう思いで聞いたということです。

柳田委員 わかりました。会費分、この平成15年6月9日に関して、会費分は、岡部証人は 返却されましたか。

岡部証人 先ほどの5月30日と6月9日の分ですけれども、これは多分収支報告書、しなや

か会の収支報告書には載っていないものかなというふうに思います。私自身とすれば、今、 この金額がわからないということなんです。

柳田委員 金額がわからないので、返却はしていないということでいいんでしょうか。

岡部証人 この2つに関しては、しなやか会が負担したということ自体も確認をできないのが今の現状です。ですからお支払いをしていないということです。

柳田委員 ほかの証人の方々、同じ会合に出席されていても、経営戦略局の調査によって総額を知って、参加者も人数をわかって、個人の責任において返却をしたと言っていますけれども、経営戦略局で総額がいくらであったというのは、岡部証人には知らされていないんでしょうか。

岡部証人 私のところには一切連絡はありません。

柳田委員 わかりました。次の会合にいきたいと思います。2003年、平成15年7月26日、六本木における北海園で行われた本人確認情報保護審議会委員との会合でございます。この会合に出席をされましたか。

岡部証人 出席いたしました。

柳田委員 だれに呼ばれてこの会合に出席をされましたか。

岡部証人 これにつきましては、場所等はすべて知事の方で選定をし、委員さんたちに場所をお知らせするようにということで、委員さんたちに場所をお知らせして、行っていただい たというのが実態です。

柳田委員 とすると知事は、出席者、場所については、知事が決定し、岡部氏が連絡をしたということなんでしょうか。

岡部証人 ほとんどは知事の方からメールで行っていたと思うんですね。ただ、多分櫻井さん等には連絡がしてはあるけれども、場所の方の、その実際の場所ですか、のところが御連絡してなかったのか、その場で一応こういう場所だということで話をしたような記憶があります。

柳田委員 岡部氏がだれかに伝えた、知事から伝えるように指示されたというようなことは ありますか。

岡部証人 多分これは、7月26日は審議会があったあとかなと思うんですけれども、東京で。 その中から櫻井さんと清水さんと佐藤さんと吉田さんをお連れするということで、多分私と 松林情報政策課長が手分けをして一緒に行ったような覚えがあります。

柳田委員 手分けをして行ったというのはどういうことなのですか。こう伝えたということですか。

岡部証人 記憶なんですが、多分これ東京事務所のビルで会議がありまして、そこからタク

シーで4人の方をお連れしたということだったんじゃないかなと思います。

柳田委員 この会合に出席をされて、何の目的でこの会合は集められたものであったと認識をされましたか。

岡部証人 この7月26日の段階では、住基ネットを今後どうしていくのかということが主題であったというふうに思っています。

柳田委員 アルコールを含むこれは飲食であったのでしょうか。

岡部証人 御指摘のとおりです。

柳田委員 ほかにはどなたが、今お話しになりましたけれども、委員さん、どなたが出席を されていたか、県職員はどなただったか教えてください。

岡部証人 櫻井さんと清水さんと佐藤さんと吉田さん、委員側が4名です。それと私と松林、 知事です。

柳田委員 支払いはだれが行われていましたか。

岡部証人 このときは、支払いはだれがしたかちょっと見ておりませんでした。

柳田委員 しなやか会の経費によって支払われたこと、これをいつ御存知になりましたか。

岡部証人 これはしなやか会の収支報告書が、多分報道かなんかに出たとき、一覧表で確認をしまして、7月26日北海園、5万いくらということで、そのときこれがしなやか会で払ったんだなということは、一応確認をしました。

柳田委員 費用について、岡部証人は返却をされましたか。

岡部証人 これは先ほど申し上げましたように、これについては、負担分はお返しをしてあります。

柳田委員 いくら返却をされたか、御記憶はありますか。

岡部証人 すみません、もう一つ、今井屋というのがあるんですけれども、それと合わせて 1万6,251円返還をしております。

柳田委員 2件のその支払いについて、どういう方法で行ったのか、その行ったことを証拠 づけるものは持っていますか。

岡部証人 先ほど申し上げましたように、現金書留で7月16日、しなやかな信州をはぐくむ 会あてに送ってあります。

柳田委員 この際、岡部証人以外の方が返却をされたかどうか、この点について、岡部証人 は御存知ですか。

岡部証人 これにつきましては、経営戦略局等から直接私のところへ何も連絡がありませんでした。連絡をいただいたのは、もう一つの方で一緒にしておりました宮尾さん、リハビリテーションセンターの宮尾さん、私のときの総務部長だったんですけれども、宮尾さんの方

から金額はこうなっているんだよということで教えられました。それを返済するか、しない かというのは個人の問題だということで、金額だけ教えておくねと。それで送るならばこの 住所にということで、宮尾さんから金額と送り先というのを聞きました。

柳田委員 その送り先はどこでしたか。

岡部証人 その送り先がしなやかな信州をはぐくむ会と。松本市渚4 - 1 - 1ということです。

柳田委員 わかりました。次の会合にいきたいと思います。2003年、平成15年8月5日、四 ツ谷今井屋花月において行われた本人確認情報保護審議会委員との会合でございます。この 会合に岡部証人は出席されましたか。

岡部証人 出席しております。

柳田委員 どなたからのお声かけでこの会合に出席されましたか。

岡部証人 この日は総務省の住基の委員さんたちとの公開討論会というのが東京で行われました。その終わったあとに、住基委員の中で総務省との公開討論会に参加された方たちの慰労会というような形で、今井屋の方で行ったと。それについては、知事の方から指示があったというふうに記憶しております。

柳田委員 アルコールを伴った飲食でしたか。

岡部証人 御指摘のとおりです。

柳田委員 出席をされた方のお名前を教えてください。

岡部証人 知事と櫻井さんと清水さんと佐藤さん、吉田さん。あとそのときの宮尾総務部長、 松林さんと私です。

柳田委員 支払いはだれが行ったか御存知ですか。

岡部証人 このときは、私が一番はずれにいて、こっちの入口のところに知事がいて、委員さんたちが並んでいて、宮尾総務部長が私の隣にいるというような、こんな感じで並んでいたんですけれども。それで支払いのとき、知事はクレジットカードというんですか、カードをお出しになって、そこは知事がカードで精算したということになっていたものですから、これがしなやか会の方の収支になっていてここへ記入してあるというので、若干びっくりしているというのが実情です。

柳田委員 そのカードでの支払いというのは、だれか、何か伝聞で聞いている話なんでしょうか、岡部証人自身が見た話なんですか。

岡部証人 これは私の前のところで、いくらいくらというふうに持ってこられて、そこでそのカードを渡して知事が署名をしたという、そんな感じです。

柳田委員 そのときに岡部証人の認識は、知事が支払ったものだという認識だったんですか。

岡部証人 このときは、先ほど申し上げたように、9月22日までは多分知事が支払っていていただいて、あとでまとめて請求が来るんだなというふうに思っていましたので、やっぱり知事が払っているんだなというふうにそこのときは思いました。

柳田委員 しなやか会が支払われたということをいつ岡部証人は御存知になりましたか。

岡部証人 これはしなやか会の収支報告書、2003年の収支報告が出た段階で、8月5日に金額が出ているということで、その場所も今井屋ということで合っているので、これに該当するのかなということで自分自身は考えました。

柳田委員 その際、8月5日の会合について、ほかの委員の方が返却されたかどうかについては御存知でしょうか。

岡部証人 これはそのとき、知事の方のコメントもあろうかと思いますけれども、問題はないということでありますので、その対応は個人の認識に任されているということであります。 私自身も宮尾さんの方から返却する、しないは、個人の問題だと。組織としてどうこうということはないよということで説明を受けておりますので、委員さんたちがどうしたかということは、承知はしておりません。

柳田委員 わかりました。2003年、平成15年8月7日、長野市内のカサイライフ、店舗名 (まる)でございますけれども、で行われた会合について、お聞きをいたします。この会合 には出席をされましたか。

岡部証人 出席しております。

柳田委員 どういういきさつで、どなたにお声がけがあって出席することになりましたか。 岡部証人 このときは8月5日、先ほど申し上げました総務省との公開討論会を経て、住基 ネットの第二次運用が始まるというタイムリミットが近づいておりまして、県として方針を 出さなければいけないというような時点に来ておりまして、その方針をどういうふうにする かということで、いろいろな方たちと話をしていた時点です。ですからそれの打ち合わせと いうような形で、8月7日、知事と話をしている中で、では8月7日 (まる)でというこ とで、直接指示があったと思っております。

柳田委員 ちょっと重複になるかもしれませんが、何の目的でどういった話し合いがということですが、今お話になった以外のことがあれば加えてお願いしたいと思います。

岡部証人 そのときは住基ネットでもう手いっぱいでしたので、住基ネットの話だけだった と思います、ここは。

柳田委員 アルコールを伴う飲食でしたか。

岡部証人 御指摘のとおりです。

柳田委員 出席者の氏名を教えてください。

岡部証人 ここら辺はちょっと、住基ネットのことで毎日残業等をしていたので、あまりはっきりは覚えてはいないんですけれども、知事と私と松林と宮津がいたというのは間違いないと思います。多分小林経営戦略局長さんがいらっしゃったのかなと。あと経営戦略局の若手の職員の方が2人ぐらいいたのかなという、その程度の記憶なんですが、すみません。

柳田委員 この際、民間人の方がいらっしゃったかどうか、記憶はありますか。

岡部証人 このときはもう住基ネットをどうするのかという話になってきておりましたので、 多分民間の方はいらっしゃらなかったと思います。

柳田委員 この際の支払いはどなたが行われましたか。

岡部証人 承知しておりません。

柳田委員 その費用に関して、しなやか会で負担をしていますけれども、その事実は御存知ですか。

岡部証人 収支報告書を見る限り、日付と場所が一致していますので、多分しなやか会が払っているのではないかなというふうに思っています。

柳田委員 御自身分の金額を割り出して返却をするというようなことはございますか。

岡部証人 その参加者が何人なのかという、先ほどのように記憶がはっきりしていないものですから、頭割りでいっていいのかどうかわからないものですから、ちょっとまだ返済はしておりません。

柳田委員 わかりました。2003年、平成15年8月12日について、お聞きをいたします。これは場所が長野市内で行われています。これはどこで会合が行われたかわかりますか。

岡部証人 申しわけないです、これ多分スナック (まる)だと、カサイライフだと思うんですけれども。

柳田委員 ちょっと整理して、8月12日、ダルドージュというところで、本人確認情報保護 審議会委員と会食をした、この事実はございますか。

岡部証人 その日付は8月13日ではないかなというふうに思っているんですが。

柳田委員 わかりました。日付は置いておいて、この会合には出席されましたか。

岡部証人 はい、出席をしております。

柳田委員 どういったいきさつで、だれに呼ばれてこの場所に行くことになりましたか。

岡部証人 これは8月15日に県の住基ネットの基本方針を公表するということで、8月15日 ということで期限を切られておりまして。その全体の打ち合わせということで開催をしました。そのときに、8月13日だと思うんですけれども、吉田委員さんが県のサーバーを調べられて、それで県のサーバーが一般回線に接続されているという、一般のNTTの高速公衆回線に結ばれているということで、離脱はできないというのがこのときにわかりまして。その

話を中心にして、では実際に市町村がNTTの高速回線に結ばれているのはどういうものなのかというようなことを、そのダルドージュで、吉田委員さんの方から話を受けて、では県の方針とすればどうしていくのかというようなことを中心に話し合ったというふうに記憶しています。

柳田委員 わかりました。アルコールを含む飲食であったでしょうか。

岡部証人 カフェダルドージュというのは、どっちかというと軽い食事、ピザとかスパゲティのような店なんです。若干お酒は出ておりましたけれども、そういう意味では飲食はありました。

柳田委員 アルコールもあったのですか。

岡部証人 ビールが若干出ていたかなというふうに思っておりますけれども。

柳田委員 岡部さん以外の出席者はどなたでしょうか。

岡部証人 知事と清水委員、佐藤委員、それと吉田委員、松林です。

柳田委員 支払いについては、どなたが行ったか御存知ですか

岡部証人 ちょっと今のところで、8月13日の出席者ですけれども、あと民間の方が若干、2名か3名いらっしゃったと思います。それと今の支払いですけれども、だれが支払ったかは、承知はしておりません。

柳田委員 それについて、負担を返却されていますでしょうか。

岡部証人 これもしなやか会の収支報告書に記載されていないということで、金額が確認できないということと、全体で何人出席したのかということが、ちょっと私の方では把握できませんので、これについてもまだ返済はしておりません。

柳田委員 わかりました。私どもの百条委員会に提出された会合というのは、いずれも平成15年でございますが、5月30日、6月9日、7月26日、8月5日、8月7日、8月13日とこういう形になっています。その中で、8月7日でございますけれども、証言の中に小林経営戦略局長がいらっしゃったということでありましたけれども、そのほかに若手職員もいらっしゃったという証言がありました。ここらあたりの説明をしていただきたいと思いますが、確かにいらっしゃいましたか。

岡部証人 8月7日、小林局長はいらっしゃったと思うんですね。それと若手の方が2人か3人だったと思います。

柳田委員 それは言ってみれば市町村課の絡みがあったり、あるいは情報の方があったと思うんですけれども。どちらのセクションの方、職員、どなただかわかりますか。

岡部証人 これは、8月7日は8月15日のための、一応いろいろな資料をつくっていく、ある程度のチームみたいなもので結成したという。その若手の人には、これから御苦労いただ

くというようなことでお呼びしたと思いますので、経営戦略局の若手ということです。

柳田委員 わかりました。それからこの一連の6回の会合でございますけれども、民間人の 方が複数回、複数人数、出席をされています。これは同じ方々が入っていらっしゃるんでしょうか。それとも毎回違う方がいらっしゃっているのかはいかがですか。

岡部証人 いらっしゃった方は、大体3名、4名は固定されておりました。

柳田委員 その方々に関して、後刻、委員会に対して文書で御提出をいただくことは可能で しょうか。

岡部証人 いつだれがということになってしまうと、ちょっと記憶が不確かなところがあるんですけれども、全体を通してどのような方が参加されていたかということは、お示しはできるのではないかと思います。

柳田委員 それは岡部証人の記憶の範囲、またお考えの中でおまとめをいただきたいというふうに思います。それから2003年、平成15年8月26日、軽井沢におけるブレストンコートで、田中知事と懇談をしたという事実はございますか。

岡部証人 御指摘のとおりです。

柳田委員 この会合は何の目的で、だれから声をかけられてこの会合に出ることになりましたか。

岡部証人 多分松林情報政策課長から、知事がブレストンコートにいるので一緒に行こうということで、情報政策課の車で行ったような記憶をしております。

柳田委員 このときには、知事とどんな話し合いをされましたか。

岡部証人 その時点では住基の方にちょっと入っていってしまうんですけれども、住基のところで侵入実験を行うということで、ほぼ方針は決定しておりました。あのとき、最初にインターネットに接続してある団体ということで選定したものが、南の方で1つ、北の方で1つということで2つ、実は選定したんですけれども。その選定したところが、そのサーバーを独自で持っていなくて、それが例えば電算が使っている、皆さんが使っているようなサーバーにホームページを置いているということで、そこへ侵入すると法に触れてしまうということがわかりまして、侵入実験に協力していただく先を変更したということです。

変更する中で、インターネットに接続してあるものはそのとき2町村しか現実にはありませんでした。その2町村というのは独自でサーバーを持っている、自分のところでそのホームページを管理している団体が2団体ということでした。慌てて私がそのもう1団体の方へ飛んでいきましたけれども、その団体は既に接続を切断していたということで、もう1件しか、そのインターネットに接続してある団体はないということで、その団体に急いで私と宮尾部長が行きまして話をして、それで最終的には知事の了承を得て、そのところに最終的な

お願いに行きたいと。1回目に行ったときは、担当者がいらっしゃらなかったか、助役さんがいらっしゃらなかったか、ちょっと話が途切れてしまったものですから、きちっとした話、しかもそのサーバーを管理している業者を交えてもう一度話をしたいということで、その日の夕方行く約束になっておりまして、そういう経過を知事に報告をしたということです。

柳田委員 その際、財務規則等に関する話し合い、意見交換というのは行われたんですか。 岡部証人 その中で、では侵入実験をどういう形で行うのかという話になりまして、そのと き知事は、一切の手続を無視して進むと、完全にシークレットで実験を行うということを知 事の方から話がありました。私自身とすれば、完全シークレットでいく必要はないんじゃな いかと。あくまでも阿智村と下諏訪町、これはインターネットに接続してありませんので、 内部システムのチェックをするということですので、その阿智村と下諏訪町、その2つは正 式に文書で起案をして、かかる金額をきちんと明記して進んではどうだと。

もう1件は、そのインターネットに接続してあるところは、わかると愉快犯がそのときに一緒になって入ってきてしまうということがありますので、これに対してはシークレットでいくと。これは受けていただいた町村の方からも、完全にそれは伏せてもらいたいと。もしそれが漏れると、住民の方たちも不安に思うだろうということで、また愉快犯が入ってきたりすると困るということで、それは議会の方へ御説明申し上げて、あとあと、2つやると言っていて3つやったということがわかっても、もう1つについては十分に説明できるのではないかということを、私の方からは知事に話をしました。そうしましたところ、これは完全にシークレットでやると。一切その財務規則等の手続は事前に行わないというような話がありまして、それに従ったということです。

柳田委員 それらのお話し合いをされて、アルコールも入りながらということなのかもしれません。このとき昼食時であったんでしょうか、時間はいつごろですか。

岡部証人 これはお昼の時間だったと思います。

柳田委員 アルコールを伴う昼食だったんでしょうか。

岡部証人 このあと協力していただける町村へ行かなければいけないということでしたので、 アルコールはありませんでした。

柳田委員 この会合の支払い等については、岡部証人は御存知ですか。

岡部証人 承知しておりません。

柳田委員 わかりました。それから平成15年、2003年でございますが、9月21日、ホテル国際21において、人事に関する会合が行われたとされています。この会合に岡部証人は出席をされていますか。

岡部証人 出席しております。

柳田委員 どなたからの連絡で行くことになりましたか。

岡部証人 知事からのメールで指示があり、行くようになりました。

柳田委員 このホテル国際21での会合に先立って、知事と夕食をされたという事実はありますか。

岡部証人 国際21へ行ったのは多分9時ごろだったと思いますので、それ以前は、知事は多分人事か何かやっていらっしゃったんだと思うんですけれども、会ってはおりません。

柳田委員 この会合の出席者はどなたでありましたか。

岡部証人 知事と松林、私、宮津ということで、記憶では小林経営戦略局長も一緒だったのかなということで申し上げましたが、総務委員会の方で小林さんの方は出席していないという話がありまして、ちょっと私の記憶違いかなということで、その部分は訂正をしてあります。

柳田委員 この会合は何のために開かれたものだったんですか。

岡部証人 これは、そのあと9月22日、先ほど話がありましたホテルでの、ナガノアベニューというところでの人事案の作成、10月の異動を行うと。どういう形で人事を行うのかということが中心でした。22日からもう侵入実験は始まるということでしたので、若干その確認をとったという、侵入実験については若干の確認だったというふうに記憶しております。

柳田委員 この際の費用負担は、だれがしたのか御存知ですか。

岡部証人 承知しておりません。

柳田委員 引き続き行われた2003年、平成15年の9月22日、23日、24日、長野市内のナガノアベニューで行われた作業、人事に関する作業とされておりますけれども。この会合に岡部証人は出席をされていますか。

岡部証人 9月22日だけ出席をしております。

柳田委員 9月22日は、何のためにいつごろ訪れましたか。

岡部証人 9月22日は2回ナガノアベニューの方へ行っております。1回目は、9月21日、 人事異動ということでその候補者をリストアップする中で、市町村課の西泉課長さんを栄村 か泰阜村へ派遣に出したいと。それが可能なのかどうかというような話がありまして、総務 省と長野県の間で、西泉さんをこちらの方に送っていただく際にどういう条件がついている のか、例えば県庁の市町村課長とかそういう自治に携わるところとかいう、そういう限定が なされているのかどうかということを調べてくれということで話がありまして、それを調べ た結果を、お昼ごろですけれども、小林局長の方へ報告をしました。

柳田委員 そのときに、岡部証人が2回ぐらい行かれたという中で、その場所にいた方、出入りをされていた方がわかれば、お名前をお願いいたします。

岡部証人 常時いたのは小林局長と宮津と加藤企画員、この3名です。それであとから加わったのが私と松林の2人です。

柳田委員 わかりました。例えばその西泉氏の、霞ヶ関からおいでになられていましたけれ ども、それに関する内容を調べるということでしたが、その指示というのはだれからの指示 によって岡部証人は調査をされるんでしょうか。

岡部証人 知事からの指示がありました。

柳田委員 知事からの指示は、いつどこでなされましたでしょうか。

岡部証人 前日の9月21日の国際21での話の中でです。

柳田委員 とすると、9月21日に宿題が出されて、22日にその宿題の答えを持っていったとこういう理解でよろしいですか。

岡部証人 はい、お昼にその答えを持って一度行きまして、あともう一度夜、全体的にどうなっているのかということで、仕事が終わったあと行ったというふうに記憶しております。 柳田委員 そのナガノアベニューで、知事と懇談をする、意見交換をするというような場面はありましたか。

岡部証人 まことに申しわけないです、私

は、22日以後は住基ネットの方で忙殺されていまして、御存知のように大分大騒ぎになってきていまして、以後は参加しておりません。

柳田委員 この22日、23日、24日、岡部証人は22日だけが出席をされていますが。この会合がホテルで行わなければならなかった理由というものを岡部証人は御存知ですか。

岡部証人 21日に知事から話をされた内容は、人事異動が漏れていると、漏れると。漏れているのでその10月に大幅に人事異動をすれば、それが事前に漏れていってしまうと。漏れる先はどこかということですけれども、副知事に漏れているのではないかと、漏れるのではないかということで、それにわからないような形で人事異動を行うということで、ホテルで行うようにということの指示がありました。

柳田委員 人事というのは大変重要なことだと思いますが、副知事、知事のかわりをされるようなお立場の方に、その方に人事情報が漏れるというのは、不都合のある話なんでしょうか。

岡部証人 私自体は、初めてこのとき人事異動という話を聞きまして、9月21日に。それまで住基ネットが中心で、それ以外については話はあまりしておりませんでしたので、こういう形で知事が副知事を認識しているということを初めてそこで知ったというのが実態です。柳田委員 わかりました。この2つというか、21日以降の話は結構でございます。この一連のカサイライフを中心とした住基ネット関係の話し合いが行われている内容、一つは北海園

で行われたものは慰労会であったというようなこともお聞きしました。その中で、この一連 の会合というのは、公務性というのは、岡部証人、住基ネットを御担当された参事として、 公務性があった話し合いだったのでしょうか。

岡部証人 公務性ということになると、確かに北海園と言いますか、今井屋の、住基ネットで総務省との委員さんたちの討論会があったあとの慰労会というような形は、従来もやっていたような形なのかなと。委員会、委員さんと。それ以外に対しては、あくまでもプライベートなもの、その中で若干今の経過が報告されているというところでありますので、当然公費で持つとか、公のものという、そういう意味での感覚はありませんでした。

柳田委員 一連の行動が、知事の、政治家田中康夫知事を支える行動であったという認識はありますか。

岡部証人 当時はそういう形で知事に親しく話をするということでしたので、話を直接聞き、 それに対していろいろお答えをしていく。また私たちの考えていることも近しく聞いていた だけるということで、ある意味においては支えているという意識はあったと思います。

柳田委員 今回の百条委員会が設置されて記録や証言を得ていく中で、いろいろな審議会、いろいろな関係の方々と会合を重ねていると。費用負担においても、いろいろなケースがあるんですね。会費制であるもの、職員は会費制、職員でない方々はどうするというものであったり、すべてこの後援会が持つ場合もございました。こういったものが、どういったものが色分けをされているかというのは、非常にクリアでない部分もあるんですけれども。岡部証人がごらんになる中において、収支報告等もごらんになっていたはずなんですけれども。そういうものの中で、どういったものが、どういった特徴が自分自身も含めてあったのか、お考えを聞きたいと思いますが。

岡部証人 例えばその住基ネットの中でも、委員さんと会食をしたのは4人ということです。 委員さんは6名いらっしゃいますけれども、その中の4人と会食をしていると。あと委員さんも含めて知事に近い者、経営戦略局を中心として知事に近い者というものが選ばれて、カサイライフに集まっているという形で、そのときは認識をしておりました。

柳田委員 この会合で、一連のカサイライフを中心とした6回ですか、7回ですか、この会合の中で、民間人が入っていらっしゃいますけれども、この民間人の方々はこの会合とはどういうかかわりを持っていたのか、認識をお聞きしたいと思います。

岡部証人 私が初めて行ったのは5月30日ですけれども、その中で感じたことは、もう何回か話をされている方たち、知事と非常に近い方たちということで、そのときは感じました。柳田委員 その方々は、会合に交じって発言をされるというような場面はあったんですか。岡部証人 どちらかというと、私たちは知事とは仕事の話しか現実的にはできませんので、

その話もそんな長い間酒を飲みながらやれるような話ではありませんので、ほとんどがその 民間の方と知事とのやりとり、それに私たちが、どうなのというふうな形で振られて少し話 をするという、そんな感じでした。

柳田委員 ということは、この一連の会合というのは、職員と知事のところに民間人がいるのではなくて、むしろ知事と民間人の人が中心になる会合であった、そういう印象を受けていらっしゃるんでしょうか。

岡部証人 ちょっとどういういきさつでできてきたのかというのはわからないんですけれど も、5月30日、初めて行ったときには何となくそんな感じがして、知事とそういう方たちの 意見交換、それに私たちがいろいろな情報を得る、その方たちが県政というのをどう見ているのか、そういうものを聞くという、知事と一緒に聞かせていただくと、そんな場かなというふうに思っていました。

柳田委員 そういった中において、岡部証人をはじめ職員の幹部の皆さんと知事の話している内容というのは、かなり行政の中でも秘密性の高いというんですか、あまりこう一般の方々にはまだ知り得ない、一般の県民は知り得ないような情報もお話になられていたんでしょうか。

岡部証人 それは住基ネットの問題ですとか、審議会と例えば市町村課とのあつれきの問題ですとか、県政においてはある程度裏情報みたいなものが流れていたということは事実です。柳田委員 わかりました。このカサイライフを含めて、いろいろ後援会が費用負担をした会合というものが明るみになりましたけれども、今、話題となりました会合以外に、後援会が費用負担をしている、あるいは岡部証人自身、費用負担がだれなのかわからないけれども自分自身は支払いを行っていない会合等は、ほかに記憶の中でございますか。

岡部証人 はい、あと一つ、多分8月12日もカサイライフへ行ったのではないかと思っておりますが。そのときが、申しわけないですが、本当に出席者は全然覚えていないというのが現状なんですけれども。

柳田委員 8月12日、これはどういう会合だったわけですか、記憶の中では。

岡部証人 それも住基ネットの、8月15日の方針をどう出すかという、そこの打ち合わせのような形だったと思いますが。ちょっとその日だけは全然出席者は覚えておりません。

柳田委員 わかりました。私は以上の尋問で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

林委員 ただいまの、しなやか会の負担の問題でなしに、前回の公文書公開の件について、 2、3尋問したいんですが、よろしいでしょうか。

小林委員長 はい、どうぞ。

林委員 ではまず第1点目、9月2日の証言で、岡部証人は図面をかかれて、知事室で秘書になられた倉島さんも一緒にいたという図面をかかれました。その位置まで決められたわけですけれども、私ども、あとで正式に確認したところ、秘書に就任したのは、倉島さんは10月17日です。この知事室におられたという図面をかかれた日は、10月9日、10日だと思うんですが、その食い違いを見ますと、このことは記憶違いではないかと思うんですが、その点、もう一度尋問したいと思います。

岡部証人 記憶に違いはありません。

林委員 秘書にこの中で言っていますね、これ議事録です。新しく知事の秘書になった倉島 さんも一緒にいたというふうに記憶しておりますと。まだ秘書ではないんですが、間違いな いですか。

岡部証人 秘書の方の場合は、その日、多分10月17日が辞令交付の日だと思いますけれども、その日から用意ドンというような形で秘書は務まらないということで、その以前に北原さんと実質的に引き継ぎをしておりました。北原さんは政策秘書ということで動き始める。知らないことを教えていく。最初は2人でやっておりましたけれども、ある段階から、もう下に倉島さんがいて、上に北原さんがいるというそういう体制をとっておりました。その日は2人多分いて引き継ぎをしていたというのが実態だと思います。

林委員 それでは次に、これは9月2日の百条委員会において、岡部証人は髙見澤委員のメールのこの朗読の中で、今までメモを渡していたという証言を、あるいは総務委員会での参考人の意見を翻しました。それはメモではなくてメールでしたというふうに言われたんですけれども。この百条委員会の証言でも、北原氏も「岡部さんの方から知事に渡してほしいということでメモを預かりました」と言っておられます。田中知事も9月26日の百条委員会の証言で、「私はメモもあるいはちょうだいしたのではないかというふうに記憶しております」と言っておりますけれども。北原氏が田中知事にメモを渡した際に、知事は、岡部氏からこれは公文書ではないというふうに聞いているというふうにもそのときに言っておりますから、つまり知事は北原氏からメモを受け取る以前に、岡部さんからのメールで、あるいは何らかの方法で、既にこの問題については公文書ではないというふうに聞いていると言われていますから、いわゆるメモ以前にメールを渡したと。しかし、メモも渡したということは、その何人かの証言で非常に明らかであるし、岡部氏自身が総務委員会でも一貫してメモを渡したと言われて、三者が一致しているわけですけれども、そこら辺についてどうしても納得できませんので、もう一度正確に事実関係をお聞かせください。

岡部証人 これは百条委員会で証言申し上げたとおりです。

林委員
それはあくまでも岡部氏がそういう証言をされるわけですから、あと客観的な状況

については委員会で判断する問題であると思っています。以上で終わります。

小林委員長はい、わかりました。ほかに。いいですか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で岡部英則証人に対する尋問は終了いたしました。岡部英則証人におかれましては、お忙しい中、再度、お越しいただきまして、まことにありがとうございました。 御退席して結構でございます。ありがとうございました。

[岡部証人 退席]

この際4時15分まで休憩いたします。

休憩時刻 午後3時45分

再開時刻 午後4時16分

宮澤副委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、小林誠一さんから証言を求めます。

証人小林誠一さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、お手元に配付いたしましたとおり意見が出ております。

お諮り申し上げます。とりわけ民間人であり、証人の人権保護、証言環境の確保の観点から、小林誠一証人の撮影については、証人の宣誓時までとし、証言中の撮影については差し控えていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定させていただきました。

報道の皆さんにはまことに恐縮でございますが、小林誠一証人の宣誓直後に、カメラ機材を本会議室からいったん搬出していただきますように、大変申しわけございませんが、お願いを申し上げます。また、特に本人から、撮影についてはそのような申し出がございましたので、御配慮いただきますようにお願いをいたします。なお、カメラも同じでございます。写真ですね。写真も同じというふうに扱わせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

これより証人小林誠一さんの入室を求めます。

[小林誠一証人 入室・着席]

小林誠一証人におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げるとともに、調査のために御協力くださることをよろしくお願い申し上げるところでござ

います。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係 者も含め、全員、御起立を願います。

小林誠一証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

「 小林誠一証人、宣誓書を朗読]

ご着席願います。

それではカメラの皆さん、恐縮でございますが、退席をお願い申し上げます。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、 また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされますようお願いを申し上げます。な お、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立をして発 言を願います。

これから小林誠一証人から証言を求めます。最初に副委員長から所要の事項をお尋ね申し上げます。その後、この調査委員会を代表いたしまして、小林委員長から総括して尋問を願うことにしております。

まずは小林誠一証人にお尋ねいたします。あなたは小林誠一さんですか。

小林(誠)証人 はい、そうです。

宮澤副委員長 現在の職業をお述べください。

小林(誠)証人 職業は会社役員、また、スノーボードのインストラクターです。

宮澤副委員長 私からの尋問は以上であります。次に小林委員長から尋問をさせていただきます。

小林委員長 本日は御苦労様でございます。ただいま御指名をいただきまして、私の方から 尋問を申し上げますが、委員長を務めております小林実でございます。どうぞよろしくお願 いいたします。時間等の関係もございますので、以後は、簡潔に私から尋問をしてまいりま す。よろしく、ひとつお願いいたします。

まず1点目、個人的にいつごろから田中知事と知り合いになりましたか、お願いいたします。

小林(誠)証人 田中康夫さんと個人的にいつごろからということだと思いますけれども。 彼が最初に立候補する年ですから、平成12年ですか、5年前の、立候補をするんだというよ うなことがマスコミで取り上げられて、彼にメールを送ってコンタクトをとったことが一番 最初です。

小林委員長 次に、田中知事後援会には、いつごろ加入されましたか。

小林 (誠)証人 後援会、俗にしなやか会と言われているものについては、最初の、第1回目の知事選のときに後援会をつくったときに会員となっているはずです。

小林委員長 田中知事後援会の役員をしておられましたか。

小林(誠)証人 内部規定によるところの事務局長をしておりました。

小林委員長 では事務局長というポストであったというふうに御理解してよろしいですね。 小林 (誠)証人 結構です。

小林委員長 田中知事の選挙の折、あなたは政治献金を行いましたか。

小林(誠)証人 しております。

小林委員長 それはいつのことでしょうか。

小林(誠)証人 寄附金ということに関しては、ちょっとはっきりしないところがあるんですけれども、選挙のときの寄附金として、最初の選挙のときと2回目の選挙のときに、選挙

の告示後だとどちらも思いますけれども、2回しております。

小林委員長 その額はいくらでしょうか。

小林(誠)証人 第1回目が100万円、第2回目は100万円プラス、実際に選挙のときの運動員ですか、その日当のようなものが出たはずなので、それをそのまま寄附しておるはずですから、100万円プラス20何万円の端数が出ておるはずです。ちょっと端数の方は覚えておりません。

小林委員長 結構でございます。小林証人は、一時期、「長野県知事田中康夫事務所秘書」という名刺を使って活動しておられましたか。

小林(誠)証人 そういう時期はございます。

小林委員長 田中知事はそのことを了承しておられましたか。

小林(誠)証人 最終的には了承しておりました。

小林委員長 「長野県知事田中康夫事務所」の所在地はどこでしたか、お願いいたします。 小林(誠)証人 当時、田中康夫さんが住まいにしておりました長野市内のマンションの住 所としておったはずです。

小林委員長 ちょっと突っ込んでまいりますが、「長野県知事田中康夫事務所」とは、何をするための事務所であったのですか。

小林(誠)証人 その事務所が何をするというより、あのころ後援会というようなものをつくって、第1回目の選挙はしたんですけれども。そのあと後援会の活動を本人があまり望まなかったものですから、実際に後援会がとまったような状態にもかかわらず、実際には本人は、御存知のように脱ダムとか、あるいは名刺の折り曲げ等の件でいろいろと、要するに行政以外のいろいろな現象が出てきたときに、中に入っているその当時の杉原さんだけではちょっと対応し切れなくなって、それで第1回目はある程度長期に手伝った私が、いろいろ彼の政治的な部分というか、行政以外の部分でバックアップするためにどうするかということで、まずそれが一つあったのと。

それと、後援会を彼が最初つくりたがらなかったというか、活動をしたがらなかった時期が大分、小1年ありましたものですから。そのときに私がこう動く上でどうしたらいいものかということで、大分、当時の杉原さんという特別秘書がおったんですけれども、彼とどうしようかということでちょっと相談したときに、彼のアイデアで、これは田中康夫事務所ということでいきましょうよということで、そのようにいたしてつくったものです。

小林委員長 それでは、先ほど証言がございましたが、秘書として小林証人は、具体的にど のようなお仕事をされていたのでしょうか。

小林(誠)証人 実際に、最初の当選後の、当選して県庁へ入って大体次の年くらいから半

年くらいだったと思うんですけれども。最初に、当時杉原さんがおったころの初期の段階で、その名刺を使った経過はあります。実は長野県の地理不案内な、田中さんも含めて当時の杉原さんもそうなんですけれども、実は県議の方の紹介もしております。それとあと、いろいろな、マスコミの方とかいろいろなものの御紹介もしたりもしているはずです。ただ、あまりだれにどのように差し上げたということをよく覚えていないものですから、活動的には当時は、落下傘で来て、一緒に中に入った杉原さんも全然長野のことはわからなくて、それでつなぎみたいな形のことを当時かなりしていたと思います。

小林委員長 同時にその事務所には、小林証人のほかにもどなたかおられたわけでしょうか。 小林(誠)証人 事務所と言いましても、実際に彼の住まいそのものですので、事務所の、 事務員さんがいるとかそういうイメージの事務所ではなくて、電話をかければ出たかもしれ ないんですけれども、事務所の機能としてはないんです。だから、所属も何も、私だけがそ の名刺を便宜的に、本来だったら後援会みたいなものをスタートできていればそれでよかっ たのかもしれないんですけれども、そういうような形で使っていました。

小林委員長 わかりました。それでは小林証人は、長野県では、当時ですが、業者の名刺営業を禁止していたことを、小林証人は知っておられましたか。

小林 (誠)証人 いつごろ、田中さん、最初から名刺営業を禁止したかどうかあれなんですけれども。一応、名刺営業、名刺を積み重ねに来るような行為そのものを禁止しておったということは存じております。

小林委員長 小林証人は、当時秘書課や政策秘書室を頻繁に徘回していたとのことであります。徘回というのは、田中知事の証言から出てきた言葉でございますので引用させていただきましたが、徘回していたとのことですが、それは事実ですか。

小林(誠)証人 徘回というのは私も新聞で見て、最初、何て言いますか、辞書を引いて調べてみて、どんなすばらしい意味があるかと思って調べたら、何か痴呆症と言うと怒られてしまうんですけれども、そういうような病気の方のことを指すので、やっぱり文芸賞をとるような方の辞書には、私とちょっと違うような解釈が出ているのではないかなと、いたく敬服したんですね。

ただそのころは、徘回というか、頻繁というか、そこら辺はその人の感じ方なんでしょうけれども。当時、もう県議の皆さんも御存知だと思うんですけれども、田中さんはなかなか日程を切らない人なんですよね。あのころ車座集会、徘回を多分表現していた時期というのは、私もいろいろ新聞か何かを読んで想像がつくんですけれども。確か2回目当選したあとくらいで非常に彼も元気がよくて、車座集会とか、いろいろ選挙支援等もかなり活発にやっていた時期なんですけれども。いろいろやりたがるというか、そういう御希望があるんです

が、その希望が盛りだくさんで実際に体は一つで、なかなか日程を組まないんだけれども。 こちらはその日程等をスタートさせちゃうと、こちらが今度追い詰められちゃうので、早く 日程を切ってもらわなければ、例えば車座とかミ二集会なんかもできないんですね。

それでどうしても、本人をつかまえるというと非常に言葉は悪いんですが、御本人を目の前にして、これこれこういうことが迫っているので日をお願いしますよというような形で、かなりそういう意味で、こちらに来ていることが多かったんです。メールとか電話を非常にフルに使う人なんですけれども、そういうことの決定はメールとか電話では絶対にしないんですよね。それで大分こちらへ来ざるを得なかった分は多かったです。

小林委員長 ありがとうございます。私も徘回という言葉を聞いたときに、若干ちょっと戸惑ったことも覚えておりますが。その頻繁に出入りをされ、知事の日程調整等をされていたというのは、それはいつごろだったでしょうね。

小林(誠)証人 もともと突然にそういうことが始まったというようなことがなくて、もともとそういうような動きの中では来ておったんですね。ただ、頻度が多くなったのは、やはり2回目当選以降は、彼も大分元気がというか活発に動いておりましたし、国政選挙も当時あったんですかね、県議選もあって、国政選挙もあって、そんなようなときですから、2回目の当選以降1年か2年くらいは、特に2回目の当選以後1年くらいはかなり活発だったと思いますけれども。

小林委員長 それでは小林証人は、現在も田中知事後援会にお入りになっていらっしゃるんでしょうか。

小林(誠)証人 現在は、一切、彼の後援会の会員でも何でもございません。

小林委員長 それでは、やめられたのはいつごろのことでしょうか。

小林(誠)証人 政治団体への会費を払ったことをもって会員とするのであれば、去年までは入っているんですかね。ただ、そういうとらえ方をすれば去年いっぱいということでしょう。

小林委員長 おやめになった何か特別な事由があったわけでしょうか。差し支えなかったら お話しください。

小林(誠)証人 百条の質問とはと思うんですが、非常におもしろい、ユニークな御質問ですのでお答えしますけれども。後援会をやめた理由ですね。もともと私と田中さんというのは、周りが見ているほど実は二人三脚でべったり重なってやってきているわけじゃないんですよ。これはマスコミがつくった虚像みたいなところもありまして。私は皆さんよりももっと最初から是々非々で来ております。ですから、仲良く、それは絵的には車でこう出て行ったりすると仲良く見えますけれども、実際には、けんかというか、文句を言っていることの

方が多かったんじゃないでしょうか、やり方について。

もともと私自体が持っているイメージがありますから、私は田中さんというのは、当時、 県知事によりベターな候補だと思ってやりましたし、また同時に自民党員でもありましたし、 今でもそうですけれども。当時、石田さんをずっと、彼が長野市長選で落選して以降の長い つき合いで、仲良くしてきて。そういう自分を軸足にしてそれぞれの政治家とつき合ってき た人間ですから、当然、田中さんみたいにやっぱり個性の強烈な、悪い言葉で言えば変わっ た政治家さんとやっぱりつき合うには、かなりしょっちゅうぶつかってばかりでした。

ですから、ただ最初に、そうはいっても支援して当選して、一緒に入るのが杉原さんという全然長野の地理のわからない人で、それである程度支援はしてはきたんですけれども、2回目も含めて。それはやっぱり一番、それは選挙という、皆さんも御存知のように、一番その人間のきれいなところも、どちらかというと人間の一番汚いところが出る選挙、わがままが出る選挙というのは横で見ていますから、やっぱり彼のいいところ、悪いところ、ある程度それは十分わかって、逆にそれでこの、何て言うんですかね、ある程度長く彼とつき合えたような気がいたしますけれども。

やはり、特にけんか別れして、私がこうやめたという、これだというのはないんですけれども。やはり彼も長野県知事としても、これ5年もやってきているわけですし、最初は私みたいな多少道案内も必要だった時期もあるでしょうけれども、今にしてみると十分自分で動けるわけですから、そういうような道案内的なものもいらないであろうし、それと同時に、私みたいに自分の軸足を持ってというと非常に生意気な言い方になりますけれども、どうしても田中さんとやはりぶつかるところも多かったことは事実なんですよ。

ただ最初田中さんは、小異を残して大同につくというようなことを申されておって、非常にそれは感動した部分なんですけれども。やはり知事2期目というか、この5年、6年の中で、彼が自分のやりたい形でやっていきたいという方向の中においては、やっぱり私も一歩引いたというか、その方が彼もやりやすいと思いますし、それと先ほども申しましたけれども、あまりにもいろいろと私も田中さんに言われただけじゃないんですけれども、いろいろの選挙にも顔を出しすぎまして、勝った方にも負けた方にもうらまれるようなこともさんざん経験しまして、そちらの面でも多少疲れたということがあります。

外から来て選挙に顔を出すと、よそ者はたたいて帰すのが一番内部ではガスが抜けて結構なものですから、御存知のように駒ヶ根市長選で私も名前が出て、中原市長には名指しで非難されたりしておりましたけれども。実際には私が駒ヶ根へ入ったのは3回か4回ですから、それでどうこうできるわけじゃないんですけれども、そういうイメージ的なものだけが先行して、私に火の粉のかかる部分が大変ふえてきてしまって、多少私も疲れたという部分もあ

ります。ですから、本日の百条委員会も、その延長線上の最後の舞台みたいなもんですよ。 ですから、こういうようなことはある程度、この百条とは思っていないんですけど、多少 覚悟はしては来たんですけれども。私としても一民間人として平穏に暮らしたいですし、体 の方ももういろいろとあちこちがたがきておりますので。スノーボードなんてさっき言いま したんですけど、そちらの方で正直言ってもう楽しくやりたいんです。ちょっと政治的に離 れたいとは、正直言って3年くらいは思ってはおりましたですね。

小林委員長 大変御親切にお答えいただきましてありがとうございました。よく理解できたような気がいたします。

そこで、ちょっと話題を変えてまいります。田中邦治下水道公社前専務理事を知っておられますか。

小林(誠)証人 存じております。

小林委員長 最初に会った時期はいつごろか、御記憶にございますか。

小林(誠)証人 私自体は、最初にお会いした時期というのはよく覚えておりません。

小林委員長 覚えていらっしゃらないということでございますか、何か特別ないきさつはお ありになったんでしょうか。

小林 (誠) 証人 実はここへ来る前に、一通りこちらの議事録を全部読んできてしまったので、どういう証言を彼がしているか私の頭に入っているんですけれども。覚えはないんですよ、どれが最初でどうだということは。

小林委員長 結構でございます。田中邦治下水道公社前専務理事は、小林証人を青山篤出納長から紹介されたと証言されていますが、これは事実でございましょうか。

小林 (誠)証人 そのような彼が証言しておることは議事録で読んだんですけれども、記憶が定かでないんですね、覚えていません。

小林委員長 わかりました。ですからこの紹介に関しては、そういたしますと、田中知事からもアドバイスは、特段のアドバイスはなかったと、こんなことなんでしょうか。

小林(誠)証人 ですから、田中専務理事、公社の。と会うことに関しては、青山出納長も含めて、田中知事も含めて、全く記憶に定かなところがないんですね。ですから、彼はああいうふうに言っているんですけれども、そうだったかなというくらいな感じで、とても確証がないんですね、会ったことに対して。

小林委員長 わかりました。副委員長、ここで証人にちょっと参考の記録を申し上げて、以下の質問に入ってまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

宮澤副委員長 今、委員長からそのような申し出がございましたが、副委員長が決断してよ ろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

それではどうぞお願いいたします。

(証人 記録閲覧)

小林委員長 今、お手元にお届けをいたしましたが、平成14年5月15日付の「下水道公社の問題点と改革の方向」という、それは資料1で申し上げてございます。それから同年の11月25日付の「下水道公社改革案」、これは資料2で申し上げてございます。それから同年の12月25日、「下水道公社改革の方向」として資料3をお示しをいたしておりますが。この3つの文書は、小林証人が作成したものでしょうか。

小林 (誠)証人 1は、細部に関してまであれですけれども、基本的に私がつくったものではないかと思いますね、細部についての確認はちょっとできませんけれども。

小林委員長 2・3 についてはいかがでしょう、ちょっとお目通しをいただきたいと思います。

小林(誠)証人 多分私がつくったものだと思います。

宮澤副委員長 2・3ともということでよろしゅうございますか。

小林 (誠) 証人 はい。ちょっとよく似ているので。多分どう違うのかというのは、ちょっと何とも言えないんですけれども。

宮澤副委員長 結構です。

小林委員長 わかりました。そうですね、2も3も、ほとんど文言的には同じようなものでございます。ありがとうございました。

そこで、平成14年11月28日、松本合同庁舎で開催された県下水道事業に関する会議があったわけでありますが、そこに出席されましたか。

小林(誠)証人 そういう会議があったというのは、私も議事録を読んで見てきているんですけれども。申しわけないんですけれども覚えていないんですね、その会議。ないとは言わないんですが、あったことも含めてはっきり覚えていないんですよ。印象にないと言った方がよろしいでしょうかね。

小林委員長 印象にないということでございますが、過去の証言からは多数の方が参加した との証言がありました。結構でございます。

もう一つ、ちょっと副委員長に申し上げたいんですが、許可をいただきたいんですが。資料をもう1部ちょっと見ていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

宮澤副委員長 今、委員長からお諮りがございましたが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(証人 記録閲覧)

小林委員長 お目通しをいただきたいわけでございますが。平成14年11月28日木曜日、19時 15分から23時ということで、日時は。場所は松本合同庁舎の203号の会議室ということでございます。いかがでしょうか、そういう会議が、今、この改めて4号を見ていただいておりますが、この文書をごらんになっていかがでしょうか。

小林(誠)証人 見るまでもなく、一応証言の今までのものを見てきたりして、あったんだということの証言が多いことも百も承知の上なんですけれども。ないんですよね、印象に。 印象にというか記憶に、この会議自体。ですから、ないという否定ではないですけれども、明確にあったのかと言われると、あったと断言できるような記憶がないです。

小林委員長 わかりました。それでは少し話題を変えます。平成15年2月14日、午後1時過ぎに、小林証人は、小市元土木部長、近藤企画員と面談されたことがございますか。

小林(誠)証人 日時が全くはっきりしませんけれども、土木部長とはお会いしております。

小林委員長 日時の点は結構でありますが、この面談は小林証人から申し込まれたものでしょうか。申し込まれたものだったでしょうか。

小林 (誠)証人 お会いしてお話をした覚えはあるんですけれども、どのような段取りでそういう運びになったかということは記憶にございません。定かではありません。

小林委員長 はい、わかりました。記憶にないということでございますので、それでは、近藤企画員に御相談になったというようなこともございませんか。

小林(誠)証人 あの当時、近藤さんという方がいらっしゃった覚えはあります。それで、なかなか気さくな方なのでいろいろと世間話はしたんですけれども、した覚えはあります。ただ、事務屋さんという言い方だと失礼になるかもしれないんですけれども、そちらの畑の人だったような気がするもんですから、雑談の域は出た話はないと思います。

小林委員長 お手元に5が行っていましたですか。ちょっと5を渡していただきたいんですが。

宮澤副委員長 委員長から資料5をお渡ししたいということでございますので、事務局お願いいたします。

(証人 記録閲覧)

小林委員長 今、近藤企画員のこともお話をいただいたわけでございますが、今お手元に資料5という文書をお見せしておりますが、この文書は近藤企画員から手渡されたということはございませんか。

小林(誠)証人 見た覚えはありません。見た覚えはないです。

小林委員長 このころ、小林証人に、入札制度の変更について意見を求められたような場面 はございませんでしたか。 小林(誠)証人 入札制度の変更というより、もともと私は下水道事業に対する問題点の指摘をかなり強く言ってきている人間ですので。今、ここに資料1・2、3と4は極めて似ているものですからよくわからないんですけれども、どちらがどっちなのか。かなりあらゆる人に渡していると思うんですね。当然、職員の方にも渡しているし、県会議員の方にもお渡ししている方もあるかもしれません。私にしてみると、これどうっていう内容じゃなくて、覚えていないのはとぼけているわけではなくて、あのころいろいろな人にいろいろな話をしているんですよ、この松本にこれあったとしたらですね。入れかわり立ちかわり話を、こちらは同じような話きりさせられるだけで何も返ってこない、実際には。入札制度、入札制度ということだけじゃなくて、実際に私としてみると、今までの長野県の下水道行政は、本人は一生懸命やってきたのかもしれないけれども、結果としてそうじゃないじゃないかと、下水道公社も含めて。そういうことをかなり強く言ってきておるわけでして。それは、機会あるごとに私はあらゆる人に言ってきております。

小林委員長 そういたしますと、あらゆる機会にそういう改革問題をお話をしてきていたと、 こういうことでしょうね。 はい、 わかりました。

それでは平成15年4月16日、経営戦略局で会議をされた。それから同年の4月17日、県庁の西庁舎で会議をされている。そしてまた4月23日、ホテル信濃路での会談。あるいは、同年5月20日、経営戦略局会議室での会議というものが出てくるわけでございますが、そういう会議を行いましたか。

小林(誠)証人 今お話になったのは、大体議事録で私も読んでおりますので、大体の内容は検討がつきます。日時のことは置きまして、最初にお話されたのは、当時の下水道公社の田中専務理事さんと会ったという件だと思うんですが。今お話になった、内容をちょっと。実は、私は日時だけ言われてもちょっとわからないものですから。それはございます。その次の日の西庁舎の会議というのもございます、それは記憶にはっきりあります。それと、ホテル信濃路の、ネーミングは、私としては単なる懇親会に顔を出したという認識しかないんですけれども。最近になっていろいろ見ると、何か復命書とかいうとんでもない書類が残っていてびっくりしていますけれども、あれも事実です。

そのあとのは、ちょっと中身がちょっとわからないんですけれども。今のホテル信濃路の次のは・・・

小林委員長 それは5月20日、この経営戦略局会議室で行った会議でありますが、いかがで しょうか。

小林(誠)証人 相手はどなたでしょうか。

小林委員長 田附さんだったと思うんですが。

小林(誠)証人 田附さんがそれについて復命書なるものを残しているあれですよね。あれは、私は記憶にないんですよ、覚えていない。あったのかもしれないんだけれども覚えていないですね、印象が極めてないという感じです。

小林委員長 御記憶にない部分もございますが、したがって期日はともかくとして、4回あったようです。そこで、記憶のある範囲で結構でありますが、どのような話をされたんでしょうか。

小林(誠)証人 一番最初の、何回かこう会議、今、4つくらいについて申し上げればよろしいんでしょうか。一番最初お話されたのは、当時下水道公社の田中専務理事さんですか、それともう1人小林理事さんも御一緒だったですかね。それと政策秘書室のどなたかが立ち会った会議になっていると思います。ただ私も、会議があったことはよく覚えていまして、ただ詳細に関しては、今回いろいろなこの件のもとになっているあのようなメモがつくられたということも全く知りませんで、その当時、話をしている間メモをとっている節もなかったんですね。

私がお話し申し上げたのは、さっきも言いましたように、お二人とも失礼なんですけど、この下水道の技術的なことをあまり御存知ないし、特に田中専務理事さんは、確か副出納長か何かから向こうへ回られたし、小林理事さんは、技術屋さんではあったようなんですけど、県の下水道行政についてはタッチされてきておられない方だったはずなので。実際に、私がずっともう20~30年水処理をやってくる中で、私自体、実際にかなりのでかい処理場の設計そのものをやってきた人間ですから、今までの問題点というのは、その時点、かなりきつく指摘しました。

実際には平成11年の2月くらいの信濃毎日新聞で、下水道公社のあり方に関してかなり、下水道公社側にとっては手厳しい記事を書いているんですね。平成11年2月9日付の社会面の記事ですけれども。そういうようなものとか、そういうようなものの非難がされたのに、全然下水道公社が変わってないじゃないかとか。それとか、当時、下水道公社が県の人事の踊り場になっていまして、下水道課長をやった人間がそのまま下水道公社の専務理事になって、そのあと大手コンサルの長野事務所とか、あちらこちらに天下っているんですよね。そんなことはいいのかと。それとかあと、当時、下水道公社とは言うんですけど、プロパーの人間よりはるかに県の職員の出向の方が多くて、7、8年前だとおそらく60人か70人県の出向がいて、プロパーの方が20~30人というような時期だったんですよ。そんなんだったら県の土木部でやったらみたいな声がもともとあって、それでかなり利益も上げているんですよ、年間2,000万円とか5,000万円とか利益を上げてもいたし。

あとまた問題点としては、それぞれ、今までここで証言なさった方の議事録を見てみます

と、ほとんど公務員の方でいらっしゃるので、立場もおありになるから歯切れの悪い部分が、私が見ていてかなり見えたんですけど。それぞれ、例えば公社に関して一部の人は、同じ公務員さんでも技術者が全くいないと言い切っていますよね、この委員会で。これは、実はそれが正しくて。もともと下水道公社というのは、市町村の下水環境の設計のためにつくっちゃったようなところがあるもんですから、そこにその、あとから維持管理をおっつけているだけですからね、維持管理の技術者がないまま今日まで来ちゃってて、それがその大手偏重、大手におんぶに抱っこにしなかったら何も動かないというような現状を生んじゃったんですよ。それはここで証言されている方も、県の職員でいらっしゃるので、そのとおりです。そういう問題が一つあるというのと。

それともう一つ、当時、下水道公社自体が民間業者と争って市町村の下水道のその営業に行くんですよ。例えば小さな町や村で下水道が完成すると、民間の業者はうちにぜひその仕事をやらせてくださいというお願いに行く、これは当たり前なんですけど。その当時下水道公社は何をやっていたかというと、下水道公社自体が、いや民間に任せるよりはうちへ任せてくれればコストが何とかというような形で営業に行くんですが、それを建設事務所長がおやりになったりしていたんですよね。役場によっては、では下水道公社も民間と同じだということで並べてみたり、あるいは役場によっては、当時下水道公社は土木部長が頭だったもんですから、公社に頼む必要はないと思いながら、そこに刃向かえば、次の年、土木予算が削られてはいけないとか、いうことを明確に私はいろいろな首長から聞いているんですよ。

それを実際にそのときは、彼らはそういう状況を全然御存知なかったようなので、そこら 辺も実際の実名を挙げて申し上げました。何々村の村長はしょうがないから公社とつき合っているんだよと言っていますよと。それと、月に1回来て1年で200万円、300万円、これは高いよ、こんなこと必要ないし、業者も我々でできる、これは地元も大手もみんな同じにそれを言っているし、それも自治体のトップとか担当者も聞いちゃっているんですよね。そういうようなことがいっぱいこう、今までは表向き吹き出ていなかったんですけれども、実際の内幕ではそんなようなもやもやがすごく渦巻いていて、ひどい状態だったんです。

それとあと、長野県の下水道公社だけなんですよね、もう皆さんも御存知だと思うんですけど、広域管理と称して市町村の、県が直接関与しない市町村の下水道まで、公社が請け負っているのは、おそらく長野県と、私の聞いている範囲ではもう1カ所くらいらしいんです。そのほかは、下水道公社というのは県の流域だけをやっていて、ほかのものには手を出していなかったんですよね。ところが長野県ともう1カ所くらいだけが広域まで手を出したと。その広域まで手を出した理由が、市町村のためというより、でかくなった公社の体制を維持するためというような部分が大分あったといううわさを聞いていたもんですから、もしそれ

がそうであれば違うんじゃないかと。

そこで、そこにまだあと、実は今まで長野県の県内業者が、これくらい地元の仕事がとれてない県はないんですよ。山梨だったら流域は実際に県内に、山梨県内の会社がしっかり押さえています。全部、群馬も新潟もそうです、それぞれの会社が育っちゃっているのに対して、長野県は全く育っていない。市町村が単独に発注するものは、5、6年前でもその半分は地元業者が受注しているんですよ、直接。それなのに、県が下水道公社を通って発注している流域も、広域管理と称して市町村が、市町村のものを下水道公社がまとめて受注しているものに関しては、地元業者は、5、6年前でしたらJVの下の方に引っついている部分はあったんですけれども、受注しているということは皆無に近かったんです。これはもう、私はもうマスコミにも申し上げたし、県議の何人もの皆さんに申し上げて、それはひどい状況だなということはもうかなり前から、10年も前から言われていることなので、そこら辺のことを全部彼らにぶつけたんですよ。それが、その第1回目の下水道公社のお二人にお話した内容です。

ですからその、いろいろそのメモに関して、なぜあのようなものが残されたか、私は関知しないんですけれども。非常に口封じをしたととられるような記述があったり、実際に私が言ったことの大半は書いてなくて、どちらかというと、彼らが私に言ったことに対しての備忘録的に、おそらく、そう思われたかどうかは別にして、悪く勘ぐれば、あとから民間人に揚げ足をとられなくても済むような、要するに自分たちとして押さえておかなければいけない部分を明確に書き残したような気がしますよね。私が耳が痛いような指摘事項は1行も書いてないじゃないですか。私はそこら辺を、もう9割方の時間、そういうことを申し上げました。

宮澤副委員長 小林証人、お気持ちはよくわかります。ここは事実のあれでございますので、また証言は簡潔にお願いを申し上げます。

小林委員長 それでは、ちょっと話題を変えます。副委員長、資料をちょっと見ていただきたいと思っておりますが、資料7をちょっと見ていただきたいと思います。お願いいたします。

宮澤副委員長 資料7をお配りください。

(証人 記録閲覧)

小林委員長 これは、「しなやか会事務局長の小林誠一氏からです」という始まりでございますが。見ていただきましたように、「お電話をいただきましたが、留守電にしておりまして申しわけありません」と、ここから始まるわけであります。「美麻村の合併反対ビラは、明日私が美麻村の不要なダムの写真を撮りに行きますので、そのとき最新号まで含めてもらっ

てきます。山口村の分は、庄司由美村議に電話して手配してもらいます。昨夜、知事が下水 道課に大きな雷を落としたことを聞きました」ということから始まっているわけでございま して。そして最後は、この17日の午後に犀北館でいろいろな方と懇談会をするというような ことを送ったメールでございますが。このメールは、小林証人が送られたメールですか。

小林(誠)証人 このメールの件はちょっとマスコミからも聞かれたことがありまして、こういうメールが存在していることは存じていました。ただ、部分的に果たしてこれ、全部私が書いたのか、あるいはそのいきさつがちょっとわからないんですね、メールというのは。多分私が書いている部分が多いと思うんですけれども、そのくらいのことしか申し上げられません。

小林委員長 それでは、1点に絞ってお聞きしますが。このメールの中にある、先ほどちょっと私、読みましたが。中野補佐への雷について、小林証人はどうしてそんな事実をお知りになったんでしょうか。

小林(誠)証人 今ちょっと読んだんですけれども、ここら辺については、全然記憶がありませんし、覚えていません、私が書いたかどうかも含めて。ですから、このメールのようなものが存在するというのは、さっきも言いましたように、いろいろマスコミ等からも聞かれておるんですけれども、自分で明確な確証が持てません。

小林委員長 そういたしますと、だれから聞いたというようなことももちろんわからないと いうことでしょうね。

小林(誠)証人 そうです。

小林委員長 それでは、公文書公開請求について、情報公開請求が県になされましたですね。 そのことをだれに聞きましたでしょうか、 お聞きになったんでしょうか。

小林(誠)証人 私に関するというか、そういう関係での情報公開請求がされたということを、いつ聞いたかという御質問だと思うんですけれども。記憶は定かじゃないんですけど、そのころそういう騒ぎがあったということは覚えています。「ダイジョウビかのぉ」という例のメールが私に来たということで大分話題になっているのは知ってはおるんですが。ちょっとうろ覚えなんですが、あったのかなという程度ではありますけれども、そのころそういう情報公開請求に関して、そういういろいろなものが出てきていたということは、どこかで聞いた記憶があります。

小林委員長 どこかで聞いたことがあるということでございますが。それでは参考に、副委員長、私の方で用意してあります資料8をお見せいただければと思っておりますが、お願いいたします。

宮澤副委員長 資料8を配付してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それでは資料8の配付をお願いします。

(証人 記録閲覧)

小林委員長 今、資料8でお届けをいたしましたが、このメールを小林証人は見たことがございますか。

小林(誠)証人 メールの履歴を見ると私の方へも回ってきているようになっているんですが。明確に回ってきたかどうかということは記憶にありません。ないというんじゃなくて、覚えていません。ただその、この時点にこういうような騒ぎがあったということは覚えています。ただこのメールが明確にあったかどうかというのは、私もメールは半年ごとで全部落としちゃっていますので、あったか、ないか、それを含めて明確な記憶がありません。

小林委員長 記憶がないということですので、ちょっとくどいんですが、記憶がなければ、 もちろんこのメールに対して、回ってきたメールですね。それで、もちろん返事を出された 記憶もないとこんなことでよろしゅうございますか。

小林(誠)証人 それもありません。

小林委員長 それでは、もう一つ、資料9をちょっと見ていただきたいんですが、お諮りい ただきたいと思います。

宮澤副委員長 資料9をお渡しすることはよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それではお願いします。

(証人 記録閲覧)

小林委員長 お目通しをいただけましたでしょうか。もう先ほど、先に「ダイジョウビか」という話が出てまいりまして、出てしまったわけでございますが。平成15年10月16日ですね、経営戦略局岡部参事が発信した知事への報告メールであります。これの転送を小林証人は受け取った覚えはございますか。

小林(誠)証人 さっき言った「ダイジョウビかのぉ」というのは、田中さんらしい言い回しでして、これは記憶にあるというか、受け取ったかどうかははっきりしないんですけど、彼のこうようなものが当時あったのは、記憶に何となくあります。

小林委員長 このようなメールはあれですか、知事からはたびたび転送とかということで、 小林証人のところへ来ていたということも考えられるんですが、その辺はいかがですか。 小林(誠)証人 この中身はともかくとして、むらがあって来るときはまとめていろいろ来 るし、来ないときはピタッと来ないという形で。定量的に確定しないんですね。そういうよ うな非常にむらがあると言うと言葉は悪いんですけれども、来てみたり、来なかってみたり というような感じで受け取っていたんですけれども。それほど大した量ではないですね。 小林委員長 しかしそのメールの中には、一般県民が知り得ない情報がそのメールに書き込 まれていた、そういうメールをたびたび受け取っていたと、こんなことはございませんか。 一般県民が知り得ない事実ですね、お願いいたします。

小林(誠)証人 送られてきたものについては、ちょっと私が何とも、あれ一方通行で来ちゃう話なので、頼んで来たものでもないので何とも言えないんですけれども。ちょっとそれについての感想というか、全くの答えになるかどうかわからないんですけど。このころこういうごたごたがあったというのは多少認識があるんですよ。ただ私にしてみると、そっちの問題だろうという感覚が強くて、勝手にせいやというと非常に言葉は悪いんですけど、私ってあまりいい印象を持っていないんですよ。何せ公文書といっても、私が知らない文書を勝手に公文書なんて言っているわけでしょう。だったら、公務員さんの書いた文書だったら、食堂へ行って割り箸の裏に「へのへのもへ」と書いたって、そこらを回せば公文書かいというのが私ら民間人の感覚ですよ。

ですから、勝手に文書をつくっておいてがたがたもめても、私は全く、何と言うんですか、 腹立たしさはありますよね、はっきり言って。人の知らないところで、勝手にだしにするな よみたいな。そういうものが強く気持ちの中にあって、実際には来たかもしれないんですよ。 ですけど無視というか、そちらの問題でしょう、勝手になさいというのが私の一貫した感覚 でしたですね。

小林委員長 ちょっと突っ込んだ質問で恐縮なんでありますが、先ほど引用されましたが、「うーん、それぞれダイジョウビかのぉ」というのが入りますね。私も、「それぞれ」というそういう複数の心配事というのは何だろうかと、こういうふうにちょっと感じてしまうわけですが。これを見られたとき、率直に小林誠一さんはどんなふうにお感じになったんですか。簡潔で結構でございますが、お願いいたします。

小林(誠)証人 その細かい文言にあまり感覚、一々いろいろ感じた覚えはないんですよ。 ただ、そちらの内部の、要は、口は悪いんですが、結局、行政で公文書も結構なんですけれ ども、民間の常識に比べてはるかにシステムとして欠陥があると思うんですよ。だから民間 だったら、例えば話をして記録を残すのだったら、相手のサインをもらうとか明確にそうい う手続を踏まなかったら何の役にも立たないのに、役所の倫理で、ルールで回った話ですよ ね。ですから、そういう、私からしてみるとそのイメージの方が強く来ますから、こういう ものがあったとしてもですね。ですから、「それぞれダイジョウビかのぉ」というのは、確 かにそうは書いてありますけれども、その「それぞれ」というのは、そっちの県庁内部で勝 手にやってくれというのが私の、今見ての感じですけどね。 小林委員長 それでは、ここにも書いてございますように、転送の際、田中知事は「宮津さん、小林誠一さんと相談してください」といって、ここに携帯電話まで書いてあるわけですね。そういたしますと、宮津経営戦略局職員から小林誠一さんは、何か相談を、電話なりあって、相談を受けられましたか。

小林(誠)証人 この件で宮津さんから電話をもらった覚えはないです。

小林委員長 平成15年9月県議会が終了した直後に、小林証人は、小市元士木部長、そして 田附元下水道課長と会議をされましたか。15年の9月県議会終了後です。

小林 (誠)証人 日時ははっきりしないんですけれども、土木部長とは2回お会いしていまして、その2回目だと思います。

小林委員長それはどこでやられたわけですか。

小林 (誠)証人 ちょっと順番がわからないんですけれども、多分土木部の方の部屋のどこかじゃないかなと思います。

小林委員長 そうですね、そういうことだと思います。そしてその後に、過去の証言を聞い てまいりますと、公社へ行かれるんですね。ですから、こちらで話して公社へ行くというこ とになったんですが、どういういきさつで公社へお出かけになったんですか。

小林(誠)証人 そういう話があるのは、私も議事録を読んで承知をしておりますけれども、 実際に私は、田附さんと公社へ行った記憶がありません、覚えていないです。

小林委員長 そうですか、はい、わかりました。ところで、数日後に諏訪湖流域について、 田中邦治下水道公社前専務から、あなたは電話を受けられましたか。数日後ですね、記憶が ありましたらお願いたします。

小林(誠)証人 記憶にはございません。

小林委員長 これは、田中邦治下水道公社前専務は、過日の当委員会で、小林証人に電話を確かにしているというふうな証言をしているわけですが。いかがでしょう、思い出せませんかね。

小林(誠)証人 なかったと否定するものではないんですけれども、あったか、なかったか 自体を全く記憶にございません。

小林委員長 それでは次に進みます。平成16年度の下水道公社が発注する下水道業務の管理 委託の入札について、平成16年2月20日ころ、経営戦略局の野崎職員より何か相談を受けた 記憶はございませんか。

小林(誠)証人 平成16年ですか、それについても明確な記憶がありません。電話がなかった、あったということではなくて、それに対しての覚えがないです。

小林委員長 これは平成16年度の入札中止の問題、中止のその件なんですが、記憶がないと

いうことであります。野崎証人は、当委員会において、確か小林さんも同業者から2、3同じような声は聞いているんだというふうな証言もしているんですね。内容ははしょって言っていますので、でもおわかりになると思うんですね。証言しておりますが、いかがでしょうか。何か田中知事と相談されたのか、何かその辺の思い出したことがございましたらお願いいたします。

小林(誠)証人 野崎さんがそのような証言をなさっていることは、議事録を読んで存じております。御本人があの状況で電話をしたということであれば、電話したんだと思います。私も受け取っているかもしれんのですけれども。実はちょっと私も経理型の人間じゃなくて、数字を頭から一つ、二つ押さえてこういくタイプの人間なので、明確に一つ一つことを押さえて実は来ていないんですよ。向こうはいろいろ仕事をこう、毎日仕事でやってきているかもしれないんですけれども、ぽんと電話が来て何だかんだ言われても、おそらく記憶に残るようなものがほとんど実はないんですよね。本人がそうおっしゃっているならあったかもしれませんが、申しわけないんですけど、あったかもしれない以上のことをちょっと言えない、覚えていないですね。本人がおっしゃっているんだからあったんでしょう、多分。あったんでしょうけれども、それ以上の記憶はありません。

小林委員長 平成16年度の流域下水道処理施設運転管理業務委託の入札の取りやめについて、 5日間では技術者を確保できないという旨のメールを県に送られておりませんか。

小林 (誠) 証人 私は一切、そういうもののそういう行動は一切いたしておりません。 小林委員長 覚えていないということですね。

宮澤副委員長・小林証人、再度、訂正ですね。

小林 (誠)証人 さっき申し上げたとおり、そういうもののメールは送っていません。 宮澤副委員長 そういうものというのは、この件に関してということですか。

小林 (誠)証人 そうです、そうです。県に対してという今言い方をされましたですよね。 宮澤副委員長 この件に関して・・・

小林 (誠) 証人 違います、長野県という意味での県。長野県のどこにも送っていないはずです、そういうことをしてないはずです。

小林委員長 5日間では技術者を確保できないという主張は、小林誠一さんの主張なんでしょうか。

小林(誠)証人 常識的な判断です。土建屋さんでしたら5日でも入れるんですよ。実際に 土建屋さんでしたら、下請を何とか入れたら帳面が合って、現場代理人を1人出しておけば 足りるんですけど。下水道の場合、30人とか50人を入れるものですから、大手だって無理な んですよ、現実的に。100%無理というわけではないんですけれども。それをこれからスタ ートさせようというのは、地元業者がそういうものの対応をするということは非常に困難で、かなりそういう、要は地元業界もそういう運動をしてきた、議会も陳情を採択してくれた、けれども県もやるよと言いながら、実際にふたをあけてみたら中5日じゃあないかと。こんなんじゃ口きりで、実際に県内業者がとっても結局面倒を見てくれないだろうと、全く。逆に1年かそこらやらせたら、またもとのさやに戻って大手にやらせて地元は放り出されるんじゃないかという、そういう疑心暗鬼みたいなものが業界全体に流れちゃったんですよ。それがその5日間ということですね、あまりにも非常識な。法的には公務員の方々はちゃんとやっているんですよ。議会が承認されて、うんだこうだというような形でやっているんだけれども、実際にそれがじゃあ現場にどう効いてくるんだということになったら、民間はやるなというような、そういうようなその条件なんです。今までそんなにシビアな条件がなかったのに、地元を指名しようとしたとたんに何だ中5日かよと。それも土日除いたら3日ですよね。それはもうほとんど実際にかなり難しい話、ちゃんとやろうとしたら。そういうことです。

小林委員長 わかりました。ではかねがね主張をされていた、しかし、ただし先ほどの私の 尋問に対しては、そういう旨のメールは県に打ったことがないと、記憶がないと。そういた しますと、5日間では技術者は確保できないんだと、今の主張のようなことをどなたかに、 口頭でも自分の主張を強くされた場面がございましたか。

小林 (誠)証人 明確な記憶はないんですけれども、実際に県内業者の中では、いざふたをあけてみたらとんでもないことだなというような話が大分出た覚えはあります。

小林委員長 時間も迫ってまいりましたものですから、そそくさにまいりますが。トーヨー クリエイト株式会社と小林証人はどういう御関係であったのでしょうか。

小林 (誠)証人 トーヨークリエイト株式会社の取締役です。俗に言う平取の立場ではあります。

小林委員長 平取という話でございますが、元代表取締役であったのではないでしょうか。 小林(誠)証人 大分昔は代表者の位置にいたことはあります。

小林委員長 代表取締役であったことがあるということですが、いつからいつまでという、 そんなことは御記憶ございますか。

小林 (誠)証人 民間企業のことなので細かいことはあれですけれども、少なくとも7年、 8年前からは平取でしたですね。

小林委員長 それでは現在、トーヨークリエイト株式会社の株式をあなたは何%保有されて おられますか。

小林(誠)証人 民間企業のことなので明確にお答えいたしかねますけれども、50%は持っ

ておりません。

小林委員長 トーヨークリエイト株式会社の主たる事務所の所在地はどこでしょうか。 小林(誠)証人 長野市下氷鉋でございます。

小林委員長 ところで、小林証人が関係するこの会社ですね、会社は、山梨県内でも11カ所の処理場の仕事をされているやに聞いたわけでございますが、それは事実ですか。

小林(誠)証人 大小合わせて、11というのは一概に言えないんですけれども。中小規模程度のものですと11近くあります。

小林委員長 山梨県内でもおやりになっているということですが。小林証人が主張されておりましたその県内企業優先という、お聞きする範囲では、むしろその小林証人の理念のように聞こえて私は受けとめたわけでございますが。その理念とちょっと矛盾しているように感ずるんですが、いかがでしょうか。

小林(誠)証人 それにつきましては、実はこの会社の経過がございます。トーヨークリエイトというのは、平成元年、昭和の最後の年に実は山梨でつくった会社です。山梨で非常に特殊な処理方式の維持管理をするために、実は私がつくったんじゃないんですよ。山梨の人たちがつくった会社で、3、4年細々とやっていて、それで途中から実は私が本格的に肩入れしたということです。ですから、山梨の会社だったんです。

業界の話になってしまうんですけれども、実は山梨には非常に強力な会社がございまして、流域なんかもとっている地元企業なんですけれども。そこに非常に圧迫されてつぶされそうになったんですね。ちょっと民間の話でいけないんですけれども。それでもう一つ、会社として全国的なネットの中に入るにも、1県、一つの県にいくつもそういう会社があるとだめなので、長野の方に本社を移しました。もうそれが10年以上前です。実際には売り上げが8:2くらいで長野の方が8ですか。今、山梨もやってはおりますが、実は農業集落排水みたいな小型が多いのと、下水道も実はほとんど小型なんです、下水としては。高根町、清里町とその隣の、今は北杜市ということになっちゃったんですが、実は2町しかやっていなんですね。

今お話になったように、実は山梨ではそういうモンロー主義がまだ起きていないんですけれども、現実には社内では、山梨は山梨で分けようかという今の流れの中ではあります。山梨は山梨でちゃんと責任を持ってやる。長野は長野でちゃんとやると。ですから、山梨が、今、どうでもいいという言い方はしていないんですけれども、実際には10年くらい以上前から、人間的にも、売り上げ的にも、技術者としても、圧倒的にもう比較にならないくらい長野の方がウエイトが重くなっちゃって、企業的には、なくてはいいとは言いませんが。ですから一応社内的には、ただ山梨をそろそろ分離して、山梨は山梨でちゃんとやらせようかな

という部分であります。

小林委員長 本年度、平成17年度ですね、トーヨークリエイト株式会社が、JVを組み、長野県下水道公社発注の委託業務を落札しておりますが、これに間違いありませんか。 小林(誠)証人 そのとおりです。

小林委員長 業務を落札したと証言をされました。小林証人の関係する会社が落札することを、当初から、落札を目的にされていたというふうにも思える場面もございます。その辺はどうなんでしょう。当初から目的として、落札することを目的とされてきたのでしょうか。小林(誠)証人 商法に限定する株式会社というのは利益追求の組織でございまして、一切のそういう利益追求の場面では全力を尽くすのが株式会社であり、またそこの会社の構成員に課せられた責任であります。ですから商法上の規定に関してはそういうことになります。小林委員長 ありがとうございます。それでは最後の質問になりますが、当委員会での過去の委員会で、近藤企画員が証人として出頭いただきました。その近藤企画員が、正確に議事録から抜粋したものでありますが、「今年になりまして、信濃毎日新聞に報道される前日にこういうようなことがあって、それで小林さんの会社が入札して、1年目は業者数が少なかったと、2年目にとったというお話を聞いたときには、非常にショックと言いますか、残念でございました。改革をするということであれば入札すべきではなかったというふうに、私は今も思っていますので、非常に残念でございます。」と、これが全く証言のままですが、証言されておりますが、小林証人は、この証言についてどのように思われますか。

小林(誠)証人 近藤さんがそのように証言をされたことは承知しております。これは、公 務員の方のお考え、また近藤さんのお考えであれば、それは個人の自由でございますけれど も。私みたいに民間でずっとやってきた人間にいたしますと、これは哲学の違いであります。

私が個人的に活動している部分は、これは憲法にも保障されているように、民主主義の頂点としての民間人として、言いたいことを言ってきているわけでして。これは、私は一切どこにも恥じることがありません。受け手がどう受けるかは、それは受け手の勝手です。ですけど私は、相手がだれであれ、県議さんであれ、県の職員であれ、部長であれ、平の方であれ、同じことを同じように言うのが私の性格です。ですから、田中さんにも言っています、いいことはいい、悪いことは悪いと。

ですからそれと同じように私が言ったそういうものと、それと商法に規定するところの株式会社が利益追求のために受注機会に受注する、受注に参加する、その結果が今回一般競争入札だったようですけれども、それで受注したということは全く別次元の話なんですよ。それを何で同じ次元で比べなければいけないのか。それは哲学の違いと言ってはそれまでなんですけれども。

例えば随意契約だとか、特命だとかという話であればそういう理論も成り立つんでしょうけれども。少なくとも一般競争入札の中で、どうなるかわからない中で実際にやっていますし、最近うちの会社へ、私の所属する会社への中傷メールが入って、何だあの会社は受注してから慌てて従業員を集めていたぞみたいな中傷メールが入っているんですよ。だからそんなものをとらなきゃ従業員なんか集めっこないんですよね。それは、それぞれそれぞれのその立場でやっていることでありまして。近藤さんがそう思われたのなら近藤さんの自由なんですけど、それはやはり自由主義経済でありますし、民主主義国家であるので、そこら辺、私は非常に強く軸足を置いて動いています。

私は別にJCにも入っているわけでもなければ、商工会にも入っていない。非常に一匹狼で来たし、片方で石田さん支持をしながら田中さんをやってみたり、世間一般的にはわかりにくいかもしれないんですよ。だけど田中康夫さんみたいな変わった人を支援するという方も、変わったやつは多いんですよ。ですからそれは、それぞれの見る方の哲学なり、あるいは思いと違うからと言って、こういう委員会のような場でそのような感想を公務員として述べられることはちょっと私としては逆に残念です。

それと、業者と会ったことに関して、まずかったかなというような感想をかなり、昔部長だった方も申し上げられておりますが。では業者というのは公務員以外みんな業者ですよ、農業をやっている人も何でも。しかもその業者というのは民主主義の頂点にいる連中ですから、その人がどんな看板を持って公務員の前にあらわれようと、その看板でその人の顔色を見たり、言うことを聞くのかと。これは民主主義の頂点の方の連中が遠慮する部分じゃないんですよ。それに対する公務員とか政治家の皆さんが、どういうふうに対応するかということであって、我々がそれに対してたがをはめられるいわれは全くないんです。以上です。小林委員長 力説されまして、哲学の相違という言葉も出てまいりましたが。大変最後に失礼な表現になろうかと思いますが、そこまでおっしゃいますとあえてお聞きをいたしますが。小林証人は、平成13年ごろより下水道事業の改革をかなり強く訴え、そして改革と称しまして、一貫して今日まで、下水道事業管理業務の委託を県内業者に発注するように行動されてきた。これはもうまぎれのない事実でございます。

そういたしますと、従前からの、ずっとやってきた長野県の方式であった場合、トーヨークリエイト株式会社が本年度の下水道公社の発注の業務委託を受けることはできたでしょうか、昔のままの方式であったら。改革を訴えてこられたから、私のちょっと言い方は悪いんですが、わかりますね、言わんとしていることは。お願いいたします。

小林 (誠)証人 要は今までの、私の、俗に今ここで言われている働き掛けがなかったら、 うちの会社が、私が所属するような会社が受注するようなことが可能であったかどうかとい

うお尋ねですよね。

実は、そこら辺に事実誤認の、最初のスタートのときの重大な間違いがいくつかございます。実は働き掛けということで私の行動をとらえられるんでしたら、私の働き掛けは平成9年に始まっております。平成9年に長野県メンテナンス業協会ということで、県下7社、8社が集まって当時の太田土木部長に、懇談会を開いてくださいという陳情書を差し上げています。下水道公社の佐々木専務理事と太田土木部長あてに、平成9年にそういうものを差し上げてありまして、そのうちのメンバーの1人が私です。それから個々に対して私が働き掛けたものを確認するのであれば、佐々木専務理事、当時の、今はもうとっくの昔に退職されましたけれども佐々木さんとか、そのあとの太田さんが土木部長をやっておられたころの林下水道課長さん、私はほとんど、ほとんどとは言いませんけれども、もうちょっと簡単でしたけれども、例えば汚泥をどうするんだいというようなことを言ってきています。ですから、その働き掛けのスタートを言うのであったら、私は平成8年か9年です。証拠物件として書類で確認できるものは9年です。

それと入札制度の改革とか、あるいは働き掛けに関して県の方向が変わったということに関して言えば、私はその一番最初は、平成12年の9月23日か9月13日の土木委員会での光家土木部長の回答書が、要するに県の方針転換をするという一番スタートだと思っています。その回答書は、平成12年の7月3日くらいの土木委員会で風間辰一さんが当時光家さんに、下水道公社の発注はあまりにも県外ばかりでひどいと、もうちょっと県内に振り向けんかいということを強く言って、それに対する回答がすぐに出なくて、9月に入っての9月議会での土木委員会で初めて光家さんが、その風間当時県議さんに回答をして、それが明確に、県の方針を県内優先に振りかえるということのスタートを明確に言っております。

宮澤副委員長 小林証人、簡潔に、お気持ちはよくわかりますけれども、簡潔にすみません、お願いいたします。

小林(誠)証人 ですから、私の働き掛けで県が方向を簡単に変えるほど、県の職員が生やさしいかどうかというのは、皆さんもよく御存知だと思います。彼らは、その手続的なこともあるし、いくつもそれはフィルターもかかっているようです、県のそのいろいろなシステムに関しては。ですから、私一人がどう騒いでも、そう簡単にその働き掛けで変わるとは思いませんし、また御存知のように、県職員とあれだけもめている田中さん、県議会とこれだけもめている田中さんの後援会の何たるをもって、私は別に県の職員に圧力がかかったとは思っておりません。私は純粋に自分の意見を述べたわけです。以上です。

宮澤副委員長 今、委員長からの主尋問はすべて終わりました。これをもって小林誠一証人 の尋問を終了したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは、小林証人におかれましては、大変お忙しいところをお出かけいただきましてありがとうございました。御苦労様でございました。それでは御退席ください。お疲れ様でした。

[小林誠一証人 退席]

それでは、以上をもちまして、暫時休憩といたします。 6 時15分を目安に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩時刻 午後5時52分

再開時刻 午後6時15分

小林委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に百条調査権にもとづく記録の提出要求についてであります。各会派から提出を希望する記録の一覧表の提出がありましたら、順次発言願います。

柳田委員 本日の委員会でもあれてしたけども、しなやか会で負担された会合に参加した人、 岡部さん、松林さん、小林公喜さん、宮津さんの返還をしたという証言の証拠書類一式。それと平成 16 年 3 月 17 日、四ツ谷で行われた「長野県」調査委員会で使用された資料一式、これを長野県当局にお願いしたいと思います。

小林委員長 それでは今出されました記録につきまして、県当局等に対し10月25日(火)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「(異議なしの声)あり」

小林委員長で異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、百条調査権に基づき付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りをいたします。来る11月7日(月)「長野県」調査委員会元委員、東京大学大学院教授醍醐聰さん、「長野県」調査委員会元事務局長 松葉謙三さんを証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長で異議なしと認めさよう決定いたしました。

次回委員会は11月7日(月)午前9時から協議会を開催した後、引き続き9時30分から 委員会を開催し、証人尋問を行います。この際何か発言がございますか。

(「なし」という声あり)

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会時刻 午後6時18分